

第六十八回国会

衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十七号

昭和四十七年六月十三日(火曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長

田中 武夫君

理事

始閑 伊平君

理事

林 義郎君

理事

山本 幸雄君

理事

岡本 富夫君

理事

伊東 正義君

理事

村田 敏次郎君

理事

大原 亨君

古寺 宏君

理事

西田 八郎君

理事

橋本 龍太郎君

理事

阿部 未喜男君

理事

加藤 清二君

理事

米原 祥君

出席大臣

國務大臣

(環境省長官)

上田 稔君

次官

北海道開発政務

部長

防衛施設厅施設

副部長

薄田 浩君

官

経済企画政務次

官

環境省自然保護

局長

首尾木 一君

官

木部 佳昭君

官

岡安 誠君

官

環境省水質保全

局長

外務省国際連合

局長

林野庁長官

官

水産庁長官

官

建設省都市局長

官

吉兼 三郎君

官

蔭山 昭二君

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長

設課長

関沢 正夫君

福田 梅夫君

影井 梅夫君

太田 康二君

六月十日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月十一日

自然環境保全法案

六月十二日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月十三日

自然環境保全法案

六月十四日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月十五日

自然環境保全法案

六月十六日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月十七日

自然環境保全法案

六月十八日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月十九日

自然環境保全法案

六月二十日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月廿一日

自然環境保全法案

六月廿二日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月廿三日

自然環境保全法案

六月廿四日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月廿五日

自然環境保全法案

六月廿六日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月廿七日

自然環境保全法案

六月廿八日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月廿九日

自然環境保全法案

六月三十日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委員会に付託された。

六月卅一日

自然環境保全法案

六月卅一日

自然環境保全法案

P.C.B.

による汚染防止対策に関する陳情書(近畿二府六県議長会代表大阪府議会議長橋本親義外七名)(第三九四号)

は本委

うに努めるものとする。

(地域開発施策等における配慮)

第八条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮するものとする。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、国の施策に準じ、当該地域の自然的社會的諸条件に応じて、自然環境を適正に保全するための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第十一条 国民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(第二章 自然環境保全基本方針及び自然環境保全審議会)

(自然環境保全基本方針)

第十二条 国は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号を掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これら地域に係る自然環境の保全に関する施設に関する基本的な事項

三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る自然環境の保全に関する施設の基準に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、前二号に掲げ

る地域と自然公園法その他の自然環境の保全

を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成する場合には、あらかじめ、自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

4 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、自然環境保全基本方針を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

6 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

7 前二号に掲げるもののほか、環境庁長官が

第十三条 環境庁に、自然環境保全審議会を置く。

2 自然環境保全審議会(以下この条において「審議会」という。)は、この法律、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)の規定により、その権限に属された事項を調査審議するほか、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、自然環境の保全に関する重要な事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員四十五名以内で組織する。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 審議会の委員及び臨時委員は、自然環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 第十四条第三項の規定は立入制限地区の指定及びその区域の拡張について、同条第四項及び第五項の規定は立入制限地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、それぞれ

3 何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十七条第一項ただし書の許可を受けた行為(第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうために立ち入る場合

三 原生自然環境保全地域に関する保全事業を執行するために立ち入る場合

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全で定めるものを行なうために立ち入る場合

五 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ないと認めて許可した場合

6 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ないと認めて許可した場合

7 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官が

第二十条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十七条第一項ただし書の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上

4 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

5 その海域内に生存する熱帶魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域でそ

6 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

7 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは、同項の規定による届出の例により、環境庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四章 自然環境保全地域

第二十二条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社會的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。)

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む)でその面積が政令で定める面積以上のもの

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

五 その海域内に生存する熱帶魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域でそ

6 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

7 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官は、自然環境保全地域の指定をし

第一節 指定等

3 環境庁長官は、自然環境保全地域の指定をし

若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入制限地区)

第十九条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域における自然環境のために特に必要があると認めるとときは、原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、立入制限地区を指定することができる。

2 自然環境保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)又は特に保全を図るべき海域(以下「海中特別地区」という。)の指定に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 第十五条第二項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更(前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第二十四条 自然環境保全地域に関する保全事業(自然環境保全地域に関する保全事業に基づいて執行するものをいう。以下同じ。)は、国が執行する。

2 地方公共団体は、環境庁長官の承認を受けて、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全 (特別地区)

第二十五条 環境庁長官は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができます。

2 地方公共団体は、環境庁長官の承認を受けて、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができます。

3 環境庁長官は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を農林大臣と協議して指定するものとする。

自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るもののが変更(第二十三条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときもある。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境庁長官の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、第一号若しくは第三号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行なう行為は、環境庁長官に届け出たときは、第四項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けたものとみなす。

5 第十六条第一項第一号から第五号まで掲げた行為は、環境庁長官が指定する方法により当該限度内において行なうものについては、この限りでない。

一 第十七条第一項第一号から第五号まで掲げた行為
二 木竹を伐採すること。
三 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれら周辺一キロメートルの区域内において

当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

6 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号若しくは第二号に掲げる行為に着手し、又は同項第三号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について環境庁長官に届け出たときは、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものを行なうためには、総理府令で定めるものを行なうためにする場合

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官が

特定の野生動植物の保護のために必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護区域の変更について準用する。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び第五項の規定は、野生動植物保護地区内においては、

当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、又は採取してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、

当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、又は採取してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この

限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(第三十条において準用する第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうためにする場合

三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官が

第十七条第二項の規定は、前項第六号の許可について準用する。

2 第二十六条 環境庁長官は、特別地区内における

(野生動植物保護地区)

3 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうためにする場合

4 第十七条第二項の規定は、前項第六号の許可について準用する。

別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
3 海中特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境庁長官の許可を受けなければ、設置その他漁業を行なうために必要とされるものについてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものについては、この限りでない。
一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二 海底の形質を変更すること。
三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
四 海面を埋め立て、又は干拓すること。
五 热帶魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物で、海中特別地区ごとに環境庁長官が農林大臣の同意を得て指定するものを採捕すること。
六 物を保留すること。
4 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
5 環境庁長官は、第三項各号に掲げる行為で総理庁令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
6 海中特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。
7 海中特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中特別地区内において第三項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかるず、引き続き当該行為をすることができる。
8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について環境庁長官に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。
9 次の各号に掲げる行為については、第三項及

(普通地区)
第二十八条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうため必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。
一 その規模が総理府令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が総理府令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。
三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

3 環境庁長官は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの
四 通常の管理行為又は轻易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

5 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
（報告及び検査等）
第二十九条 環境庁長官は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、
（実地調査）
第三十一条 環境庁長官は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関する

環境庁長官以外の国の機関又は地方公共団体の長は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は地方公共団体の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者)以下この条において同じ)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後において帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第三十二条 第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第二十八条第二項の規定による環境庁長官の処分に不服がある者は、その不服の理由があるときは、公書等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第三十三条 国は、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第十七条第三項の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を算定する。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境庁長官にこれを請求しなければならない。

3 環境庁長官は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は国が行なう自然環境保全地域に関する保全事業の執行に關し、第三十一条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境庁長官」とあるのは、「主務大臣又は地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

(訴えの提起)

第三十四条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国又は地方公共団体を被告とする。

(配慮)

第三十五条 自然環境保全地域に関する規定の適用に當たつては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生産の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(保全事業の執行に要する費用)

第五章 雜則

第三十六条 保全事業(原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。)の執行に要する費用は、その保全事業を執行する者の負担とする。

第三十七条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受益者負担)

第三十八条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第三十九条 前二条の規定による負担金の徴収方法その他の負担金に関して必要な事項は、政令又は条例で定める。

(負担金の強制徴収)

第四十条 第三十七条又は第三十八条の規定による負担金を納付しない者があるときは、環境庁長官又は当該地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境庁長官は総理府令で定めるところにより、当該地方公共団体の長は条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五ペーセントの割合を乗じて計算した額をこえなければならない。

3 環境庁長官又は地方公共団体の長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期

限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該負担金が国の收入となる場合にあつては、国税の、地方公共団体の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、前二項により規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(國の補助)

第四十一条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保全事業を執行する都道府県に対して、その保全事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第四十二条 第三十六条から前条までの規定は、保全事業のうち他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定がある事業については、道府県知事に委任することができる。

(権限の委任)

第四十三条 この法律に定める環境庁長官の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)

第四十四条 環境庁長官は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動植物保護地区若しくは海中特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に関する保全計画の立案申しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 環境庁長官以外の国の機関は、保全事業を執行しようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。

(第六章 都道府県自然環境保全地域及び都

は、自然環境保全法の規定の適用については、同法第二十五条第五項又は第二十七条第四項において準用する同法第十七条第二項の規定による許可に附せられた条件とみなす。

(土地取用法の一部改正)

第五条 土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改定する。

第三条中第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 自然環境保全法(昭和四十七年

号)による原生自然環境保全

地域に関する保全事業

(森林法の一部改正)

第六条 森林法の一部を次のように改定する。

第二十五条第一項ただし書中「海岸保全区域」

の下に「及び自然環境保全法(昭和四十七年法律

号)第十四条第一項の規定により指定

される原生自然環境保全地域」を加える。

(自然公園法の一部改正)

第七条 自然公園法の一部を次のように改定す

る。

目次中「第一節 自然公園審議会(第四条—第

九条)」を「第一節 削除」に、「第四十条」を「第四

十条の二」に改める。

第二条の二中「すぐれた自然環境が現代及び

次代における国民の健康で文化的な生活の享受

のために欠くことができないものであることを

認識し」を「自然環境保全法(昭和四十七年法律

号)第一条に規定する自然環境の保全

の基礎理念にのつとり」に改める。

第三条中「当つては」の下に、「自然環境保全法

第三条で定めるところによるほか」を加え、「自

然公園の保護及び利用と」を削る。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四条から第九条まで 削除

第十条第一項中「審議会」を「自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)」に改める。

第三十六条第二項中「國」の下に「又は都道府

県」を加える。

第三十六条第二項中「國」の下に「又は都道府県」を加える。

第二章第六節中第四十条の次に次の二条を加える。

(原生自然環境保全地域との関係)

第四十条の二 自然環境保全法第十四条第一項

の規定により指定された原生自然環境保全地

域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に

含まれないものとする。

第四十八条の見出し中「国立公園又は国定公

園」を「国立公園等」に改め、同条中「又は国定

公園」を「若しくは国定公園又は自然環境保全

法第十四条第一項の規定により指定された原

生自然環境保全地域」に改める。

(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の一部

改正)

第八条 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の

一部を次のように改定する。

第二条第二項中「中央鳥獣審議会」を「自然環

境保全審議会」に改める。

(環境庁の設置法の一部改正)

第九条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十

八号)の一部を次のように改定する。

第四条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 自然環境保全法(昭和四十七年法律

号)の施行に関する事務を処理す

ること。

第四条第十五号中「第七号」を「第六号の二」に

改める。

第五条第四項中「同条第七号」を「同条第六号

の二」に、「自然公園審議会及び中央鳥獣審議会」

を「自然環境保全審議会」に改める。

第十一条第一項の表中

自然公園審議会
国立公園及び国定公園に関する
重要事項を調査審議すること。

鳥獣保護及狩猟、二関スル法律
及び特殊鳥類の譲渡等の規制

中央鳥獣審議会
に関する法律の規定によりそ
の権限に属させられた事項を
行なうこと。

理由
自然環境保全審
議会
鳥獣保護及狩猟、二関スル法律
及び特殊鳥類の譲渡等の規制
に関する法律の規定によりそ
の権限に属させられた事項を
行なうこと。

ついて、その提案の理由を御説明申し上げます。
わが国は、戦後すでに四分の一世紀を経過し、
今日世界に類を見ない経済成長を遂げ、国民の物
質的、経済的水準も飛躍的に向上したことは周知
のとおりであります。しかしながら、その間やや
持っていた復元力あるいは浄化力を越えた無秩序
な開発行為により、わが国の良好な自然環境が隨
所で破壊されるなど、人間環境の悪化が急速に進
行しております。

人間が人間らしい健康で文化的な生活を享受す
るためには、単に経済的な豊かさのみならず、す
ぐれた自然環境を確保し、これとの交流をはかっ
ていくことが不可欠であることは申すまでもあり
ません。日本独自の繊細ですぐれた文化は、四季
おりおり移り変わる自然との交流によってつちか
われてきたのでありますし、このようなことを考
えあわせますとき、今日急速に進行している自然
環境の破壊をこのまま放置することはもはや許さ
れるものではなく、これを阻止し、自然環境の保
全をはかってまいりますことは現下の緊急かつ
重大な国民課題であります。

現在、自然保護関連の法律といしましては、
前者は傑出した自然の風景地をその保護対象と
し、また後者は首都圏の近郊整備地帯における近
郊緑地の保全をその保護対象としている等その対
象が限定されており、急速かつ全国的に進行し
つある自然環境の破壊を未然に防止する制度とし
ては不十分であるといわざるを得ないのが現状で
あります。これらの事態に対処し、自然環境の
適正な保全を総合的に推進するためには、新たな
法制を整備する必要がきわめて強いのであります
。このような観点に立って、今回、自然環境の
保全の基礎理念その他自然環境の保全に関し基本
となる事項を定めますとともに、自然公園法その
他の自然環境の保全を目的とする法律と相まつ
て、自然環境の適正な保全を総合的に推進する方
案の自然環境保全法案を提案いたしました次第であ
り

○大石國務大臣 これから提案の理由を御説明申
し上げますが、その前に一言お詫びのことばを申し
上げたいたいと思います。
この法案がこのようなおそい時期になつて出て出
まいりました。それにはいろいろないきさつがござ
いましたが、それをいろいろと御了解を賜わりま
して、いまからわざわざ審議を賜わりますこと
は、まことに感謝いたえないとこでございます。
しかも、きょうは公明党の大会もございまして、
それにもかかわらず、このような異例な審議をし
ていただきましては、まことにありがたいこと
でございます。この委員会の御親切に心から感謝
申し上げます。

ただいま議題となりました自然環境保全法案に
めの自然環境保全法案を提案いたしました次第であ
り

ます。

以下、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行なわれるべきのものであるとの自然環境の保全の basic 理念を定めるほか、國、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにいたしております。さらに、これらもあわせて、國は、自然環境の保全をはかるための basic 方針を定め、総合的な自然環境の保全行政を推進することといたしております。

第二に、環境庁長官は、人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している土地のうち、一定の地域を原生自然環境保全地域として指定いたしますとともに、この地域における建築物その他の工作物の設置をはじめとして、落枝、落葉を採取する行為に至るまで、自然環境を破壊するおそれのある行為を広く取り上げ、これらの行為を原則として禁止し、人為が加えられることによって原生の自然環境が破壊されることのないようきびしく規制するとともに、特に必要のある地域については、その地域への立ち入りについても制限を加えることといたしております。

第三に、環境庁長官は、高山性植生または亜高山性植生や、すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域など、良好な自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定しますとともに、この地域の自然環境を保全するための規制または施策に関する保全計画を策定し、この保全計画に基づいて、自然環境保全地域内に、特別地区または海中特別地区を設け、これらの地区内で行なわれる建築物その他の工作物の設置や土地の形質の変更等一定の行為については、環境庁長官の許可を受けなければならないものといたしております。さらに特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認められるときは、

野生動植物保護地区を指定し、その地区内において野生動植物の捕獲または採取について制限を加えることとしております。

第四に、都道府県は、国が指定した自然環境保全地域に準する土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自別地区、野生動植物保護地区の規制の範囲内で、当該地域の自然環境を保全するために必要な規制を加えることができる」とし、現在多数の道県において制定済みの自然保護条例の法的根拠を明確にすることにより、国及び都道府県が相協力して自然環境の保全を総合的にはかることができるよう措置いたした次第であります。

このほか、政府がすみやかに良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全の制度を整備すべき旨の規定を設けるとともに、自然環境保護審議会の設置等について、規定いたしております。以上が、この法律案を提出する理由であります

が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 以上で提案の理由の説明は終わりました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 今回、この自然環境保全法が出されました。本来ならば審議はきょう一日よりないのあります。実質的にはきょう一日であります。その一日という限られた時間に、このような環境基準法とも思われる、また憲章とも思われるような重要な法律を出してきたという態度は、ほめられた態度ではございません。もつと国民のためにはつきり審議して、その実べきを期待するという態度こそ、国民の前にも、佐藤内閣の中でも人気のある大石長官の姿勢でなければならないはずな

んです。最後になつてからこれを出してきた、その時間も限られている、これではほんとうに残念であります。ですから、この間に、どういうような内容であるのか、その内容を十分突き詰めてこたへますから、この点をあらかじめ御了承を願います。

まず長官は、先般は国連の人間環境会議に出席して、日本の立場を明らかにしてまいりましたが、その労苦につきましては、私は深甚の謝意を表したいと思います。そして、その国連の人間環境会議のおそらくは第二委員会だと思いますが、捕鯨に関する十年間の捕獲禁止は凍結するという、こういうような件が可決されたようになります。そういうふうにして見ます場合には、勧告がそのまま今後法的な規制力になるかならないかはわかりませんけれども、これはもう背を向けることはできないという事実は当然発生するのじやないかと思います。同時に、中国でもまた、原子力によるところの破壊こそ最大の地球の環境破壊につながるものであり、戦争こそはこれに当たるものだ、こういうような訴えがなされたようあります。そして日本でも、長官がこれに出席しているところの発言なさいましたけれども、この中で環境の概念というものは、世界的に大きい一つの概念を構成してしまったのじやないか、こういうように私ども考えるわけであります。日本としても、環境保全法もこの意味で国土全体を対象にして出されたものであるのか、それともそのうちの一部の法律として出されたものであるのか。大きい世界的流れの中で、いま出された法律案の置かれている立場といふものはまず大事だと思いますから、先に長官に、この法律案を出された立場と、

○大石国務大臣 先ほどの提案理由の中でも申し上げましたように、いま日本の豊かな自然環境が、無秩序な経済開発によって各地で破壊されている現状であります。当然このすばらしい自然環境、これはわれわれが健康で豊かに生存するためにも、ぜひ必要なものでございますが、それは祖先がわれわれに残してくれた、しかもわれわれは、われわれの現在の生活にこれを十分に活用しながら、われわれの何十代の子孫にもこれを残してまいる義務がござります。そのような意味で、われわれは、現在このような破壊から何としてもこの日本の豊かな自然環境をできるだけ守ってまいりました。私は、日本全土にわたって、そのような守り方をいたしたいと根本的には考えております。ただ、それはいろいろな準備も必要でござりますし、いろいろな手続も必要でござりますので、われわれは、この日本の豊かな自然をみんなで守るという基本的な考え方をここに取り入れまして、具体的には一歩一歩その方向に向かって進めています。つまり考え方でございますが、とりあえずいまの段階では、まず大至急、いろいろな破壊からでござります。そういうわけで、必ずしも現在のこの法律案にようしては、すべての地域に対しましてわれわれが発言をあるいは権限を持つものではございません。また、日本の自然環境の中のごく一部にしかすぎませんけれども、全体的には、これを守るうといふ新しい心がまえをつくるという意味におかれています。ただそのためには、保護行政の一元化、これはやはり一本化のもとに強力にこれを実施させるような方向を当然とするべきです。初めに出された環境庁のいわゆる要綱案といふものと、現在法律として出されたこの法案といふもの、これを貫いて見ます場合には、言うべくして行なわ

れないというような要素がないか、私はそれを危惧します。

まず第一番に、開発に対する規制が初めの意気込みに比べて後退しておるのじゃないか。原案では、要綱では、守るべき自然ということで豊かな自然を守ろうとする意気込みがはつきりあらわれていますとして、四地区に分け、九段階に分けて開発をきびしく規制しようとする、こういうような意気込みがあらわれています。

〔委員長出席 始開委員長代理着席〕

しかしながら、出てきたものは規制をゆるやかにして、そして規制地域の区分もだいぶ減つておるようです。緑地環境保全地域、こういうようなものに対しても、これは姿を消したようであります。これは保護行政の一元化というものから、この法律全体を通じて二元化し、三元化し後退したものであって、豊かな自然を守ろうとするのはことばであって、意気込みであって、とうていこの法律によっては期すべくして得られないのじやないか。ということを感じられますか、長官として、これによつてはつきり自信を持つてやつてまいりますか。

○大石国務大臣 われわれが初めに理想としてやりたいたと思っていた事柄、考え方からしますと、はるかにこれは後退しています。おっしゃるとお方向でござります。行政も必ずしも総合的に一元化されておりません。しかし、できる限りその方向に持つて、こうという努力だけはいたしてまいりました。その点はひとつ御認識を願いたいと思うのでござります。

○島本委員 したがつて、その立場は理解するけれども、そういうような立場で豊かな自然を守るうとする意気込み、これを貫くのは保護行政の一元化でなければならぬし、そういうような一本の鋭い姿勢で出たはずでありますか、今度二元化し、三元化される、こういうふうな状態で守れるかどうか。守るための努力はわかりますが、これから具体的に指摘してまいかなければなりませんが、これはなかなか容易でない。前の原案、なぞな

こういうような法規案が出てくる。この辺に情勢のなったような現法規案が出てくる。この辺に情勢のほうははるかに大きくなります。りっぱなこの要綱が原案としてありますから、骨抜きになりました。この辺に情勢のなったような現法規案が出てくる。この辺に情勢のきびしさに対処できるかどうか危惧するところがあるというのです。やれるといふならば、今後やっぱりやつてもらわなければなりませんし、われわれも態度をその時点からきめなければならぬのであります。十分これによって、豊かな自然を守ることにおいて一片のおそれもございませんか。

○大石国務大臣 この法律案は、環境庁ができるから間もなく、このようないの考え方を中心としまして取り組んでまいりました法律案でございます。その考え方で自然保護局が中心となりまして、十分に環境庁の考え方というものを盛り込みまして努力いたしました。その法律案がわざわざ今日でなければ提案できないという事情は、十分に御認識願いたいと思うのでございます。われわれは全力をあげて努力してまいりました。しかし、会期延長という今日においてようやく提案できたというのは、いかに日本の行政の中でも、いろいろな機関その他のむずかしい問題があるかということをひとつ御想像願いたいと思うのでござります。われわれはもちろんこの法案で満足いたしておりません。当初のわれわれの考え方、構想よりはるかに後退しております。形も悪くなっています。しかしあらゆる努力をして、この程度でも日本の自然を守るために相当に役立つ、理想よりもはるかに大きいものであるけれども相当に役立つ、そういう考え方のものとに腹忍自重いたしまして——腹忍というものはおかしいのでござりますけれども、今まで努力してまいりましてようやく提案できたりは遠いものであるけれども相当に役立つ、それがまことに満足いたしているものではございません。今後この法律案を土台としてさらに新しい努力を続けまして、できるだけ完全なものにはございません。今まで努力してまいりましてようやく提案できただけ満足いたしているものではございません。今まで努力してまいりまして、もちろんわれわれはこれだけで満足いたしているものではございません。今後この法律案を土台としてさらに新しい努力を続けてまいりたいという熱意だけは持つておる次第でござります。

○島本委員 その熱意はわからぬわけではありません
せんが、心配があるのです。
じゃ、事務的に聞きますが、これは自然保護の
ための実行法ですか、憲章ですか。これでかけが
えのない地球を守るために、もう差しつかえない
法律案だと理解できますか。

○首尾木政府委員 この法律の第一章及び第二章
の部分につきましては、これは自然環境保全に関
しまするいわば基本法的な部分でございまして、
この部分につきましては、この法律のみならず、
自然公園法あるいは現在の首都圏、近畿圏等の縁
地保全に関する法律等も包括をいたしまして、そ
れの全体に及ぶ基本法的な部分をなしておるわけ
でござります。

りかけがえのない地盤を守るというようなこの基本観念の上に立ってこれは完全にやるために、もう少し強い姿勢を打ち出してしかるべきだった。私はこういうよう思います。しかし、隠忍自重した結果ようやく出せたのだという現在の政府の姿勢の中の苦しさ、これはわからないわけではありません。しかし最後になつてこういうようなものを出したのじやありませんか。この点は、やはり要綱程度のりっぱなやつが出せなかつたと、いうのを私は残念ながらほんとうにあなたのためには惜しむのです。しかしそんなことを言つてもしょうがありません。

まず第一番に長官にも、皆さんに聞きますけれども、いまこの自然環境保全法案、これを出しながら、お互に足を引っぱり合いながら、そしてなるべくこの実態に沿わないようにするための動きが各省間にあるのじやありませんか。こういうようなことはございませんか。ないという確認の上に立つて私は進めたいきたいと思うのです。これを一元化して強力に実行すること、これがいま日本一つの使命なんです。逆に、各省の間で

○島本委員 長官、やはりこれは基本的な、憲章的な性格が半分、そして、これはかけがえのない地球を守るといういわゆる自然保護のための実行法が半分、こういうような組成になつていて、したがつて、これはほんとうに一本に徹して、これは実行法ならば実行法のように一元化して強力にやる姿勢がほしかったと思います。あるいは宣言に倒れ、あるいは実行法の中に埋もれて、結局はあとからほぞをかむようなことがあつちやならないと思うのです。

現実のいろいろな実態、これからあげますけれども、法案に入る前に一つ一つの態度を聞きますけれども、それにしてもこれは自然保護のための実行法であり、憲章的基本法でもあるというようなものでなところが特徴のようであります。しかし、やは

○大石國務大臣 これを実行させまいとするような動きがあくそろ
しているのじやないか。このことをおそれますが
長官、そういうことはございませんか。

○島本委員 この法案が現在に至るまでの段
階におきましては、足を引つばるというわけでは
ありませんが、やはりいろいろな各省間の考え方
の違いがありまして、いろいろと難航したことほ
れおっしゃるとおりでございます。しかし、この辻
案がまとまりまして提案されましてから、一切各
省の間にそのようなもうなわ張り争いはございま
せん。これに対しても、全面的に協力をいただいて
おるとわれわれは確信いたしております。

○島本委員 じゃ、一、二具体的にただししてま
りたいと思います。

御存じのようすに、長官も出席しましたが、總理
も出席しましたが、札幌の冬季オリンピック大会開
催は偉大なる成功裏に終わりました。しかしながら
る条件として、国立公園であり、自然の保護が

た終り理いしま各法は方は役立つてよこつた事で

けは完全にさせなければならないといったてまえで恵庭岳の復旧計画、これに対してもつきり条件をつけたはずであります。この復旧計画はどうなつてしましょうか。もう実施されてござりますか。

○大石国務大臣 わざか三日か四日の滑降レースのために、あの貴重な恵庭岳の自然を破壊したといふことは、私は残念に思います。たとえどのようないい、オリンピックであろうと、大義名分とかにしきの御旗がありましても、あの自然を破壊したこと私はいま非常に残念に思います。しかし、これは私がいま非常に残念に思います。しかし、そうきましたことはしかたがありません。それは当時のいろいろな自然保護関係の人が懸命の努力をして、あのよろな復旧計画を約束して認めたといふところに私はその努力のあとを感じるわけでございます。御承知のように、あの競技が終わりました翌日からすでに設備が取り払われております。そして寒さも去りまして雪もなくなつた現在においては、それぞれりっぱな復旧工事が始まつておると私は信じておりますが、なお具体的なことにつきましては、政府委員から御答弁させたいと思います。

○首尾木政府委員 滑降コースの復元工事につきましては、オリンピック組織委員会ではば検討を終わりまして、近くその実施設計が提出されると聞いております。これにつきましては、北海道知事が環境庁及び林野庁に適宜照会の上、組織委員会に対しまして最終的に指示をすることとなつておられます。現在考えられていてるものといつしましては、資材運搬につきましては、七月中に集中的に行なつて、治山工事、植林及び緑化工事を強力に推進することとしております。またこれらの経費につきましては、現在一億六千八百万円が確保されておりますが、本年中にオリンピック組織委員会が清算法人となると聞いておりますので、今後これに変わる復元のための組織をオリンピック組織委員会がつくり、その責任を明確にし、復元に万全がはかられるよう措置する

ることを約束をいたしておるわけでござります。

○島本委員 この法律ができようとできませんけれども、森林資源に関する基本計画、これをやらなければならない自然保護の一つの命題であります。そうすると、これを実施する実施主体は環境庁ですか、林野庁ですか、北海道ですか、オリンピック組織委員会ですか。

○首尾木政府委員 オリンピック組織委員会でござりますが、これが先ほども申しましたように、清算をされるということになりますので、その問題につきましては、オリンピック組織委員会でこれを責任をもつて引き継ぎ団体をつくり、そこで責任をもつてやつていただき、かように考えておられます。

○島本委員 実際の面で、林野庁が山の緑を保全するためには請負をさせてやつておるところに不正事実がいまあらわれておるので、木曾の山の中

で、これを再び恵庭のオリンピックの場所で、オ

リソーシック組織委員会が清算団体になり、それから請負をさせたものにやらせる、こういうような

態度で、どうですか、ほんとうに緑の保全を強い

姿勢で——自然環境保全法をやると言ひながらも

そういうような姿勢がちよしちよあらわれる。

これで完全にできますか。自信がありますか。そ

うすると、請負にやらせるものと同じ結果ですね。

この主体は、これはどうなんですか、北海道庁なんですか、林野庁なんですか、環境庁なんですか。

○首尾木政府委員 これはオリンピック組織委員会が主体でございます。そこで責任を負つております。

○大石国務大臣 これはオリンピック組織委員会が主体でござりますが、それで責任を負つております。

○島本委員 これはオリンピック組織委員会が責任を負つておりますが、それが形が変わつたものになつては、林野庁が責任をもつて実

施してもらいたい、こういう要請であります。これは何年ぐらいで旧に戻りますか。二十年ですか、四十年ですか、五十年ですか、大体どれほどの見通しですか。それと植える樹種は決定してござりますか。

○福田(省)政府委員 現地につきましては、従来は伐採したあとは、生長のいいカラマツを植える

といふのが主体でございました。しかし最近、自然保護その他を考えまして、単純な材積生長ばかりでなく、自然保護あるいは将来の森林の状態を勘案しまして、北海道の郷土樹種でありますところのエゾマツとかトドマツ、その他広葉樹をまた森林を造成する計画に切りかえてきておりま

す。私は、御指摘の場所についての樹種が何であるか、ただいま手持ち資料がございませんけれども、そういう考え方立ちまして、北海道の自然

森林の計画につきましては、先生御承知と思いまますけれども、森林資源に関する基本計画、これを閣議決定いたしました。五十年の長期計画でござります。それから、それを受けまして、森林資源に関する基本計画のもとに全国森林計画というものがございまして、これはまた十五年の計画を五年ごとにつくっております。それを受けて、国

営の場合はまた地域施業計画をつくりまして、これは十年計画を五年ごとにつくるというぐあいにすべて計画的にやっておるわけでござります。実際に伐採なり造林なりその他事業を実施しました結果は、必ずそのあとを検査いたしまして、その適否を判断して、新たにまた計画をつくるというふうな手順でもってこれを行なつているわけでございまして、それぞれの現地において當林署長が単独でやるということは、これは認めておらぬわけでございます。いまの点の御指摘につきましては、あと地を十分に審査いたしまして、適正に、早く森林に戻すという計画をつくるようになつたいたい。またそのように指導いたしまりたい、このように考えております。

○島本委員 これは、やはりそれを強く要望するから、いままでのような態度じゃなく、強力に実施してもらいたい、こういう要請であります。これは何年ぐらいで旧に戻りますか。二十年ですか、四十年ですか、五十年ですか、大体どれほどの見通しですか。それと植える樹種は決定してござります。

○福田(省)政府委員 現地につきましては、従来は伐採したあとは、生長のいいカラマツを植える

といふのが主体でございました。しかしながら請負はどれほどになるわけですか。

○福田(省)政府委員 森林面積についてお答えいたします。

概数でござりますけれども、国土面積が三千六百万ヘクタール、森林の面積が二千五百万町歩ですから、約七割ぐらいが森林の面積になつております。

○島本委員 そのうち環境庁長官が、今後本法によつて、今度ははつきりと自然環境保全法の対象

としてこれを規制し、管理する面積はどれほどになりますか。

○首尾木政府委員 森林の全体の面積と申します

か、公園全部が五百萬ヘクタールでございまして、そのうちの森林面積が約八割程度にならうかと考

に適した樹種を中心にして造成していくといふ計画にしてまいりたいと考えております。

○島本委員 法案に入る前の一つの注意事項のような質問であります。それはやはり長官のほうがよく知つておると思うのです。いろいろやると、これは保安林の指定要件が満たされておらないよう、こういふような事例が多過ぎるのです。まあ、これが直営用によつてやる場合には、これ

はうまくいきますけれども、これが他の業態のはうに移管され、そのまた下請が行なう場合には、これ

がよく知つておると思うのです。ですから、今度はそういうことがあつちやいけない。そういうことにに対する強い規制の要望ですから、これはそのまま自然保護に

つながりますから、これは長官も——この点は調整権は長官にありますから、これは長官も——この点は調

整のないように緑の保全を早く復元させるようになります。それから、ほんとうに緑の保全を強

めで、どうですか、ほんとうに緑の保全を強めで、自然環境保全法をやると言ひながらも

それで私から強く要請しております。

それで、次に法案の一部に入りますが、まだま

だ入る前にいろいろ承つておきたいこともあります。ただそのように指導いたしまりたい、このこと

だけは私はから強く要請しております。

それで、長官の権限によって、本法によって規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

だけは私はから強く要請しております。

それで、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

ただ私はけれども、まずこの国土の関係で、森

林面積は全部でどれほどあって、そして今度は、長官の権限によつて、規制できる面積はどれほどになるわけですか。

さらに、今回の自然環境保全地域の指定等によりまして、それがどの程度になるかという点でございますが、実はこの法律の実施にあたりまして、今後さらに全体としてそれぞれ原生自然環境保全地域でありますとか、あるいは自然環境保全地域でありますとか、さらに都道府県の条例で指定をいたします都道府県自然環境保全地域の総数につきましては、ただいまのところ、全体として、幾らといったような面積のものを把握をいたしておりません。これは今後私ども調査を進めまして、全体のものをやつて、こうと考へておるわけであります。それらの面積は、当面、やはり現在の自然公園面積が大体国土の一三%程度になつておられますので、これのさらに数%が当面これにつけて加わるということござります。したがいまして、森林全体の面積というようなことに対する公園の面積といふものは、先ほど林野庁から申し上げたものに比べますと、非常にわずかなものにとどまるという結果になると考えております。

○島本委員 私が言いたいのはそれじゃないのです。いかに強力にこの法律を出してやつても、直接規制の対象になるのは国土森林面積の約一五%程度なんだ。あと八五%はノータッチである。これは森野庁の所管になつておる部門なんだ。したがつて、今後は林野庁との関係、林野庁とのいろいろな調整をきちっとしなければ、眞に緑の保全に対し実効をあげることができないのだ、これはやつぱり林野庁が持つてやりますから、今後伐採については法律で当然規制すべきじゃなかつたのかと思うのです。この点本法ではどういうふうになつていますか。

○大石国務大臣 さつき林野庁長官からのお答えで足りない面をちょと補足いたしたいと思いますが、われわれはこのような法律が通りますといろいろと原生自然保護地域なりあるいは自然保護地域なりをこれから指定してまいります。これほどくらいいなるかということはいま予測できませんけれども、できるだけ多くのすぐれた自然是守らなければなりません。それは一ぺんにきまるわけではありませんけれども、だんだん年次を重ねまして、できるだけ広い範囲にこの権限を広げたいと考えておるわけでございます。

樹木をなるべく切らないことは望ましいことでござります。しかし一方におきましては、やはり私権を尊重しなければなりませんし、林業經營といふものもわれわれは尊重しなければなりません。そういう意味で、十分に林野庁とも話し合いましたとして、正しい指導が行なわれますよう重ねまして、できるだけ広い範囲にこの権限を広げたいと考えておるわけでございます。

林野庁の所管する国有林につきましては、これはお互に役所同士でござりますから、十分な話し合いもできますし、いろいろな無理も言えますけれども、民有林につきましては、やはりできませんだけ彼らの私権も尊重しなければなりません。同時に、国の自然を守るために協力してもらわなければなりません。そういう意味で、これにつき

ましては林野庁とお互いに協力をいたしました。ある程度の規制、ある程度の指導はしなければならぬ。そうして、皆伐をするとか多数の木を一ぺんに切ってしまうということをさせないよう、その保全計画を初めて立てる場合には、十分な指導をやりまして、そのような自然を破壊するようなことはさせないようにいたす方針でございます。

○島本委員 国有林のうち、保安林に対する長官の考え方はいかがでありますか。

○大石国務大臣 この保安林の扱い方につきまして一番これが議論になったものでござります。その結果、これは妥協でござりますが、いろいろな妥協が行なわれまして現在の法律案になつたわけでございます。保安林につきましては、いまわれわれは伐採権というものを禁止することはできません。それは林野厅においてするわけでござります。しかし、その保安林につきましても、森林法その他の法律によりまして十分に保護してござります。と思いますけれども、十分に保護してござります。かつてな、むちやくちやな計画は今後やつていただかないと思いますので、これにつきましてはわれわれもある程度安心をして、林野庁と相談をしてまかせることができますといふ考えておる段階でございます。

○島本委員 では林野庁にお伺いしますが、やはり国有林の中で重要なのは保安林、保安林の中には水源涵養林その他いろいろあるようでございまして、その保安のための意味、こういうものはどうまつも失うような管理をしてはならないと思します。長官もいまはつきり、伐採権は規制できなさい、保安に対しては今後十分心配のないようにしていきたい、こういうふうな意思の表明がございました。私は今後、林野庁長官が権限を持つ保安林、この伐採、この管理のしかた、これがいままでのような行き方でいいのか悪いのか、これは重要だと思うのです。今まで山を荒らしているのは林野庁ではありませんか。林野庁こそ山荒らしの元凶なんです。それにいま管理を委任してそのままやらせる、これで安心だと長官は言う。いま

かもこれは里山地帯に限る、その周辺には天然林を残す。なお山の上のほうに参りますと従いまして、伐採、いわゆる間引きする形、伐採の面積をふやし、あるいは山岳地帯は禁伐にするという方針に切りかえたものでござります。ことに入りましてから、二月にそういう方針を出しまして、各局に一応指示をいたしておりますところでございますが、やや具体的に申しますと、皆伐いたしまして面積は約三割減らしたわけであります。伐採いたしまして面積は二割ふやし、禁伐の面積は四割ふやしておる、そういう姿にしたのでござります。そういうことによりまして、今後は特に保安林の制度を強化いたしまして、伐採の規制その他、管理については適正な厳重な指導を行なつてまいりました。先ほど環境庁長官おっしゃいましたようなことで、今後は姿勢を改めて、国民全体の国有林でござります。御指摘のような方向で対処してまいりたい、かように考えております。

それをこえて伐採されている。百ヘクタールもやつておる。これはひど過ぎる。それから保護樹林帯に対する配慮、これはもう何をしておらない。これらは大面積伐採によるところの崩壊、こういうようなものに対してもはとんどそのままにしておる。実際いままでのこういうようなやり方は許されない。これはもう衆議院の決算委員会並びに衆参の農林水産委員会でも十分やられたことですかね、あえてここで追及しようと思いません。ただ、保安林の指定要件がございますが、この指定要件自身も満たされておらないじゃありませんか。これは一体どうしたことなんですか。切り方、植える樹種、こういうようなものははつきりとまとめておるはずです。あるいはこれは保安要件、三千本ときまつておる。しかし実際植えたのは二千七百本。しかし、実際、請負に回して、あとから調べたら七百三十五本より植わっておらない。これで復元できるような状態だといえますか。森林法違反をやっておるのは林野庁だということになるのです。これはほんとうに困ったものですが、今後こういうようなことを二度と繰り返してはならないと思いますから、これをやらないということでお私は了承しておきたい、こう思うのです。

それから、建設省来てござりますか。来ておるならば、ひとつ私自身聞いてみたいことがありますので、おりますか。

○田中委員長 建設省は都市局長が来ています。

○島本委員 では局長に伺いますが、いま林道のつけ方、これは建設省がやつておられますか、それとも現在は林野庁がやつておりますか、それとも、環境庁は、林道をつける場合、これは山の自然を守るために、林道の場合は、ノータッチです

いたしましては、それらの地区内における林道の

か。

○首尾木政府委員 現在やつております自然公園法及び今回の自然環境保全法でございますが、それぞれ公園の特別地域でありますとか今回の特別地区等につきましては、林道の設置は、これは許可制ということになつておりますので、環境庁と

設置については一件一件その許可を行なつて実施をいたしておりますところをございます。

○島本委員　これは、林野庁は、林道をつける場合にはそれに対しても十分な注意をし、あとから点検して、そしてその管理に当たっておりますか。

○福田(省)政府委員　林道につきましては幹線林道、事業林道、いろいろござりますけれども、御指摘のようすに、当初設計をいたしまして、その実行につきましては、段階で監督をし、完成した後においては十分検査をしておるところでございますけれども、最近、林道のつくり方につきましていろいろ御批判がござります。というのは、従来はやはり生産性重点と申しますか、能率重点と申しますか、そういう点に片寄り過ぎたために、土地が必ずしも完全でなかつたという点がござります。そういう点につきましては今後十分、これらは予算措置の必要な問題ではございますけれども、改めてまいりたい、かように思つておるわけでござります。

○島本委員　やはり長官、今後管理するために、林道のつけ方一つも自然環境破壊の元凶をなしているのです。自然環境破壊の元凶というと、ことばが過ぎたよう聞こえるでしょう。行ってみたらわかるのです。このつけ方のでたらめなことは、その周囲を全部もう崩壊さしているのです。よくこれを許可してやつたものだと私はつくづく思いましたが、同じようなことで、今度は自然環境の保全をしていくと思ったら、これは大間違です。まさに自然の破壊につながりますから、これだけはもう十分留意してやってもらいたい、こう思ふからこれを言うのです。

長官も知つておられますけれども、丸野林道、これは三十四年から開さくして、一万六千九百メートルに及ぶ、これが近くは坂下町に通ずる循環道路として観光道路の予定になつておるようであります。しかしあれは、許可是三メートルだけ許可しておるはずであります。そのほかの樹木の損傷に対しては許可ないはずです。あれをただ三

メートルの幅にして、そのままブルドーザーを入れて、そしてその岩石を全部そのまま谷間に落としてあるでしょ。下の森林は全部そのために崩壊してしまっているでしょ。雨が降るとそれがまたそのまま岩と一緒に流れていっているでしょ。三メートルの道路を許可しただけで、こういうような森林の場合には許可してないはずなんですよ。それに対してもうすでにこういうようなことを平気でやって省みておらない。一体、これをやっているようなのをそのままに今までなぜ認めてきたのですか。林野庁自身が、林野庁のかつての長官その人をいただいて、林業コンサルタント、そのもとで工事の請負をやっておる。その結果が、結局はもう監督が、その営林局の土木所管の部が課で負わなければならぬのはずのものが、何も見てない。ずぶのしろうとのわれわれが行って、いかにこの林道開ざくが森林の自然の破壊につながるか、これを見てきょううてんしてきたのであります。何のために側溝もない、何のためにのりも不完全な、何のためにただブルドーザーでやつてそれを落としていけばいいような林道をつくらせたんですか、今まで。木曾のヒノキ、木曾の杉、これは優秀なものです。林道一本のために下のほうの森林は全部いかれてしまっておる。そしてあとから、その林道並びに復急治山工事のために、五千万円も四十六年度では金をまたかけている。こういうようなむちやなことをやつちやだめです。

いままで私が言つたことに対するどういう処置をとりましたか。

○**福田(省)政府委員** 先生御指摘のように、坂下営林署の丸野林道につきましては、先般ほかの委員会で写真も拝見いたしました。また、先般テレビでも私、実はそういうものを拝見したのです。あそこは石英粗面岩が非常に崩壊しやすい風化地帯でございます。やはりあいだところに対してもは設計を厳重にいたしまして、あと地の保全工事、特に土捨ての問題につきましては、一定の場所にそれを捨てて、その場所については植栽等の

工事をするというふうな措置が必要であったと思
うわけでございます。先ほど申し上げましたよう
に、ただ単価を安く仕上げまして、能率よくやり、
木材の生産に重点を置くことがそういう結
果を招いたものだと思うわけです。十分反省いた
しまして、今後はああいった地帯につきましては、
特に林道の施行の問題につきましては規格を厳重
にいたしまして、なお路線の選定につきましては
やはりそういった地帯を避けるとかいう配慮も必
要でございます。もちろん予算を必要とすること
ではございますが、やはり第一はそりいだ木材
生産を能率的にやるばかりでなく、国民の皆さ
んの要望にこたえて自然保護ということを今後重
点に考えますならば、この林道のあり方について
は非常に御指摘のような基本的な問題がございま
す。從来は特別会計制度でございまして、単年度
収支でございます。その年にあげた収入の代金で
一切仕事をやっていかなければならないという点
にも、やはり財務上の問題があるわけであります。
これらの林道の経費につきましては、財務のあり
方についてもただいま林政審議会で検討願つてお
るところでございますが、御指摘の点は十分勘
案いたしました、今後今までのようなことにな
いようにしていきたいと思っております。

園保安林という表札がちゃんとある。表札だけあります。あとはみんな木は切られておる。そして谷をずっと見ると、その切って捨てた岩石が下まで投げられておる。そこへ植えようとしても何にも植えられません。まさに自然破壊をしておるのは林野庁、そしてまたその直接の原因はもう林道造成、こういうようなことがいえると思います。それともうもわれわれわからないのでありますけれども、谷間の急な斜面の場所、そこにはりっぱな杉やヒノキが植わっている。それを一たん切ったならば植えるのに困難だ。そういうようなところを全部切つてしまつて、谷間ですから怒濤のように雨の水がそこを流れている、こういう指導はしたのですか。自然保護になりません、これは。植えられない個所、せめて今まで植えておったのは大事にしなければならないような急な場所、人が上がるのにもほとんどこれは綱にたよらなければいけないような場所、そこに優秀な木があつたのもみんな切つてしまつた。あと全部植えられない。こういうような造林のしかたありますか。これは造林技術の至らないところまで切つている。こういうようなことで、ほんとうに残念なんですけれども、少なくとも水源涵養林といわれるものは切つてはならないです。具体的な事例としては、もつともとありますのが、もうすでに長官は自責の念にたえないようでありますから、これ以上追及するのは私はやめます。

ただ、ほんとうに長官、いま保安林を今後この法律によつて、あなたの所管として十分責めを果たさなければならぬが、今までと同じような行き方では全然だめでありますから、この点だけ繰り返させないよう、経済的の問題からこれがどうしてもだめだった場合には、闇議にかけてこいままでの問題点がござりますから、再びこれを点は十分に考えるような処置をしなければならない、こういうように思います。

○大石國務大臣 最後に、これに対する長官の意見も伺つておきます。
ちやな自然破壊がたくさんあつたと私も認めておきます。これにつきましてはいまくどいことは申しませんが、今後はこのようなことはあってはならないと考えまして、いまいろいろと考えております。現在われわれは全国の自然破壊に対するいろいろな実態を調査いたしております。これがまとまりましたならば、あるいはこれを土台として勧告をいたす考えも持っております。勧告によってその実態をはつきりとつかまえ、それに対応する対策を樹立しよう。それができない、それを実際執行しない場合には、総理大臣にその勧告権をさらに発動してもらいまして、総理大臣の命令によつてやることになりますが、そこまでさしてはこれははなはだましいことになりますので、とりあえずいま実態調査をしながら、実態をもととしていくいろいろと話し合いをして勧告権も発動しないで済むような、そういうような今後のあり方をつくっていただきたい、こう考えておる次第でござります。

○島本委員 お答えいたします。
長沼の保安林の解除は、保安林解除の必要性とそれによる保安上の影響などを慎重に検討して行なわれたものでござりますが、これは教育訓練施設敷地と、それから連絡道路として利用されるにあたってのり面の緑化をできるだけ行なう。それからできるだけ立木を残すようにしていますので、自然保護という面については十分配慮してきましたつもりでございます。私らも実は現地を見ていいないので報告に基づいてのお話なんですけれども、一応そういうことであります。
なお、経過をお話しいたしましようか。
○島本委員 時間の関係上、経過は私自身よく知つておるからいいです。それで問題は、ナイキ射撃場、これを使用するということで、かけがえのない保安林をそのまま今度は無断で伐採する許可を林野庁が出したら、農民のほうから訴えられた、そして農民のほうが勝訴した、それに対して国がまた伐採するために控訴している。こういうふうかなことがありますかというのだ。わかった人いないか。開発庁のはうへきのうよく調べておけと言つたから、あなたのほうで調べておるでしょう。
○上田 政府委員 ただいま林野庁長官のほうでちょっとお答えになられましたが、防衛庁のほうでお使いになる使い方でございますが、保安林であったときの性能といいますか、状態といふものがあまり変わらない状態において使つていくということでござりますので、そういう面において洪水の心配が起こらないような程度にしてもらおうということをございますので、許されたというふうに聞いております。
○島本委員 少なくとも保安林は、必要でないものは保安林にしないわけだ。必要だから保安林にしている。それを無断で伐採している。その許可

○大石国務大臣 これは國の行政内のこととござりますから、私からいろいろなお答えをするのもおかしいじゃないかというのです。これはやはりほかじやだめですから、長官。

ちよつとむずかしい立場でございますが、私は、やはりできるだけ民意を尊重して、できるだけ話し合いによって穏やかな行政が行なわれることを心から希望いたしております。

りです。あなたはそこを強くならぬとだめなんですね。落陽の佐藤内閣をささえるたゞ一本の柱はあなただ。あなたがそうふやふやしていては困る。しかしこれはほんとに大事なところなんです。保安林の価値があるから、それを切つてもらいたくない農民が、無断でやったのに対して訴えて勝つたのですから、勝った以上、保安の立場からするべく、当然國の態度としてもつともっとと考えなければならぬはずです。どうもその辺あいまいなんです。これで自然環境保全法を強力に一本にして守るなどというのは、この辺になると少しおかしいじやありませんか。この辺でもき然とした熊度を示してもらいたいのです。

○大石国務大臣 私は環境省長官という立場から、いえ、いえ、できるだけ日本の自然を破壊したくありません。一本の木も切りたくありません。そういう考え方でございます。ただこの問題につきましては、われわれの所管面が違いますので、いまわわれが直接どうこうという指図はできません。たがいまして、詳しいことは所管の大臣ともよく話しをいたしまして、できるだけ穏やかに進むことに話をして進めてまいりたいと思っております。

○島本委員 穏やかに話を進めるというのは、国機関として、農民が勝ったならばその時点において政策変更してやるのが正しいですよ。わざ

さに控訴までして自然を破壊させるようなことに隣境廳長官は協力する必要はない。もしこれに協力してやるとするなら、これはとんでもないことだ。ここへ防衛廳と法務省と呼んでもう一回やらなければならぬわけですが、長官としてこの際然とした態度をとつておいてもらつて、次へ進めばほうが能率的ではないかと思うのです。こういうことがあつたらどうするか、もう少しはつきり

○大石國務大臣 言つてください。
　ただいまの御趣旨は十分に体しまして、努力してまいりたいと考えます。
○島本委員 もう少し言えないかな。努力すると
　言つているのですから、その成果についてわれわれ
　れは――どうも努力だけではほんとは足りない。

ままでそのような方向で行政が進められてまして、いたわけでございます。そこにわれわれがばかりかっと一つ入りましても、ちょっと異質的なものになります。そこで十分建設省といろいろ検討いたしまして、お互に意見を尊重しながら、はとに都市近郊の緑地を十分に確保する、これを守るという方針のもとに、ことし一年かかつて四八年度でいいのをつくる、所管はどちらでもいい、お互いにいいものを、お互いに共同してつくろうということに意見が一致いたしまして、そういうことで明年度に法律をつくる、そういう方向を固めまして、そのような方針を法律案の

いうたれ込めておるのでござります。沙して御用意をしておりませんが、さらにわれわれは両方の権威をお互いに譲り合ふとか、あるいはお互いの正しい一番いい方法をとるというようなことでこれは進めてまいるという方向にありますので、その占はひとつ御了承願いたいと思っております。

○島本委員 ちょっとこれはおかしいです。私はもう強力にこの国土を全面的に対象として、自然

環境の保全をはかるという構想の当初の原案のほうがよりすばらしいと思うのです。いまの長官のことばによると、建設省の所管になつておる公園緑地は、都市計画のほうに残しておいてやるはうがなおすばらしいようないい印象にちょっと私聞にうたのですが、それならば、原案のほうはだめだったのです。

たということになる。その点は議会答弁としてならまだしも、長官の口からそれを聞くというのはどうも私は納得しかねます。

それはそれといたしまして、林野庁のはうかどんに先ほどいろいろな答弁がございましたが、今後どうなり林野庁へ残る保安林の管理、これについてはひとつ長官に閲覧として、これは重大な提言をしておきたいと思うのです。林野庁は、今まで専門家からも話があつたように、独立採算制に甘くしておいて、特別会計によつていろいろ運営しておわけです。そうするとその機構のもとで事業を実施するとなると、収支を合わせるために伐採による点が置かれるることは理の当然になつておるわけですが

林道一メートルおそらく十五万円くらい認めてやらなければならぬいような個所を一万五千円くらいで請け負わせておる。それでも山のてっぺんから落とすから、側溝もないままに林道を作成すればするほど、今度は山が荒れていく、こういううらやな結果を醸成していた。やはりこれもいままで行き方からすると、当然このままでは許されないということになると思ひます。したがつて、何を守るために直営用の制度、現在もこれもはつておるがためにも、こういうようなことも決議されて

るにすてすか、どうぞおきのうし語句つかひ
ることができないようにして、だんだんそつち
のほうに追いやられているという矛盾だけは、ど
うしても解消させないといけないと思います。し
たがって、今度は森林、植林、こういうようなも
のに対する手抜き、それから林道によるところの
森林の荒廃、こういうような目に余るようなこと
さえも、独立採算をたてまえとした、いわば、こ

れどもいままでやらざるを得なかつた。こうなつてくると、眞に自然環境の保全のためには、林野庁のあり方、それと内閣全体としていまのような行き方をどうするかという点は十分再検討して、そして緑の保全、いわば、自然環境保全の全きを期する必要がいまにしてあるんぢやないか、

こう思ふのです。いままでと同じようなことをしておくなれば、また同じことが繰り返される、こういうようなことを言わざるを得ません。この点について長官のはつきりした決意を表明しておいていただきます。

では、そのような企業性を中心とした独立採算制では、やはりいまの林野庁はやつていけないと思います。そのような自然の移り変わり、行政の移り変わりの中において、今までののような独立採算制をしられたところに、いまの林野庁は自然破壊のいろいろなやり方をしられたんだ、私はそういうふうな日本の国有林なりそういうものの考え方をいまして、これからは当然、このよいうな林野庁の機構なりものの考え方をもつて、このことにつきましては、私もいろいろな考え方を変わっていかなければならぬと思います。

を持つておりますが、ただいま林政審議会におきましていろいろと検討中でございます。おそらくそこから、妥当な納得すべき意見が出てくると思ひます。私はそういうものに期待いたしまして、あえて私の意見は申しませんが、当然しま島本委員の仰せられたような、一つの林政と申しますか、

そういうものに対する大きなものの考え方方が変わってくる、こういうことを期待しておる次第でござります。

の中で、最近ストックホルムでいろいろ発言な
さつたり、いろいろな点でわれわれは全面的に共
感をいたしましたが、長官自身はあとからそれを
取り消されたというのがありました。本案に関連
して、新全國総合開発計画の改定について、やは
り今後は何らか考えていかなければならないの
じやないかと思いますが、これに対してどういう
ような意見を申し入れる決意でございますか。
○大石国務大臣 私が新全國についてのきびしい

批判をいたしましたて、閣議のあと取り消したといふことですが、取り消したのではなくございません。きびしいことばづかいだけをあやまつたのでございまして、私のその考えは変わっておりません。

議で声明しておりますように、やはりこの新全總については大きな改定が行なわなければなりません。それはどういうことかと申しますと、私はこう思うのです。もちろん新全總そのものには非常にりっぱなものがたくさんございます。日本の正しい、平均のとれた経済の開発をつくるために非常にいい面もございますけれども、一番大事なことは、どこにその目標を置くか、理想を置くかということだと思います。残念ながらこの新全總は、昭和四十四年に内閣によつて閣議で承認されたわけでございますが、それまでおそらく六年もの間資料を集め、一つのりっぱな構想をつくり上げました。当時としてはまことにりっぱな、画期的なものだったと思ひますけれども、そ

○島本委員 よくわかりました。少なくともこの緑をふやさなければならぬよなうな趨勢、これは十分理解できると思いますけれども、都市をつくるために緑を削り取る、破壊する、こういうよなうなやり方は計画自身がおかしいですから、環境庁も今後はやはり人間を中心にして、経済最優先の考え方を改めていきたい、こういうよなことですございます。

そうであるならば、いろいろございましょうけれども、北海道開発庁に特に具体的な問題として、いま長官からそういうよなうな意思の表明がございましたが、北海道にも北海道の三期総合開発計画があるはずであります。それは苫小牧の北方百五十町歩ほどの国有地、国有林を切り開いて三十万人程度の新しい都市をつくる計画、これを開発庁が進めておられるようであります。マスター・プランも、いまの内閣の間にこれを決定に持つていいたい意向のようであります。千歳と苫小牧のちょうど中間の国有地、それも国有林の中にこれをつくり上げたい、こういうよなうことになっておるようであります。北海道は国有林を切り開いてまで都市をつくらなければ土地がないのですから。環境庁の長官はこれを知っていますか。

○大石国務大臣 いろいろとその話はよく聞いております。

○上田政府委員 苦小牧 東部の計画でござりますが、これはお話しのとおり、北海道の第三期計画に基づいて計画をいたしておるものでござります。その第三期計画は、全総計画に基づいて計画をいたしております。

全総計画が十分に検討されて、そのときにおきまして必要でないということになりますと、もちろんこれはたいへんなことになるわけでございましょうが、私どものいまの考えでは、現在日本の国は、太平洋ベルト地帯に工場が非常に集中しておる。それがために、この東京もそうでございます。外を見られたら、このとおり灰色の空気になつてしまふ。こういうことは、結局は工場がそういう地帯に非常に集中しておるということから起つてきま

ておるんだ。これを防ぐための方策としては、一つは工場をある程度分散させなくちゃいけないということ。それからまた、もう一つは、出る排煙とかいろんな公害、そういうのをなくするような施設をつくらなくちゃいけないということです。

こういうことを考えますと、太平洋ベルト地盤の現在の工場におきましてそれを要求いたしましても、実際上それがなかなかできないというのが現実ではなかろうか。しかしながら、新しい施設といふことになりますと、そういうことが考えられてできるようになつていくのではないか。現在首都圏の東京におきましては、既成都市区域の範囲内においては、工場の新增設といふものを禁むをいたしております。また近畿圏におきましても既成都市区域において工場の新增設というのを禁止いたしております。したがいまして、その中にある工場といふものは、逐次新しい地域を求めてそこに移転をいたしまして、そうして新しい施設によって公害の起らぬような工場、そういうものをつくつていっておるのが現状でございます。

北海道にもそういうものの基地をつくらなくなつちゃいけないのじゃないか。そういう意味において、この第三期計画といふものをどう変更するか

要はないのじゃないか。特に北海道は、今まで北海道の開発と言つておつたけれども、実際は開拓にすぎなかつたのじゃないか。農林の開拓であり、そして水産の開拓である。林を切り開いて農地に変え、牧地に変えた。これが北海道の今までの開発だつたのじゃないか。

しかし日本の人口といふものは、私たちが子供のときに、われら国民七千万あるいはわれら国民六千万と言つておつたときは、これは朝鮮が入りそしてまた台灣が入つて、その人口を入れてそういうものであつた。だから、したがつて本土の中の人口といふものは五千万あるいはそれ以下であつたのではなかろうか。そうすると、いま一億になんなんとするわけでござりますから、倍の人口になつている。この人口はやはり北海道も担当をしてもらつて、そうしてともに日本の國の国民をささえていかなくちゃいけない、日本の國をささえていかなくちゃいけないんじやないか。その一翼として苫小牧東部、これに夢を持つておるわけでござります。

○島本委員　だれもそのことを言つているんじやないのです。あなたのほうでやつたマスター・プラン、これは土地利用交通体系バターン図、これを私ちようだいしてきて、これによると、支笏湖のそばの千歳市と苫小牧市のはば西北方、ここに百五十町歩の国有林とそれから国有地があるのですが、その国有林を全部切つて都市をつくるんだというプランができるのです。木を大事にしなければならないと言うが、これは千古おのを入れないようなりっぱな国有林です。ここに今度都市を移すというのです。そばに千歳市があり恵庭市もある。なぜそちのほうにふやして持つていかないのですか。なぜわざわざ木を切つて三十万の町にしなければならないのですか。これはどうもやることと言ふことと違うんじゃないか。いま新まこの工場計画全部を変えると言ふんじやないのです。そのうちにここに都市をつくるというのです。それも国有林を切つてやるというのです。長

官、これに対してもオーケーを与えたというならばあなたのイメージは急にダウンしてしまいます。が、北海道にはこれしか土地がないわけじゃない。まだ平地も山もたくさんある。こういうようなどころにわざわざ貴重な木を切ってまで道路を通し、そうして三十万の都市をつくる。こういうような計画を今後第三期の計画の中に入れて、そうしてこれを実施する計画にあなたがオーケーを出したという。ですから、そのやり方が緑の保全、すなわち自然環境保全法案を通過させようとする態度としては相反するんじゃないかと言つているのです。

○大石国務大臣 いまのところその地域は残念ながら国立公園、国定公園の中に入っていないと思いますから、われわれのほうが許可するとかしないとかいう権限はなかったと思います。

ただ、私は北海道に参りましたときに一番痛感することは大きな木の少ないことです。北海道といふとわれわれのイメージとしては大きな自然林がたくさんあるような地域であろうと考えておりますが、北海道に行くたびに——大雪とかあまり高い山に行ったことがありませんからわかりませんが、大体において、阿寒を中心とした天然林は別ですけれども、ほかの地域に参りますと、みんな切り払われて貧弱な森林になってしまっているのがだいぶ多い。これは明治、大正においての行政上北海道を荒らしたいいろいろなきさつはありますようけれども、非常にさみしい感じがするのはその点であります。ですから、私はできるだけ北海道の大きな木、天然自然林を残さなければならぬと思う。これは日本の自然保護のための大任使命だと私は思っております。そういう意味で、いま百五十年から二百年にわたるような木のある国有林を切り払って、わざわざそこに三十万の都市をつくるということに非常に疑問を持つております。ほかに土地がないのか、私は十分使える平地があると思うのです。

ですから、私は近く北海道へ出てまいりまして、大雪山なりサロベツなりその他を一べん視察して

まいりたいと思いますが、その節そこに寄りまして、そうしてその自然林が非常に保存すべき価値のあるものならば、私は、この法律案が通りましたならば、そもそもこの地域の中に入れまして守つて、それはもちろん都市をつくらなければならぬでしょうけれども、都市はもっと別の地域に考えようなどにしたらどうかという一応の考え方を出したというわけでございます。

○上田政府委員 御質問の趣旨を取り違えましたとして、どうもいたへん失礼をいたしました。

ただいまの三十万の都市の位置の問題でございまして、これにつきましては、実はマスタープランでございますので、そういうような工場の配置、それから都市の関係、そういうものでそこに入つたのではなくらうかと思うのですが、実施をいたしますときにおきましたは、そういう保安をいたしますときにおきましたは、それはもちろん十分に考慮をいたしまして、そういうところははずすようにしてやつていただきたい。もちろん環境厅とも十分お打ち合わせをいたしました。

○島本委員 私自身も、自然環境保全という立場からこの問題に対しての計画を見る場合には、何

か産業優先のにおいてがするんです。苫小牧のこの辺に対しても公害を出さない港づくりのはずである計画です。これはもう完全おかしいのです。初回十分に検討して、そしてその場所が適当かどうか、木を切るのはどうなのか、この辺まで十分やらないと、せつから公害をなくするようなコンビナートであつたはずなんです。三十万の都市をつくってそっちのほうへ住民をやつてしまおうとする、そこを荒らすだけ荒らしてしまう、こういうような計画があるとしたならば、これは再考慮を要します。これは十分慎重に考えて、それで実施調査の上で話し合いをして、そのような都市をつくったらどうかいま内々で相談中だそうでございますから——もちろん私は簡単に木を切ることは認めません。それで、まあ視察をいたしまして、この法案が通りましたならば、それだけの価値があるものならばそのような保存地区にいたしたいといふふうに内心考えておる次第でございます。

○島本委員 次に移ります。今度はいよいよこの間違ひありませんね。

○上田政府委員 おことは返すようですが、住民を追い出してそこへやるというような意思はあるものなんですが、私は、この法律案が通りました。いよいよ考へて、それはもちろん都市としての近代生でしようけれども、都市はもっと別の地域に考えられるようなことにしたらどうかという一応の考え方を持っています。

○上田政府委員 御質問の趣旨を取り違えましたとして、どうもいたへん失礼をいたしました。

ただいまの三十万の都市の位置の問題でございまして、これがつきましたは、実はマスタープランでございましたので、そういうような工場の配置、それから都市の関係、そういうものでそこに入つたのではなくらうかと思うのですが、実施をいたしますときにおきましたは、それはもちろん十分に考慮をいたしまして、そういうところははずすようにしてやつていただきたい。もちろん環境厅とも十分お打ち合わせをいたしました。

○島本委員 私自身も、自然環境保全といふ立場からこの問題に対しての計画を見る場合には、何

か産業優先のにおいてがするんです。苫小牧のこの辺に対しても公害を出さない港づくりのはずである計画です。これはもう完全おかしいのです。初回十分に検討して、そしてその場所が適当かどうか、木を切るのはどうなのか、この辺まで十分やらないと、せつから公害をなくするようなコンビナートであつたはずなんです。三十万の都市をつくってそっちのほうへ住民をやつてしまおうとする、そこを荒らすだけ荒らしてしまう、こういうような計画があるとしたならば、これは再考慮を要します。これは十分慎重に考えて、それで実施調査の上で話し合いをして、そのような都市をつくったらどうかいま内々で相談中だそうでございますから——もちろん私は簡単に木を切ることは認めません。それで、まあ視察をいたしまして、この法案が通りましたならば、それだけの価値があるものならばそのような保存地区にいたしたいといふふうに内心考えておる次第でございます。

○島本委員 自然公園法の第四節の「保護及び利用」の「特別地域」第十七条、このうちの二項、三項、この中ではつきりしているのですが、長官、自然公園法の場合には、規制対象に川が入つておらず、湖沼並びに湿地への排出の規制、周辺離れたところでは、幾ら汚染物質を流しても、そ

欠点があつたのです。規制は、既設の、今までで
すでにつくつておつたところの施設に対しても適用
されないので。いわばこの規制対象に河川が
入っていないことが一つ、それから湖沼並びに湿
原への排出の規制をその周辺一キロメートルに
限つてあるという、この法律の持つている欠点が
一つ、それからもう一つは、この規制は既設の、
今まででできつた施設には適用され
ない、こういうようなことが今まで指摘をされ、
これは改正しなければならないという問題点だ。
ですから今度一本にした場合には、これをちゃんと
と規制して運営の中でもやれるのですが、二本にし
た場合には、依然としてこういうような点が欠点
として残されるわけです。これに対して、環境保
全のために万全じゃないじゃありませんか、や
はり一本にして、こういうような点が不十分であ
るならば、この不十分な点は全部補つてそして運
営しなければならないと思っていました。この
点等はそのまま並行してやつたならば、依然とし
てしり抜けはしり抜けにして運営することになる
じゃありませんか。この点はちょっと私は残念で
す。

直ちにそれを禁止するということは、法律的に問題があるということをございますて、その点につきましても、今回も大体この自然公園法と同じくうな形の定義にいたしております。

ただ、原生自然環境保全地域につきましては、特にこれが非常に重要な地域でございますので、既着手の問題につきましても、三ヵ月はそれを認めるけれども、今後それについては三ヵ月間の間にあらためて許可をとる必要があるというふうにいたしまして、そこで規制ができるというようなる形に整備をいたしました。

〔一般の自然環境保全地域につきましては、併記する。〕
の自然公園法と同じような規定にとどまっておらず、た次第でありまして、しかし、その運用につきましては、既着手工事というものを十分にその指定地の實際に把握をいたしまして、その既着手工事ががらに今後拡大するといったようなときには、これらは既着手工事として認めるわけにはいきません。
〔始閑委員長代理退席、委員長着席〕
したがつて、そういうものにつきましては、あとで許可をとらせる等、十分な指導をやつしていただきたい、ただいまかように考えておるわけでござります。
○島本委員 自然公園法と二本立て、これはやはり両者の調整について問題は残る。それと同時に森林法や文化財保護法、それから都市計画法、こういうようなものの関係を整理して、やはり一つの基本的な法体系にする必要、こういうようなものが当然考えられしがるべきじゃないかと思ふのです。つまり、今後において法体系の抜本的再編成の方針、こういうようなものは考えられてゐるのかどうか。いま残されている森林法、財保護法、都市計画法、こういうようなものの関係の調整といふものは、当然必要になると思うのですが、あります。法律では十分に実施ができるない、という点は考えに入っておりますが、この点は考
おりませんか。

とで、しかもそれを早期に、そういう新しい面につきまして、自然環境の保全をはかっていく必要性に迫られましてつづいたものでありまして、体系的な面ではなおこれを整備をする点が非常に多いわけでございます。なお、地域区分等につきましても、さらに考える必要もございますし、各法律との体系づけ等につきましても、今後さらにわれわれ抜本的な検討をやってまいる必要があると考えております。

この法律におきましても、内閣総理大臣が国の自然環境保全に関する基本方針をつくることになつております。その基本方針の中で、わが国の自然の保護に関する基本構想を立て、それから各種の地域につきましての設置の基準がありますとかあるいは各地域間の調整といったようなことを基本方針ではかつてまいることになつておりますから、これは関係省庁からの御意見をいただきまして、内閣として決定をする、内閣総理大臣がこの案をつくるというようなことになるわけでございまして、これらの問題を通じまして、さらに具体的に各自然関係保全に関する各法律の具体的な調整でありますとかあるいは総合的な、これらを相協力をいたしまして、この自然環境保全をやることなどにとどまつておるわけでございます。

先ほども申しましたように、今後これらの点については、さらには抜本的な検討ということをやるべきを痛感をいたしておるわけでございます。

○島本委員 自然環境保全法案の要綱の当時といまの法案として出てきたこれを対比してみますと、ほんのちょっと部分ではなくて基本的な部分の後退があります。やはり私はこの点は十分に考えて対処していくなければならない問題点だと思っております。と申しますのは、餘々にあけていきたいと思いますが、財産権の尊重及び他の公益との調整、第三条ですね、この規定は、当初案にはなかつたはずであります、かつ然として第三条にこれが入つておるわけであります。当初案になかったものを入れなければならなかつた理由というのはどういうことですか。それと同時に、

尊重すべき財産権は農林水産業などの生業に必要なものに限定して、第二次、第三次産業用の財産とは当然区別するようには運用され得るが、べきじやないかと考えられますけれども、この点はいかがなものですか。

○首尾木政府委員 私ども自然環境保全法をつくりました原案の段階におきまして、そのような規定が入っておらなかつたことは事実でございました。これは当然のことでござりますので、むしろいわばこういう規定は当然のことでござりますので、あらためて必要としないというような考え方でございましたが、現在の自然環境保全といふことに対しまして、この法律が施行されたときに多くの方々の中では、そういうような財産権に対する過重な規制、というもののがかかるということに対しての心配といいますか、そういうものが非常に多くございました。この点については、いわば入念的な考え方を入れたものでございまして、実体的に考えますと、この法律の中で私権の尊重に關注しましては、許可を受けなかつたときの補償でござりますとか、あるいは地域指定の際の公聴会開催の規定でありますとか、あるいはさらに、特にそういったような意味で実体規定においても配慮をいたしておるわけでございまして、いわばこの総則の第三条というのは入念的な規定としてまとめておるということをございます。

それからなお、農林水産業等の生業と他のものを区別すべきではないかといふ点でござりますが、これにつきましては、自然環境保全地域とのころの条文にもござりますように、自然環境保全地域等におきましては、農林漁業等地域住民の生業に関するものについての尊重規定、配慮規定と林業等について考えますとおわかりいただけると思いますが、林業が林業として継続をしていくける、その適正な林業が今後続いていくということは、これはそれ 자체としてやはり全体としては自然環

境保全ということに資する面があるというようなことを配慮をいたしまして、かつ、地域の住民の協力なくしては、やはり自然環境の保全ということはできないというようなことも考えまして、このような規定を入れた次第でございます。

○島本委員 そうすると、これはいわゆる要綱につきこころこは、第三章の十七、「原生自然保護」ということを配慮をいたしまして、かつ、地域の住民の協力なくしては、やはり自然環境の保全ということはできないというようなことも考えまして、このような規定を入れた次第でございます。

地域内の土地及びその定着物は、国及び地方公共団体以外の者に対し、これを貸付け、交換し、売払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができない。 2 前項の規定に違反する行為は無効とする。「いわゆる環境保全のために私権を制限してもよろしい、環境保全はこれはいまの日本として今後重要なものだ」という柱を一本立てた。ところが、これがなくなつて、そして第三条に、十七と引きかえに、自然環境の保全のためにわざ目をふらずにやることはいけないぞ財産権の尊重が必要である、これがこつ然として入ってきた。これは長官、重大なる決定の変更、重要な中心点の移動だ、こう言わざるを得ないのであるが、こうせざるを得なかつたのはどういうわけですか。重大です。 ○大石國務大臣 この第三条は、これはあたりま

えのことを言つてゐるのでございまして、当然
あつてもなくとも、あつても決して不都合ではあ
りませんし、あたりまえのことです。ただあたり
まえのことを入れなければならぬようなことは、
やはりいろいろ折衝の過程で、あまり環境庁の考
えはきつ過ぎやせぬかというような心配は、他の
省庁に与えたかもしません。したがつて、途中
でこういうことで入つたのでございまして、これ
は別に第三条が入つたことは、決して私は悪い、
とでもなければ、あたりまえのことだと思つてお
ります。しかし、御承知のように私権は当然尊重
しなければなりませんけれども、やはり公益保護
のためにはある程度私権に対する制限というもの
はやむを得ないと思います。しかし、その思想は
随所に入つておると思います。ことに、たとえば
原生自然保護地域につきましては、これは全部國

有地あるいは公有地にしようということもその一つのあらわでございます。それからその他やはりいろいろな、たとえばああしてはいけない、こうしてはいけない、許可制であることも、これは十分に一つの私権の制限だと思いますし、やはり全体的に自然を守るためにはある程度の私権の制限はやむを得ないということが十分に入っている

と思ひますので、ことさらあまりきついたことはません。
○島本委員　あなたはそういうふうに言われます
けれども、前の無過失賠償責任法なんか見なさい
な。あれは各党が修正してやつてようやく体系を
なした。あればなければ、なおそのままでやつた
ならば、どうにか運用されて困るじゃないかとい
うおそれさえあったような原案を出してきた。そ
れを修正してもらつてありがとうございましたと
あなたは言わなければならぬ。ところが、今度
のやつです。出されたこの問題を見ますと、いま
言つたのは、やはりあなたの姿勢がわかつたと言
うのです。それは、前のいわゆる要綱だったころ
の第三章の「原生自然環境保全地域」という第十九
七の中に、りっぱなことばが入つているのです。
すなはちこれは、環境保全のために、その中に
特に私権を制限しても環境の保全のために尽くす
べきだというような線が一本ぐつと入つていた。
これが入つていて、また無用だといわれる第三条
が、普通だといわれる第三条が入るならないので
す。それを取つてしまつて、三条だけこつ然として
入れてきた。この辺に基本的な姿勢の変更是な
りませんかと言つていいのです。
○大石国務大臣　話は違いますけれども、無過失
賠償責任制度では、委員長以下皆さまの御努力に
よりまして、りっぱな修正をしていただきまして
私も確かに前より非常にいい形になつたと喜んで
いる次第でございます。そのような御努力に心から
感謝申し上げます。

御承知のように、委員会のすべてのお力をかりなければ、やはりこのようないい形になり得ないというところに、現在の日本の行政のむずかしさがあると思います。そういうことをひとつ御認識があると思います。われわれはでいただきたいと思うのであります。わざわざおきるだけきついもの、きびしいものにいたしたいと考えましたけれども、いま申しましたようにで

きるだけひびいこと、あまりきびしくなりますと、どうしてもいろいろ各地に反発が出てまいります。御承知のように法律案というものは、政府の提案案というものは、政府のすべての役所の了解と協力がなければこれは一切法制局において成文化することができない。そういう意味であらゆる努力をしまして、この程度でまず持ちこたえたということです。そこでござりますから、これができれば、やはりいま申しましたように、いろいろと次の段階において総合的なものに展開することもできる可能性があることとござりますから、そういう、多少弱くなつたといえば弱くなつたかもしれないが、決して大事な自然を守ろうという基本的な姿勢、精神は失われておらないと考えておる次第でござります。

○島本委員 これではどうも私は依然としてわからないのですよ。私の言つてるのは、長官にお話しては少し激励の質問になつてゐるはずなんですが、いま長官が言つていたその精神は、やはり私権の制限がなければ、まあいろいろ問題があるのです。それを今度第三条のほうに、十七と引き換えに、「財産権の尊重及び他の公益との調整」としてこれが入つてきたのです。それはやはり私権の制限がなければ、まあいろいろ問題があるのです。それから、こういうようなことも當時はわれわれを考え、これが私権の尊重及び他の公益との調整」としてこれは法制定する必要はないぢやありませんか。この私権は、財産権を含めて制限がなければ、普通の自身は、あくまでも普通だといわれる。財产权をはじめとして、これは私権に制限を加えてよいのではないか、こういうようなことも當時はわれわれ考えてみましたが、これ、どうなんですか。そぞろに自然を守るというのが目的じゃないですか。これが私権は、財産権を含めて制限がなければ、普通の常識的なものだったとするならば、あ

か。これは普通の問題で、こんなことは入れても入れなくても普通のことだというなら、これは入る必要はない、法制化する必要はない。ことに自然環境を保全するために私権の制限をする、しなければならないからこそ、現在のこの貴重な自然環境保全法、こういうようなものができるのじゃありませんか。それなのに当然のことを、入

入れておる。入れても入れなくていい問題だ、こういうようなことだつたらちょっとおかしいのではないですか。肝心な私権の制限という十七、これはもうはつきり抜いておるのです。これじゃダブルバンチじゃありませんか。

○大石国務大臣 私は、なるべく私権というものは尊重していきたいと思ひます。たとえば自然環境を守るためにも、できる限りの私権といふものは尊重してまいることがいまの制度では妥当だと私は思います。ただ、何でもかんでも私権を守るために自然環境の保全ができるないとか、あるいはいろんな問題がほかにもたくさんありますけれども、いろんな国の行政ができないという場合にはある程度私権に制限を加えることになるだろうと思うのであります。そのことが国の公益性を守ることのために大事なことだと考へております。(鳥本委員「それが抜かれている」と呼ぶ)ですから、できるだけ私権を尊重していく、こうという考え方、あくまでも自然環境を守るために、ある程度私権の制限はやむを得ないというのは両立させなければならないと思うのです。

それで第三条は、これは当然のことといつたのでありますから、決して入れて悪いことはございません。ただ、少しきつく私権の尊重を述べておるだけございまして、別にこれは入れてやらなければならぬほどのことはない。入れてけどうなことだと私は思います。第十七は原生自然保護地域のことだと思いますが、これもやはりりきるだけ——私権を制限しながら日本の正しい「生自然を守ろう」というために全部買上げる。「有地をなくして、全部國あるいは公のものに買

上げるという方針を強調しているわけでございますから、これは決して自然を守るために矛盾しないと思ひます。

○島本委員 これはやはり私権の制限がなければ法制化する必要はないのですよ。そしてこの法律の目的は私権の制限ですから、そこに両方にいい顔をして、環境長官特有の、あっち向いてもい、こっち向いてもいい。だからストックホルムへ行つてもそこでやられる。だから、やはりこれほどちらかということになつたら、一方の顔はきつく、一方の顔はにこやかであつていいのです。あなたは両方向にてにこやかにしておる。これじゃどこか骨が一本抜けてしまうおそれがあるから、これは心配だ。

それで、まだまだこの中には以前のものと比べたらたくさんあるのです。私ども両方比較してやつてみるのですが、どういうような場合にでもいろいろと出てくることばがあるのです。というのは「保全」の場合においても自然公園法の適用、「この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない」。これもまた当然のことであります。そしてまた附則のほうへまいりましても、三十五条の「配慮」、ここには「自然環境保全地域に関する規定の適用に當たつては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない」とこに關してもこれが入つておるのであります。一ヵ所入れればわかるのが書いてあるのですが、これを二回も三回も書いておかなければならぬ理由はどこにあるのですか。これは法律ですから、政府委員のほうから。

○首尾木政府委員 三十五条は自然環境保全地域に関する規定についての配慮規定でございまして、もう一つのほうにつきましては、これは都道府県の自然環境保全地域に関するところについての規定でございます。こらんいただきますと保全地域につきましては、特に林業等につきまして伐採につきましての特別規定を設けましたように、そいつたような地域における林業等につきましては、その林業の健全な継続ということがござる、森林を守つていくといったようなことにも資するという意味におきまして、特に配慮規定といたような第一次産業、農林漁業関係等につきましては、やはりその地域におきましてそういうたいというわけでございます。それから先ほども申し上げましたように、こういったようなことを置いたというふうにお考えをいただきたいというわけでございます。

○島本委員 五年を入れないほうがいいという考え方なんですね。

○首尾木政府委員 現段階においては、必ずしも五年というふうに限らないようが、むしろ今後の進め方の上においては適当かと考えております。

○島本委員 十年のほうがいいのですか。がございますと、これは調査の内容でござりますけれども、非常に大きな調査で、十年単位で見れば足りるといふうな調査であれば十年でよろしいと思いますし、さらにその中における部分的なものについての調査でございますとそれは十年では困る、もっと五年以下であるというようなものも必要かと考えております。

○島本委員 だから、そのもののさしとして、五年というのを入れてその間に基礎調査を終わらせたほうが効果があるのではないかと言つていいのです。抜けてしまつたから、これは底抜けです。何年と書いてないのです。だから十年かといえば、十年より長くてもいいと言つていい。こんな基礎調査がありますが、だからこれは骨抜きだというのです。初めちゃんと五年を一つの時期にしてこれを設定しましようとしたのです。それが抜けているからどうなんだと言つたら、どつちでもいいと言う。あなたの背抜かれたようなものだ。人間の体をなさなくなるのだ、だめです。長官、この辺もまた抜けてしましますな。

○首尾木政府委員 当初は五年ごとにこの調査を行なうことを考えていたわけでございますが、こ

れは、五年ごとにもう一べんそのいろいろな変わったか、あるいはさらに時間を見短したほうがよろしいか、こういったものにつきまして十分考えられて、今までの順序でやつてきておりましたが、これは内閣総理大臣の作成といふことで考えられておつたんじゃないですか。これがだんだん環境庁になり内閣の決定となつて、だんだんこうなってきたといふのは何かこの辺も少し私として、前

にはこれを五年がよろしいかあるいは十年がよろしいか、あるいはさらに時間を見短したほうがよろしいか、こういったものにつきまして十分考えまして、今後必要な経費をとり、基礎調査、全国的な調査といったようなものを考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

○島本委員 それじゃこれは五年を入れないほうがいいという考え方なんですね。

○首尾木政府委員 現段階においては、必ずしも五年といふうに限らないようが、むしろ今後の進め方の上においては適当かと考えております。

○首尾木政府委員 五年が十年になるということござりますと、これは調査の内容でござりますけれども、非常に大きな調査で、十年単位で見れば足りるといふうな調査であれば十年でよろしいと思いますし、さらにその中における部分的なものについての調査でござりますとそれは十年では困る、もっと五年以下であるというようなものも必要かと考えております。

○島本委員 その点はわかりましたが、一応のものがかかるないように手もあるわけですが、そこまでござりますから、そういったような生業の点につきましては、この法律の運用において過重な規制のそういうことがからならないようになります。もちろんこの法律の精神それ自体といたしましては、自然環境保全のためには、個人のそういう権利につきまして法的な規制がかかるべきというようなことがこの法律全体の精神でございますので、運用におきましてそういったような点、いささかもこれを曲げて運用するというような考え方を持っておらないわけでございます。

○島本委員 この第五条、これもまた何のために配慮しなければならない。どこに關してもこれが入つておるのであります。一ヵ所入れればわかるのが書いてあるのですが、これを二回も三回も書いておかなければならぬ理由はどこにあるのですか。これは法律ですから、政府委員のほうから。

○首尾木政府委員 三十五条は自然環境保全地域に関する規定についての配慮規定でございまして、もう一つのほうにつきましては、これは都道府県の自然環境保全地域に関するところについての規定でございます。こらんいただきますとか——初めてのわれわれの予算要求のとき考えた

のは、五年ごとにもう一べんそのいろいろな変わり方を調査しようということで、五年おき、十年おきといふことにしたのですけれども、予算も取れませんでしたからそれはできませんでしたけれども、やはり基礎調査といふものは五年でなければならぬとか十年でなければならぬとか三年でなければならぬ——できるだけ短い期間でできるだけ正確なものであればいいと思いまして、基礎調査を終わった上の段階で、それがどのようになっていくかというのを見るのは何年ごとがいいかということは、その次の段階で認めなければならぬのだと考えております。

○島本委員 その点はわかりましたが、一応のものがなければ、そのときの情勢によってどうなりますよというのが、一番どうにもならないのです。ですから、初めから法的に五年というものがさしでやつておつたならば、その後には官僚はみな馬力をかけるのです。したがって、ものさしをちゃんとあてがつておきなさい、こういうようなことです。しかし、それ取れるまでということになつて、五年がだんだんおくれていくおそれがないかといふ心配なんです。したがって、ものさしをちゃんとあてがつておきなさい、こういうようなことです。しかし、どうも、ないほうがいいんだというんだつたら、なおさらこれは骨がなくなる、こういうようなことがあります。したがつて、ものさしをちゃんとあてがつておきなさい、こういうようなことです。しかし、どうも、ないほうがいいんだつたら、とでございまして、その点心配ですが、しかし、基本的に考えが違うようだつたら、これはしようがありませんな。一定するまで徹底的にやるよりも少なくなるわけですから、私はそう思います。

それと、第二章の基本方針及び審議会関係、これはどういうようなことになるのですか。基本方針の策定について、環境庁案から閣議決定から公表、こういうような順序でやつてきておりますが、これは内閣総理大臣の作成といふことで考えられておつたんじゃないですか。これがだんだん環境庁になり内閣の決定となつて、だんだんこうなってきたといふのは何かこの辺も少し私として、前

と思ふのです。これが整備された現状だと考えら
うなことに了解してあつたが、またこれもバナナ
のたたき売りじやございませんが、四十五人以內
ということになつて、また減らされている。こう
いうふなことになつてまいりますと、いよいよ
もつてこの理由がどうも理解できかねますが、こ
れも内閣総理大臣の作成が今度環境手帳案といふ
となり、四十五人以内に審議会の委員の数が
減つてきたというような点も、これは何のために
減つたのですか。

○大石国務大臣 私は、審議会の委員というのは
数が多いければ多いほどいいとは考えておりませ
ん。一番優秀な人が全部入つてくれればいいと思
います。したがいまして、六十人が四十五人でも
三十人でも私はいいと思うのです。ただし、六十一
人おりました前の委員は、それは各省の次官とか
そういうものが約二十人近く入つております。今
度は一切役人を入れないで、ほんとうのいわゆる
民間人だけで構成することに考えましたので、四
十五人で私は十分だと考へる次第でございます。

それから、内閣総理大臣がこの自然環境保全基
本方針をきめるわけでございます。総理大臣が權
威あるということでござりますから、それは一番
強力なものになるかもしれません。

○島本委員 これは原生自然環境保全地域関係で
すけれども、政令で定める面積以上の土地に限定さ
れる理由は何かということ、それと、その面積と
してどの程度考えてられるかということ。それ
と、民有地を指定する必要が生じた場合は國また
は地方公共団体が買取るのか、その財政的な裏
づけがどうなつているのかということ、保安林の
区域を除くこととした理由、こういうようなもの
はどうなのが、先ほどのいろいろな質問に関連し
てやはり危惧を感じますから、この点をひとつ解
明してもらいたいということ、聞くことによつて
原生の生態関係が破壊されるおそれがあると思ひ
ますが、この辺の配慮はどうかとということ、三つ
と一緒に答弁してみてください。

○首尾木政府委員 原生自然環境保全地域と申しますのは、ほんと自然のままの状態である地域でございますので、そういうふたよな生態系を守るためにには相当の面積というものが必要だとされます。これは一応今日、そういったような自然環境の保全ということにつきまして、国際的に、どの程度の広さがあればいいかというような基準がございまして、一応私どもはそれに従いまして、約千ヘクタールといった程度のものが必要であるというふうに考えておるわけであります。それだけあればその地域のそういうような生態系というものが守れるということで、こういったようなものを規定いたしました。

それから原生自然環境保全地域につきまして民有地がある場合についてはどうかということですが、これは原生自然環境保全地域の実態的なものの多くは、現在国または地方公共団体が所有しているものがほんとの状態と考えておりますが、しかし、民有地がその中にありました際には、これにつきまして、これを買い上げて公有地にいたしまして、その上で原生自然環境保全地域の指定をいたしたい、かよう考へておるわけでございます。四十七年度の予算で、国立公園の地域内の枢要地につきまして、その特に重要な地域、こういったよな原生自然環境保全地域に相当するようなものを中心にいたしまして、年間で約六十億の買い上げ事業を認めてることとし、これをことしの予算のやり方では、地方公共団体がその土地の所有者に対しまして交付公債を交付いたしまして、これを十年間で償還をする、その償還に要する経費、事務費も含めまして、国が十分の十ないしは五分の四を補助するというよな制度が新たにつくられたわけでござります。この制度につきましては、今後四十八年度以降につきましてもこの制度の拡充ということに努力をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、かりに民有地でこういう原生自然環境保全地域に相當するよなのがあればそれをやつていこうというよな考え方でござります。

それから次に、第十四条の本文にござりますよう、森林法による保安林の区域というものを除いておるわけでございますが、この保安林といふのはやはり森林法上それぞれの設置目的に従いまして、そこで治山事業等の行なわれる、すなわち人間の活動の行なわれることを前提にして指定されたものでございますから、したがいまして、こういったような人の活動の及ばない原生自然環境保全地域というものは性質的に異なるもので、本質的に相いれないものであるということとで、兩者を重複させないような形の法律にいたしたわけでございます。したがいまして、この法律で保護されるのは、原生自然環境保全地域といふのは指定できませんが、また同時に、森林法をこの法律の附則で改正いたしておりますとして、森林法のほうでも、原生自然環境保全地域は保安林には指定できないというふうに相互にその規定を設けておるわけでございます。もし現在保安林でございまして、そうして保安林にしておくよりも原生自然環境保全地域にしたほうが適当な地域であるといったようなものがかりにあるといったまこと、これは今後の調査にまたなければなりませんが、そういうものにつきましては林野庁とよく御相談をいたしまして、それぞれ必要な適当なほどにこれを位置づけていくというようにやっていただきたいと考えておるわけでございます。

○島本委員 この原生自然環境保全地域内で、私権の制限に関する規定、当初案の十七条がこれは抜けておりますけれども、この必要はやはりないのか。

○首尾木政府委員 最後のほうが……。
つ言いましたけれども、わかりましたか。

○島本委員 この原生自然環境保全地域を設けていきますためには、やはりこのことについて十分に事前に相談をいたしまして、きまた以上は、これについてそれぞれの立場に応じてこの原生自然環境保全地域を守っていくということをございますので、協力ということを前提にいたしまして協議をいたすというような考え方でもつていきたい、かように考えております。

協議のととのわないのでどうかということをございますが、協議のととのわないので場合には、そういうふたよなものについて、これは許可をしないものについてはできないと同様に、協議のととのわないのでつきましては、そういう行為についてはこれはできないというふうに考えられておるわけでござります。

それから、譲り渡しの禁止でござりますとかあるいは私権の設定の禁止という当初の原案の条文が抜けました点でございますが、この点につきましては、これはいろいろ法律上のむずかしい問題がございますが、現在国有財産法あるいは地方自治法におきまして、公用財産についての制限の規定がござりますので、こういったよなものの範囲内で譲り渡しあるいはそういったよな私権の設定ということは規制をされるたてまえになつておりますので、あらためてこの法律でここまで書く必要はないかううと、いうのが、この原案から落ちた理由でござります。

○島本委員 これはやはりまた林野庁さんと両方で、これは重大な問題だと私は思っていますが、いわゆるこの緑の管理体制、山の管理について現行このまま実施していくのについて、十分やれないと必要はなかろうというのが、この原案から落ちた理由でございます。

じょうぶでしょか、何名くらいの人員を擁して、これは管理させるのですか。第一線の機関、これは何名ぐらいおって、今度の自然環境保全法で認められたこの権限を保全しようとするのでありますか。この問題に対しても、やはり管理体制を強化するためには、鉄道の公安官のようないわば司法警察権を持ったような、こういうような権限を付与して、十分に活躍をさせるべきではないだろうか、ということが第一点です。また、この問題についても、やはりあったのですね、この要綱に。これがまたこつ然として消えているわけです。ですから、こういうふうにして見ると、どうも私は、いいところが抜け、そうして普通のところが入っている。私権を十分に制限してもらいたいような個所、これがあるから縁が生きる、こう思えばその分が抜けている。今度は、それを監視するために、少なくとも鉄道の公安官または税關の職員のよななこういうような権限を持つた、あるいはまた労働基準監督署員のような権限を持つた、こういうような配慮も必要じゃないかと思つておつたのですが、これが抜けている。これはどういうことなんですか。前の「環境庁長官または都道府県知事は、所部の職員の中から自然保護取締員を命じ自然環境の保護に関する事務をつかさどらせる。」まことにいへりませんか。これが削られた理由はどこにあるのですか。

○大石國務大臣 われわれは日本の自然環境を保全しようと一生懸命努力いたしましたし、皆さまの御協力を得てこのような法律案もつくつてあるわけございます。しかし、かりに役所がどのよう努力いたしましても、役所だけの認識と力だけでは日本の自然は守れないと思います。ほかの行政も同じことでございますが、そういう意味で、やはり国民全体が自然を守るという心がまえを持って、そのような愛情を持つて協力してくれること、努力してくれることが一番大事だと考えます。そういう意味で、私どもは、やはりいろいろと問題がありますけれども、同じ行政官庁の中におきまして、できるだけほかの他の役所とも十分な理解をして、

と協調を保つまして、その協力のもとに守るなど
が大事だと考へる次第でござります。
たとえば、しまのいろいろの取り締まりとか見
張りとか管理する者、そういう取締官につきまし
ては、私は初め一つの警察的な権限を持たせるこ
とが妥当だと考えました。いまでもそのようなこ
とは私はやはりあつたほうがいいと思います。た
だ、御承知のように、このようにいまこの自然環
境保全の法律案によりまして、われわれの守備範
囲が広がつてしまりますが、それに対する管理体制
制は必ずしも十分ではない。今までさせても不十分
です。多少今度ことしの予算では、管理事務所
が二カ所ふえまして八カ所になり、五十何人の管
理員、がさらに六十何人になりましたけれども、こ
れではまだまだ実際には何分の一の人員にも当た
らない。ですから、できるだけ近い将来にふやし
てまいりたいと思ひますが、なかなか予算の関係
もありまして、われわれの希望するとおりにはな
りません。そういう意味で、警察庁の話では、わ
ずか五十人や六十人でやつてもともと回り切れな
いだろう。たとえば警察権を持たして、いろいろ
な書類をつくる。何か事務官はそれに忙殺され
協力してやってやることでござりますしか
ら、いまのところはとてもそれはわずかな人間で
あるならば、警察庁としても全面的にできるだけ
むしろもし環境庁のそのような自然を守る決意が
どうにもなりませんから、むしろこのような全面
的な警察庁の応援、協力を得たほうがやりやすい
と考えまして、このような方向に変えてきたわけ
でございます。

めにいたしまして、もとより、やむに外れ、林野廳の協力と相互の意思の疎通を十分にした上でないといふべきを期せられないと思うのです。警察に頼むのもけつこうです。しかし、山の中で四、五人盜伐しておられた、それを発見した、こっちが二人ぐらいいで向こうが集團であつたら、警察に行くのにくてくやつていく間にみんな逃げられててしまうじゃないですか。やはりそういう点を考えて、もう少し、権限を与えると同時に、都道府県の職員、それから林野庁の職員、これと環境庁の職員それぞれ協力をし合つてやれるような体制にしないとだめだ。そのためには、まことにい取締官の設置、辞令一枚でできることである。どうも私はいいような気がしていたのですが、この点も抜けてしまった。どうもこの点は私はまことに残念だと思っております。これは非常にいいと理解していたのに残念だと私は思います。

それと、林野庁によるところの保安林の伐採について、事前に計画として認められておる場合には、そのルールに従つて進められるのであれば、環境庁の長官の許可是要つても要らなくて、これはもう環境破壊の免罪符になつてしまふ。こういうおそれがないかどうか心配ですが、この点については長官はどのように考えますか、両方の長官に所信をお願いしたい。

○田中委員長 重ねて一へんに質問してしまってください。

○島本委員 では、いまのやつを一つだけやつて、あとは全部まとめてやります。

○首尾木政府委員 仰せのように、木竹の伐採につきましては、自然環境保全地域では、事前に保全計画に基づきまして環境庁長官が農林大臣と協議をいたしまして定めた伐採の方法及び限度内における伐採については許可を要しないで行なうことができるというような調整をいたしたわけでござります。これは、林業が非常に長い間投資をいたしまして、いざ切るという段階において許可を受けられないというようなことがあります際に

に木製船室そのものが木製船室だけに過ぎないし、も行き詰まつてくるというような配慮から、特に事前にその伐採の限度というものを明らかにできるようなど、いう配慮でそれを行なつたわけありますが、その際に農林大臣と協議をいたしまして、経営ができる限度と、いうものと自然環境の保全といふもののとの調整を十分にはかりまして、それを限度といふものをきめていこうというふうに考えておりますので、私どもはその協議にあたりまして自然環境の保全という立場から十分にそれが守られるような線を主張をしてまいりたい、かようになっておるわけございまして、基本的にには林野庁におきましても、今後森林法の改正によりまして地域森林計画の策定につきましては自然環境の保全と、いうことを考えて、その伐採の限度、方法等についての計画を立てられる、その計画を法的にこれを単なる最終的な勧告ではなくして、規制命令あるいは罰則にまでかけてこれを守っていくということをございますので、こういう体系の中でこの自然環境保全地域につきましては木竹の伐採に関する問題と、いうのは非常に前進をするというふうに考えておるわけでございます。

ばなぜ書かないんですか。これを書いたといふことは、これは特に「公害等調整委員会に裁定を申請することができる」に重大な意味があるのだつたら、それを解明してもらいたい。書かないものに対する対してはどうなのか、司法裁判は受け付けないのかどうか。それ以外の調整機関に対する対応はどうなのか。せっかくこう書いてありますから、書いたことの意味をはつきりさしてもらいたい。

それが一点ですよ。三十二条。

それから附則の二条の都市の環境の緑の問題、勝負がつけられないままに、白紙のまま今後の問題にゆだねられた。長官、これは私は姿勢の一歩後退である、こういうふうに思つておるわけですが、長官の場合はこれは別に後退ではないようないまでの答弁でけれども、そうだったならば一本化してこれは十分に所期の目的、成果を求めるのがやはり行政の態度です。これに對しては姿勢の一歩後退でないかといふこと、これが二番目。

三番目、これは土地の買い上げの制度化ができなかつた。買い上げ対策の充実に對しては制度化すべきじやなかつたのかどうか、これが制度化に對してはどういうふうなことになつておりますか、この点をひとつはっきりとさせてもらいたいといふことであります。

それと林野庁です。しままでの林道のつけ方のでたらめなことはよくわかりましたが、国としてやる以上、建設省のはうに、林道その他こういうようなものはきちんとしてやつて、環境保全に沿うように思うわけであります。

以上まとめて言いましたけれども、一つ一

十八条もそういうものでございます。その「処分に不服がある者」でございますから、たとえば不許可になつたというような際の不服の申し立てにつきまして、公害等調整委員会の裁定の規定を設けたものでございます。これと不服申し立てとの関係でございますが、この場合には行政不服審査法による不服申し立てをすることができないと

うのがその解釈でございます。

それから第二点は附則の第二条の問題でござい

ますが、すでに長官からお話をございましたよ

うに、都市計画の種々の関係も考えながら一體的

に、都市の自然環境の保全ということにつきまし

ては、都市計画の種々の関係も考えながら一體的

に、これを行なうことが必要でありますので、そ

うもので、何でもかんでもみな買い上げるといふよう

なことにつきましては、これはいろいろ問題もあ

りますが、また環境の保全といふのは、先ほど先生もお

話しさになりましたように、ある意味において私権

を制限していくといつたようなことでございま

すが、また環境の保全といふのは、先ほど先生もお

話しさされました。この問題につきましては、さ

らに適地の調査でありますとかこの買い上げ制度化

の問題につきまして、どの程度のものを範囲とす

ます。これにつきましては、治山治水緊急措置法に基づきまして、治山事業は五年間の計画を立てま

して、予算もきちっときめているわけでございま

す。したがいまして、林道といふものはやり林業

生産の基盤をなすものでござりますから、林道法

といふようなものを制定して、これはやはり治山

事業と同じような予算措置を講ずべきではないか

といふような御意見も非常にあります。阿部未喜男君。

午後一時五十四分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。阿部未喜男君。

まず長官にお伺いしたいのです

○阿部(未)委員 首尾木政府委員 まず公害等調整委員会の裁定の規定でございますが、二十五条第四項と申しますのは、許可、認可に関する規定、二十七条、二

われると思うのですけれども、ほんとうに政府全体に熱意があるのならば、まず先にこの基本方針を明確にして、そしてこの法案が提案をされる、そういう筋道になるべきであったと思うのです。その点は長官も同じ意見のようですが、しかし、現実は逆に、この自然環境保全法の中で基本方針をつくるということをうたわなければならぬとさか立ちをしたかこうになつておると申し上げても、私は言い過ぎではないという気がいたします。そういうわゆる政府全体の公害なり自然環境保全に取り組む姿勢と、そしていま現実に環境庁として担当されておる大臣との間には、私は何か食い違いを感じられてならないのです。それに関連をして二、三お伺いをしたいのですけれども、ごらんになつたと思いますが、六月十一日の毎日新聞に、「大石長官に「待つた」」「問題の外務省至急電」「次の環境会議招致の聲明」こうして消えた?」「「公害国」印象恐れる」「基金10%も出せば十分」として、横のほうに、外務省の出した種秘密至急の訓電が掲載をされておりますが、こういう事実があったのかどうか、お伺いしたいのです。

○大石國務大臣 那はできます。ただし、新聞

に出ておりますよなこまかいことは申しております。それは訓電ですか、電報の内容、そういうことは一切申しておりませんので、この新聞記者の会見で話しました内容なら幾らでもこちらでお話しできるわけございますが、その新聞にておりますのはそれ以上の内容があるようござりますので、そのことについては、これは秘密電報でございますので、あまり申し上げることは差し控えたいと思います。

○阿部(未)委員 おそらく、秘密電報ですから、いろいろと問題のあるところと思うのですけれども、それは、一体、六月六日のこのスタッフホルムの日本大使公邸での記者会見で、長官はどういうことをお話しになつたのでござりますか。

○大石國務大臣 こまかることは忘れましたけれども、ただ、要するに、問題は、私の演説の一番終わりに、第二回目のこの種の会合が——国連人間環境会議でございますが、この種の会合が必要になってくるのではないか、そのような各國の理解が高まり、そのような方向に進んできた場合には、次の会議の開催についてはわが国は全面的な協力を惜むものではないという内容に私変えて、訓練の内容について長官のお考えを発表され、訓練を終えまして、そして夜は、報道関係を御招待されたよだな経緯はございませんか。

○大石國務大臣 六月いつでございましょうか。
○阿部(未)委員 六月六日となつております。
○大石國務大臣 六月六日は、私が向こうで一般演説を終えまして、そして夜は、報道関係を御招

なれば、長官が御出発になる前に、外務大臣

あるいは大蔵大臣と打ち合わせをされて、第二回の会議はできれば日本に招致をしたいという趣旨の演説をさる。そういう御予定になつておつたこ

とになるのでございますが、これは間違ひござい

ませんか。

○大石國務大臣 出発の前の日、閣議の前であります。私は外務大臣、大蔵大臣と御相談いたしました。環境基金の日本の出資、負担の割合です、それを最初に相談いたしまして、いろいろと

大蔵大臣と折衝いたしまして、これはある方針を読んでみますから、内容に違ひがあるかどうか、お答えを願いたいと思います。

まずこの見出しは、「大石長官『霞が関外交』を批判」「意思の疎通欠く」「環境会議招致」などで」ということで、「外務省の次官、局長をはじめとする首脳部は国際間の情勢を十分掌握するよう

にすべきだ。今のように現実の国際意識のない事務的な外交では、日本の外交は立ち遅れるばかりだ」と述べた。とあり、そして、大石長官の発言要旨次の通り。

一、カナダが第二回環境会議の招致を表明したのは結構なことだ。日本で開きたいと私は思っていたが日本政府からの訓電がきてやめろといつてきた。出発前福田外務、木田太蔵両相と第二回会議の招致について話がついていたのに、このような訓電がきたのは言語道断だ。大臣がこれほど気にすることはこつけいなことと思う。しかし演説の表現は日本が開く可能性を残している。

一、本国と出先との連絡がきわめて大切なことが当地へきてわかった。本国からの訓電を受けるのではなく逆に本国へ訓電を打つべきだ。外務省次官、局長は大使経験者を当てるべきだが、みんない加減であきかえた。外国のこと

これがわかり、国際間の情勢がわかる人が大臣の決裁をとつて訓電を出すならかまわないが、そうでないと、えらいことになる。

一、滞在期間があと一週間か十日あれば中国と接触する機会もあつたと思うが……。政府や国会の都合で帰国しなければならないのは残念だ。

これが長官の発言要旨ということになつておりますが、この内容に食い違ひがありますか、ありませんか。

○大石國務大臣 ことばづかいや何かには多少の違ひはあるかも知れませんけれども、内容にはそ

ういたし——大体それに近いようなことを考えておつたと思います。

これが長官の発言要旨といふことになつておりますが、この内容に食い違ひがありますか、ありませんか。

○大石國務大臣 ことはなほだ不當である。妥当でない、そういう努力をして、本国において各省折衝して、ちゃんと方針をきめて現地へ出向いておるのだから、現地へ出向いておる現地の者の意見を当然聞くべきだ、それが一番正しい行き方だ。それを単なる下りの者が——下りぱと言つたら失礼ですが、あれがただ簡単な判断でそのような訓電をよこしたことははなほだ不當である。妥当でない、そういう

ある大使なんかを経験した人の意見を判断して訓電をよこすべきであつて、下っぱのわざか一部の、国際情勢のよくわからない者の判断によつてこのような訓電をよこすべきでない、私はそう判断したのです。大臣がそういう訓電をよこしたとは思ひませんから、約束して行つたのですから……。

ですから、そのような一部の者がかつてな判断をしてはけしからぬ、そういうことをすべきではない、正しい交渉なら、大局のわかる者が判断して訓電を出すべきであるという話をしただけでござります。

○阿部(未)委員 長官の真意はわかりましたが、しかし、私は、この訓電は、日本が国際的に日本の公害対策なり環境の保全について示す態度として非常に重要な内容を持つておると思うのですが、先ほど長官は、機密の問題だからとおっしゃいましたけれども、これだけ新聞に明らかになつた以上、これはもう国民は知る権利として、当然、黙つておればこれをそのまま信頼しますから、事実かどうかについて明らかにしてもらわなければならぬと思いますので、まず、大臣が受け取られた電文の内容はこういうものであつたといふことに先ほどお話をございましたが、この中で特にわが国の姿勢を示すものとして重大なもののは、「第二回人間かん境会議の日本開催を、この段階で表明することは、わが国がいわゆる公害先進国であるといふ悪いイメージをさらに印象づけることにもつながるおそれがあること、わが国のかん境問題に対する積極的なし勢は一〇%」云々、こういふふうになつておりますが、こういう内容は間違いございませんか。

○大石國務大臣 これは実際私にあつててきた電報ではございません。ですから、私は、その内容について、それが妥当であるかどうか申し上げるわけにはまいりませんので、ひとつごかんべん願います。

○阿部(未)委員 ただ、長官に明らかにしてもらいたいのは、少なくとも出発前に外務、大蔵の各相と話し合いをされて出ていかれたときから考え

れば、この訓電を受けて、やはり若干の制約を受けたということは間違いないわけでござります。

か。

○大石國務大臣 私も制約を受けたと感じました。

○阿部(未)委員 外務省、見えてますか。

○田中委員長 見えてます。

○阿部(未)委員 外務省のほうにお伺いしますけれども、この毎日新聞に明らかにされておる極秘、電文は、ほとんど正確ということをごぞいます。

ほんと正確と申し上げました理由は、こまかい報道されたとおりに間違いがないのかどうか、お伺いします。

○影井政府委員 每日新聞に掲載されております。

電文は、ほとんど正確とということをごぞいます。

ほんと正確と申し上げました理由は、こまかいことでござりますが、たとえばその秘密の指定が、新聞ではたしか極秘になつていたと思いますが、これは秘でござります。それから、これもこまか

いことでござりますが、至急電といふ指定になつておりますが、これは大至急といふことで打つております。

それからもう一つ、電報の件名でございますが、

「国連かん境会議（大石長官演説）」新聞にはそ

うなつておりますが、これは、私ども今回の会議

は国連人間環境会議と呼んでおりますので、その

人間が抜けているということをごぞいます。それ

から本文の中に入りました、ただいまお読みにな

りました日本のイメージ云々のところに、一ヵ所、

二回人間かん境会議の日本開催を、この段階で表

明することは、わが国がいわゆる公害先進国であ

るといふ悪いイメージをさらに印象づけることにもつながるおそれがあること、わが国のかん境問

題に対する積極的なし勢は一〇%」云々、こういふふうになつておりますが、こういふ内容は間違

いございませんか。

○大石國務大臣 これは実際私にあつてきた電報

ではございません。ですから、私は、その内容に

ついて、それが妥当であるかどうか申し上げるわ

けにはまいりませんので、ひとつごかんべん願い

ます。

○阿部(未)委員 ただ、長官に明らかにしてもら

いたいのは、少なくとも出発前に外務、大蔵の各

相と話し合いをされて出ていかれたときから考

事務当局どいたしまして、日本の立場というものを正確に現地の首席代表にお伝えする任務がある、そういう意味におきまして、事務当局どいたしまして政府の立場というものをもう一回再確認するという意味で、これは事務当局限りではございませんので、日本政府の立場というものをもう一回再確認いたしまして現地にこの電信を打つた、こういう次第でござります。

○阿部(未)委員 日本の政治が官僚政治であると呼べるゆえんを私はそこにまさまさと見せつけられたことがあります。それで、私はそれを責められました。すでにそれそれの責任ある大臣の間で話し合いついて行かれておるもの

を、何で事務官僚がもう一へん確認をして、わざわざこういう訓電を発するような手続を踏まなければならぬのか、大臣同士の話し合いつつも

はそれほど権威のないものなのか、環境庁長官はこれをどうお考えですか。

○大石國務大臣 私は、大臣であるからとか大臣でないからとか別にしまして、とにかく、その話の内容は、いわゆる公の席であるからとか公でないからとかは別として、やはり約束したもののは約束だと私は思います。そういう意味で、私は別に東だとは思いません。そういう意味で、私は別に大臣だから大臣でないからといって違います。私が、約束したものは約束だと考えております。

○阿部(未)委員 それにもかかわらず、長官はやはり制約を受けた。そうなりますと、大臣と約束したことと、あとから来たこの訓電との関連についてどういうふうに判断をされたわけですか。こ

ういう訓電が来ても、長官おっしゃるようすに、す

ぐにちゃんと約束して出していくのですか。これが入っておりません。それを除きましたが、

ではそのとおりでござります。

○阿部(未)委員 そうしますと、環境庁長官が出

人間が抜けているということをごぞいます。それ

から本文の中に入りました、ただいまお読みにな

りました日本のイメージ云々のところに、一ヵ所、

二回人間かん境会議の日本開催を、この段階で表

明することは、わが国がいわゆる公害先進国であ

るといふ悪いイメージをさらに印象づけることにもつながるおそれがあること、わが国のかん境問

題に対する積極的なし勢は一〇%」云々、こういふふうになつておりますが、こういふ内容は間違

いございませんか。

○大石國務大臣 おっしゃるとおり、私も非常に

奇異な感じがしたのです。そこで、一体だれがこ

ういう電報を打つてよこしたのだろ、大臣が打つてよこすはずはないと私は考えました。約束

して行つたのですから……。もちろん閣議の席で約束したわけではありません。雑談といえば雑談

かもしれません、約束したのでありますから、

そういう方針で行つたのでありますから、私は大臣が打つてよこしたとは思いませんでした。ですから、あまり重要でない立場の者かいかげんな考で簡単に打つてよこしたのだろうということを打たなければならぬ、私はそのときはそう考えたのでございます。

○阿部(未)委員 そうなるといよいよおかしくなつてきますが、外務省のほうは、それでは特に大臣から命ぜられてこういう検討を加えたのか。事務段階でこういう検討を加えて、大臣に進言をしたのか。これは最終的な責任は大臣が持たなければならぬならぬでしょけれども、その間の経緯、その訓練を発するに至つた経緯をもう少し詳細に述べてもらいたい。

○影井政府委員 これは事務当局が発動いたしましたが、外務省のほうは、それでは特に大臣から命ぜられてこういう検討を加えたのか。事務段階でこういう発言になつたのです。もっと慎重に考えて、現地の者を尊重した責任のある訓電を打たなければならぬ、私はそのときはそう考えたのでございます。

○阿部(未)委員 そうなるといよいよおかしくなつてきますが、外務省のほうは、それでは特に大臣から命ぜられてこういう検討を加えたのか。事務段階でこういう発言になつたのです。もっと慎重に考えて、現地の者を尊重した責任のある訓電を打たなければならぬ、私はそのときはそう考えたのでございます。

○阿部(未)委員 御承知のとおりに、本件環境會議に關しまして日本の国内で關係する省庁はかなりあるわけでござりますが、そのうちの一省から、その大臣の御注意というものに基づいて私のほうに連絡がございました。その連絡に基づきまして種々事務的に協議を重ねて、最後に大臣の御決裁を得て発令した、こういう次第でござります。

○阿部(未)委員 国連局長に申し上げますが、こ

こは国会ですから、歯にきぬを着せぬでばつと

あつたまま答弁をしてもらいたいんです。そうでないと、あなたの方の秘の電報がここに出てきておるのも問題になりますよ。先般の沖縄国会のとき

にも、外務省の言い方は、常に議員をだまそだ

まそうちとしてかかっておるんですけれども、いまの、ある省からとるのは、どこの省からだれがどう言つてきたんですか。はつきりしてください。

○影井政府委員 これは、ただいま申し上げましたように、事務当局から発動いたしましてそうしてこういう電報を出したのではない。さらに、ただいま先生御質問の、具体的にどこの省の大蔵からどういう経路と、う御質問でござりますが、これはひとつ私どもの立場をお考えいただきまして御了承願いたい、こう考える次第でございます。

○阿部(未)委員 私は、冒頭から申し上げおりますように、日本の政府全体として公害の対策なり環境の保全に取り組む姿勢に疑問があることを申し上げておるのです。したがつて、閣僚の中では話合いがついでおったものが、それ以外か、その中か知りませんけれども、ある特定の大蔵の指示によって変更が加えられたとするならば、これはきわめて重大な問題ですから、この国会の中で明らかにしてもらわなければなりません。はつきり答えてください。

○田中委員長 ちょっとと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めてください。
影井局長。

○影井政府委員 まことに申しわけない次第でござりますが、先ほど申し上げました私の立場、これをおひとつ御了承願いたいとお願ひする次第でござります。

○阿部(未)委員 私は局長の立場が理解できぬわけではありません。しかし、関係のお役人の皆さんが御存知の内容が、国会議員に知らされないといふいまの日本の国政について、私は非常に不満であります。この点について長官はどうお考えか。政府の責任者の一人として長官からお伺いしたいのです。

○大石國務大臣 考えてみれば、結果的には実はあまりたいしたことはなかつたのです。あの演説をしましても、私はやはり日本に招致したいとい

う気持ちはありませんけれども、そのような訓令

で、一応あらゆる協力を惜しまない旨の心がまえであるということを申し述べましたが、向こうの現地では、英語に翻訳する場合に、協力はサポートですが、サポート・アンド・コオペレーションと二つ書いてくれたのです。私の気持ちを察して

そのようにしてくれまして、仲をうまく取り次いでくれたわけでありますから、私自身は、演説の内容は多少弱い、招致から弱りましたけれども、必ずしも日本が日本の国で開催することに協力しないということがあります。ことに、次の二回目の会議を開くか開かないかということは今度きまりませんで、しかも、そういうことがきまつたあとでも、どこでやるかと、ということは、もうおそらく来年、一年ぐらいあとになると思いましてのことで、私は政府部内の了解を求めるとして、さらに今後聞くような努力をいたしたいと思っております。そういうことでそのような話し合いをして実は話がついたのです。ただ、急に話を変えられたということで多少私は感情的になつた、憤りを覚えたこともありますが、済んだことですし、まあそういたいした問題でもなかつたんです。ですから、この際は、あんまり役所同士のけんかの話を聞こえたら行政上困ることもござりますので、その点ひとつ御了承いただきたいと思います。

○阿部(未)委員 私は局長連中が悪いんではありませんから、どうかひとつ役人の立場も考慮されて、その点穩やかに御了承賜わるようお願いいたします。

○阿部(未)委員 長官、そうおっしゃいますが、これは局長連中が悪いんではありませんから、どうかひとつ役人の立場も考慮されて、その点穩やかに御了承賜わるようお願いいたします。

○阿部(未)委員 長官、そうおっしゃいますが、新聞記者の発表の中に、次官、局長クラスがどう

もよくないといふようなことばが出ておるようでござりますが、そこまでおっしゃるならば、私は率直に申し上げて、事務当局が知つておる内容が、国会議員であるわれわれにも知らされない、しか

もそれが、日本の公害なり環境保全に取り組む基本的な姿勢の問題として論議をされておる中で、なお秘匿されなければならないといふ政治のあり方については不満でございます。その点だけを明らかに申し上げておきます。

それからもう一つ、外務省のほうにお伺いしますけれども、十一日の毎日新聞にはこういう記事が載つておるわけですが、翌十二日の朝日新聞には、三ページにこういふのが載つておるので、「外務省の幹部は嘆いた」というのですがね。「われわれは国連人間環境会議のストロング事務局長に二回もしてやられた」ということで、その内容の一つは、国連人間環境会議の二回目を日本で開くはずであったのを、ストロング事務局長にだされました。そこでやられた。二回目は鯨の問題です。鯨の問題もあとでやりますが、そうしますと、この朝日新聞の十二日の記事に限らず、外務省のある幹部は、第二回会議を日本に招致する気持ちがあつたんだけれども、ストロング事務局長にしてやられて日本での招致が困難になつたんだというふうな言いわけをしている。しかし、十一日の毎日新聞に発表された訓電の内容は、早く言えば、日本に持つてきちゃ困るという意味ですよ。イメージダウンになるじゃないか、困るじゃないかというのがこの訓電の内容です。明らかに、第二回会議を日本で開催することを、拒否ではないが、期待していかつたのにもかかわらず、十二日の朝日新聞では、外務省の幹部が、期待しておつたけれども、ストロング事務局長にしてやられたといふような言い方をしておるのですが、大体外務省の感覚はどつちがほんとうですか。

○影井政府委員 私、その朝日新聞の記事は、実はうつかりして見落としておりました。それから、いま拝聴いたしました記事の内容、どの幹部からどういふうに話をされたのか、これは私全く知

らないというのが、正直なところでございます。

○阿部(未)委員 それではこれはあとでよく読んでおいてください。しかし、少なくとも日本の大新聞が、外務省の幹部ということをはつきり名書きたとは国民党は思いませんよ。やはり外務省のだれかが話したものだということは、みんなそう

考えますから、そうすると、外務省の考え方は、片方では、日本に第二回の会議を招請したくないということを訓電を打つておきながら、片方では、またかも、そういうことではなくて、ストロング事務局長にだまされたというようなことを印象づけようとしておる。国民党を欺瞞しようとする外交漏れたときには、蓮見さんとかいう事務官を首にしたか何か处分したそうですが、今回、極秘ではありますが、この前外務省の持つておる極秘の文書が漏れたことには、蓮見さんとかいう事務官を首にしたか何か处分したそうですが、今回、極秘ではない、秘だそうですが、大至急の電報が漏れたことについては、だれが責任をとることになります。

○影井政府委員 現在、これがどういう経路で新聞に出るに至つたか調査中でございます。この調査の結果によらなければ、これは私の所管外になりますけれども、おそらく見通しは現段階ではない、秘だそうですが、大至急の電報が漏れたことについては、だれが責任をとることになります。

なお、ただいま先生御指摘の極秘、秘の点でござりますけれども、おそらく見通しは現段階では申し上げられないということではないかと思います。

○阿部(未)委員 秘なら漏れてもかまわない、極秘なら漏れては困るといふなら、極秘とか秘とか電報は私どもは秘という取り扱いにしておつた次第でござります。

○阿部(未)委員 秘なら漏れてもかまわない、極秘なら漏れては困るといふなら、極秘とか秘とか電報は私どもは秘という以上は、重さはあせぬほうがいいんだ。秘という以上は、重さはあ

り極秘であるはずです。性格からいうと私はこういうのは大きらいです。大体国民にそういうことを知らせるのが政治の原則でなければならない。しかし、少なくとも外務省はこの前それをたてにとつて蓮見さんの首を切ったのだ。しかも警官まで入れて捜査をしたのです。今回もちゃんと警官を入れて捜査して国民の前にその責任を明らかにするようにしてもらいたいと思いますが、どうですか。あなた、所管外ではありますようが、ひとつ代表して……。

○影井政府委員 私から現在責任をもつて申し上げられますことは、現在調査中であるということ以上にはお答えできませんので、御了承願いたいと思います。

○阿部(末)委員 それはそうでしょう。そうでもしょうけれども、あなたは外務省を代表して来てもらっているわけですから、帰つたら大臣に、この委員会でそういう意見があつたということについてとくと伝えておいてください。

それから次に、これは長官お届りになつたあとで、
ではないかと思うのですが、鯨の問題です。

いき限界から、いそゞ困った問題が起きたのです。何時ではないか。しかも私どもの知る限りでは、絶滅して瀕死する鯨の種類もありますけれども、そういうものもあるようになりますが、長官はこれについてはどういうお考えを持っておられるわけをございますか。

○大石国務大臣
ストックホルムの会議では鯨類の保護問題が相当重大な問題にならうということは、予想しておきました。そこで、私どもも、立つ前には、本産業界なりあるいは業界の代表を集めたりあるいは学者を集めたりして、この問題についてのわれわれの基本的な考え方を十分取りまとめて参りました。おっしゃるとおり、鯨を守るということは非常にけつこうなことだと私は思います。私も個人的

的には、できることならば鯨はとりたくないと思います。ことに、いま日本とソ連が鯨をとつておる元凶のようにならざんといわれますけれども、鯨をこんなに絶滅に導いたのは西欧諸国であります。アメリカとかノルウェーとかイギリスとか西ドイツのような国がさんざんむちやくちやにとり尽くしまして、そして少なくとも五つの種類の鯨については捕獲禁止をきめまして、その間にわざか数百頭とか数千頭しか残っていないような状態をつくったのは、西欧先進諸国であります。あとから日本とソ連がそれにくつついで、いって鯨を連が鯨絶滅の元凶のようになりますけれども、そういう絶滅の機をつくったのは彼らなんです。それはそれといたしまして、鯨は残したいと思いますが、現在日本で鯨をとつておるそのことによつて幾つかの企業が成立しておるわけです。何万人かの従業員と家族が生活しておるのです。これを一挙にやめろといつても、急にはできません。しかも、おっしゃるとおり、だいぶ絶滅に瀕しておる鯨もたくさんござりますけれども、イワシクジラとかあるいはマッコウクジラについては、資源の保護を考えたければまだまだ実際はとり得る——とり得るといつても、これを減らさないで済む状態になつてしますから、やはりしばらくの間はいわゆる商業捕鯨を認めまして、しかもそれは資源の保護を考えながらある時期までは認めるべきであるということが当然だと思します。

それで私は、渡り鳥の問題でさきにモスクワに参りましたてソ連の連中と会いましたときにも、その問題に触れようとはしませんでしたが、向こうから二言出まして、鯨では共通の問題であるから、ぜひがんばつてもらいたいということを言われたわけであります。

そういうことで、鯨はやはりあのような決議をさせたくない——ああいう決議案がすでに提出されておったわけでありますから、決議されてしまふと思いましたので、実は短い期間でありましたが、私はイギリスの代表のウォーカー環境大臣

ショナル・ホエーリング・コミッティーといふものがロンドンにございまして、世界の十四カ国が入っております。これは日本もソ連も入っておりまして、そこで大体鯨をどのように守つたらいいか、どのくらいとつたらいいか、どうするかということをきめるのがこの委員会でございまして、これは相当の規制力もあれば権限もあります。ここで世界じゅうの鯨の専門家が集まつてやるわけですから、これが一番権威があるわけです。ですから、ここで鯨をどのようにするのか、十年間モラトリアムというものでやるのか、あるいは数年、五年なら五年をとつて資源を調査してそのあとで判断するかということは、ここできめるべきであると思ひます。そこで、人間環境会議の中の鯨の問題の決議はある程度うまくぼやけさせて、最後の結論はIWCで出すべきだ、そのような方向に持つていつたらいいと考えまして、ウォーカー氏にそういう話を持ちかけたのです。ちょうどロンドンでやるのだから、あなたがそういうまとめ役をしてくれませんかということを頼んだのです。彼自身は、私のほうでは、実際のことを言うと、なんかとつていいのだから、あまり興味もない、重大な問題ではない。だけれども、せっかくの話だから、われわれ代表として話をし、できるだけ努力しましようという返事をもらいました。

アメリカの代表のトレイン氏にも、さらに今月の下旬にロンドンで開かれるIWCのアメリカの代表でもありますから、この人に会いましてゆづり懇談した。日本のいろいろな実情なり、現実にこうしたらしいということをいろいろ話しましたところが、彼は日本の事情はよくわかる、十分理解できる。だが、自分のことも考えてくれ。下院では十年間のモラトリアムの決議がされておる、上院では十五年のモラトリアムの決議がさておる、すべての鯨について両院でそういうものが決議され、どうにもこうにも動きがとれないと、だからおれの事情も察してくれといふようなことになりまして、お互に理解し合つて何か妥協案

をつくつてもらつて、IWCで決定的なものを持
めてもらおうという考え方いろいろな話をしてき
たのであります。が、結論的にはあのようなきびし
い決議になつたわけでござります。しかし、ここ
では強制力はありません。問題は今月下旬のIW
Cに持ち込まれると思ひますから、ここであらゆ
る努力をして、もう少し何年間かそれをやつて、
その間に実態を調整して、その結果によつてどう
するかということを判断するようなことに持ち込
まなければならぬと考へます。

ただ、あまり日本との捕鯨を守るために何でもむ
ちやくちやなことをがんばつて、ここから脱落す
るようなことになりますと、なるほど、ある程度
捕鯨はまだできましようけれども、そのかわり、
国際世論に反して日本の國が孤立するということ
もござります。したがつて、この点は十分に両方
考えまして、両方がうまくいくような方向にこの
会議を進めるべきではなかろうかと考えております。
そこで、水産庁のほうに来ていただいて、いつ
もりでございますが、見えておりますか。

○田中委員長　来て います。

○阿部(未)委員　水産庁のほうにお伺いしますけ
れども、この対策についてどういうふうにお考え
になつておりますか。

○太田(康)政府委員　お答え申し上げます。

先生の御承知のとおり、採択された勧告案は、
第二委員会で採択されたわけでござりますけれども、
も、国際捕鯨委員会を強化して国際的の調査努力
を増進し、かつ国際捕鯨委員会の主催のもとに、
全関係国を含めた商業捕鯨十年間禁止のための国
際協定を緊急に求ることについて各政府が合意
するよう勧告する、こういうことが委員会で採択

されまして、当然本会議でも採択されることになります。ろうかと思います。ただいま大石長官からもお話をございましたように、私どもいたしましては、従来、科学者の集まりでございますところの、国際捕鯨委員会におきます科学者の部会におきまして、的確な資源評価に基づきまして、すでに絶滅の危機に瀕しておりますところの鯨類につきましては、捕獲禁止をいたしておりますし、資源評価に基づきまして資源の保続上ある程度とっても差しつかえないというふうなものに限りまして、関係国間集まりまして捕獲をきめておったわけでござります。しかも、最近におきましては鯨種別の規制、従来はシロナガスクジラ換算何頭ということをやつておったわけですが、それを始め、鯨種別規制にも踏み切り、さらに国際監視員制度というようなものを実施いたしまして、基本的にはそういうことを強化しながら鯨の捕獲を続けてまいりました。しかし、御指摘のとおりが実情でございます。しかし、御指摘のございましたように、あいだことが人間環境会議で決議されたことでもござりますし、私どもいたしましては、的確な鯨の資源状態の把握のための科学調査面の改善も含めまして、この勧告にもござりますよう、国際捕鯨委員会の強化にも積極的に協力する、これは私どもも全く異論はないところでござります。そしてなおその上に立ちまして、科学的根拠に基づきますところの合理的かつ効果的な資源管理措置のもとに捕鯨を考えるまいりたいということでございまして、二十六日から始まりますところの国際捕鯨委員会の場におきまして、私どもいたしましては、いま申し上げたようなことを基本的な立場として折衝に当たってまいりたい、かのように存じておる次第でござります。

お伺いしたいのですが、この法案の中にも、海中特別区域というものを設けて海の自然も保護するということになるようござりますけれども、しま現に、戦時に製造された毒ガス、イペリットとかルイサイトとか、そういうものが大量に海中に投棄をされておるという問題が起つております。私の出身の瀬戸内海、大分県の別府湾にも、終戦時のどさくさに大量の毒ガス弾が海中に投棄されておるようでございますが、まず自然環境を守るという意味から、こういう問題についてはどういう措置をとつたらいいというふうに長官はお考えでしようか。

うは事務当局のほうで一体どのようにお考えになつておりますか。

○首尾木政府委員 別府湾の毒ガスの問題につきましては、まだ私ども詳細にその内容について存じておりませんが、この問題につきましては、先ほど長官からお話をございましたように、環境庁が世話役といいますか、そういう問題につきまして内閣審議室と相談を持ちまして、各関係の省庁に集まつていただいて、それぞれどういう形でもつて今後その問題を進めていくかということを検討いたしております最中でございます。

○阿部(末)委員 時間がありませんから、その問題はそれではおたくのほうでひとつ計画を立てて、その措置する方法等について、別途私のほうに文書でも回答いただけますか。

○首尾木政府委員 先生のほうにそのようなものを持つてまいりたいと思います。

○阿部(末)委員 毒ガスに関する点で、厚生省來ていただいたておると思うのですけれども、これが毒物及び劇物取り締まりの対象になるかどうかは別にして、いま幸い環境庁ができるどういう仕事をやってもらつておるのでされども、厚生省として今日までほうつてあつたというのは一体どういうことだらうという気がするのですけれども、厚生省のはう見えておりましたら、どういうふうにお考えになつておったか、ちょっと承りたいのですけれども……。

○豊田説明員 毒物・劇物取締法のたてまえは、主として市場に流通する化学薬品についての取り扱い上から、諸種の保健衛生上の危害を防止する趣旨で毒物なり劇物なりを指定してあるわけでございまして、先生御指摘の化学兵器であるイベリット等につきましては、流通している化学薬品ということではございませんので、現在毒物・劇物には指定されておらないものでござります。しかし、このようなものが他の製品の原料となるようなことを考えられますので、そういう点につきましては、今後調査の上、関係方面と協議してま

○阿部(未)委員 もう議論しておる時間がありますが、厚生省は国民の健康を預かっておるところだと私は思つておるのでされども、こういう問題が、今日まで戦後二十数年間、三十年になんとする期間放置されておったということについては、少し責任を感じていただいて、それが毒物、劇物の取り締まりの対象にしておるとかおらないとかいうことではなくして、もう少し積極的に国民の健康を守るという立場で対処していただきたいということを要請いたしておきます。

それから最後に、きのう十二日に羽田空港へ超音速旅客機コンコルドとかいうのが飛来したようございますけれども、何とスピードも超スピードであれば、騒音もまた超大型のようで、百五ホンということが報道されております。すでに今日、長官も御承知のように、基地周辺の住民がその騒音に苦しんでおることは、これは環境保全の上からもきわめて大きい問題だと私は思つておりますが、こういう大型の騒音をまき散らす、あるいは考えようによつては、衝撃波の問題もございましょうし、排気ガスによる成層圏の自然的均衡の破壊という問題も起つてくると思うのですが、時代の要請とはいゝ、人間の環境を破壊してまでこういうものが日本に飛んでくる、あるいは日本でこういうものを注文をしてつくるといふようなことになるとするならば、長官は一体どうお考えでしょうか。

きた保安林がめちゃくちやにされるおそれがあります。

そこで、今度森林法を改正して、森林法が解除になつたとたんにわれわれの環境保全法が働く

いて、かつてなことはできない、今度は環境保全法が働く

許可を得なければそのように大きな手はつけられない」ということにいたしまして、森林法と環境保全法と相まって、相補完して、今度森林の環境を守るということになりましたので、やはり森林法もわれわれの自然環境法に相協力してくれるとも言えると思うのであります。

○岡本委員 そうしますと、林野庁のほうで伐採あるいは皆伐といふものをやろうとしたときに、環境庁のほうから待つたをかけるとか、あるいはまた、その計画について環境庁長官がチェックしなくて、林野庁まかせでいい、いままでの林野

庁の考え方でいい、それが保安林解除になつて初めて環境庁長官が言える、こういうことになつておるわけですか。この点についてどうですか。

○首尾木政府委員 森林の立木の伐採につきましては、これは保安林の場合もその他の場合も、自然環境保全地域に指定をされておる地域につきましては、林業施設の場合には、あらかじめ環境庁長官と農林大臣とが協議をいたしました伐採の方法または限度内において行なう場合においては許可が必要としないということになっておるわけでございまして、その点につきましては、その協議の際に十分に環境庁としての意見をそこに反映をさせるというような考え方で対処いたしておるわ

けでございます。

〔委員長退席、八田委員長代理着席〕

それから、もしそういったような伐採の限度を越えて行なうというような場合につきましては、これはもちろんそのようなものについては、原則が許可行為でございますから、そういう許可を受けないで行なうということでありまして、したがつて、それに対しては環境庁長官も、これに対する中止命令でありますとか、あるいはそれに対する復元あるいは復元にかかる措置命令といった

ようなものが出来るようになつておるわけでござります。

それから、保安林につきましては、立木の伐採につきましてはただいま申し上げたのと同じこと

でございますが、木材の伐採以外の問題につきま

して、保安林の中で、森林法によりまして許可行

為にされているものと、私どものほうの自然環境

保全法で許可行為になつておるもののと、ダブつた

ものがござります。そのようなダブつた項目につ

きましては、森林法のほうでの許可行といふもの

のはごく例外的な短期間のもの、あるいは仮設的

なもの、そうちいたようなものに限つて許可がさ

れるという実態になつておりますので、そのよう

な程度のものであるならば、これは一べん保安林

のほうで許可を受ければ、その受けたものについ

ては、重ねて環境庁長官の許可を受けることは要

しないというふうにしたわけでございます。ダ

ブつていよい項目もござりますので、それはもち

ろん環境庁長官の許可をかけることになります。

それからさらに、大きな行為でございますが、

大きな行為は、ただいま申しましたように、保安

林制度の中ではこれは許可ができないものでござ

りますから、もしそれを認めようとすると、保安

林地域を解除して行なうほかはない、そういう

ことになつておりますが、私どものほうの地域

規制がかかつております。さらに、自然公園関係につきましては、従前どおりの形で、環境庁長官

ないし都道府県知事の許可をもつてやるというようなたでまえになつておるわけでございます。

○岡本委員 どうももう一つはつきりしないところがあるのであります。

そこで、林野庁長官来ておりますね。いま四万

人の従業員をかかえ、特別会計になつておる林野

庁の立場として、この特別地区あるいはまた厚生

自然環境保全地域、自然環境保全地域、こういう

ようには指定しまして、環境庁の長官の許可がなけ

れば伐採はできない、あるいはまた道路をつけた

りすることができない、こういうことになります

と、この四万人の人たちが十分生活できるような

状態になるのかどうか。四十五年だけでも相当の

赤字を出しているわけですが、それではたして林

野行政の四万人の人たちの生活がやつていけるよ

うな状態になるのかどうかというのが非常に私は

疑問なんですが、これについてはいかがですか。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、林野庁の会計は、戦後特別会

計制度になつております。戦前は一般会計でござ

いました、森林の伐採の収入が約半分くらいしか

収入に入つてなかつた、あとは開拓財源その他に回つおつたわけでございます。それじゃいかぬ、

治山事業なりあるいは林道事業なり造林というこ

とをやつて、木材の販売収入は山に返すべきであるということから、戦後特別会計制度になつたわけでございます。

約二百億、百億の収支の赤字となつたわけでござります。

したがいまして、国有林の問題は、日本林野の全般のちょうど縮図のようになつておるわけ

でございまして、ただいまの国有林のあり方をどうするかという問題につきましては、御指摘の財務の面につきましても、ただいま林政審議会にお

いて国有林部会を設けて検討中のものでございま

す。職員は四万人、そのほかに定員外の現場作業員が約三万五千人おります。しかもこれは臨時を除いてございます。臨時を入れますと頭数で四万

人、ほかに実は最盛時七万七千人くらいおるわけ

でござります。したがいまして、木材販売収入だけですべてをまかなつていくということは、まず

これだけ見ても不可能でござります。さればと

いって、放漫な経営は許されません。やはり国有

林の経営におきましては、国民の皆さん納得のいく近代的な合理的な労働条件の犠牲においてだけではなくて、ほんとうに合理的な仕事ので

きるような形をまづつくつた上で、最近公益的な面に対する非常に需要の大きい、たとえば治山事

業であるとかあるいは造林事業、林道等におきま

して、公認的な面についての一般会計の財政援

助と申しますか、一般会計の繰り入れというこ

とをいたして、四十八年度からの抜本的な制度改

正をして、四十八年度からの抜本的な制度改

正でござります。

○岡本委員 大体植林してから四十年くらいた

ぬと、木材の価値といいますか、それを売つて財

源にならない。そうなりますと、今まで相当乱

売をやつて、あつちこつち見て、ますと、皆伐し

てみたり、相当なひどいことをやつておるわけ

です。そしてさらに約二百億余りの赤字が出ておる。そうしますと、特別会計ではもう早晩行き詰まるのではないか。そうなるべくと、さらに皆伐し

なければならぬ、伐採を多くしなければならぬ。そうすると、今度は自然環境保全に大きな支障を来たす。こういうことになりまして、私ずっと一つずつ見まして、どうなるのか。あなたのほうではこの四万人から七万人ですか、こういう林野庁に付属しておる人たちの生活、あるいはこういうものをどういうようにして将来やつていこうとう見通しがあるのかないのか。審議会にかけておられます、審議会にかけておられますと、こう言いますけれども、林野廳長官としてはどういうような考え方でおるのか、これをひとつはつきりしてもらいたい。

○福田(省)政府委員 早晩行き詰まるのではないとかとおっしゃいますが、もうすでに行き詰まつておるわけでございます。そこで私は、国有林の經營と申しますのは、順序としましては赤字を消す、これは当然合理化、近代化はいたさなければなりません。しかし、目的はやはり国民全般の要望にこたえて、ということは、従来は木材生産が第一重点でございましたけれども、今後は国土保全、たとえば水源の涵養であるとかあるいはきれいな空気を製造する機能であるとか、あるいはレクリエーションとしての機能であるとか、木材以外の森林そのものの持つ効用、換言しますと多目的効用と申しますか、そういうものを実現するようにならねばならない、これが問題であります。大事な問題であると思うわけでございます。

そういう観点に立ちまして、去る二月以降、各現場に対する一つの指導方針を出しておるわけでございます。それは従来の大面積皆伐をやめまして、小面積の皆伐にする。しかもそれは、限度はおおむね二十ヘクタール以下。従来は実は連続して五十、百町歩となつた場合もござりますけれども、それではやはり自然を破壊するということにならぬが。能率はあがりましょうけれども、先ほど申しました公益的な機能にはそぐわないものであります。それはやはり自然を破壊するということに分散する。その周囲には自然林を残すという形にし、なお日本は山岳地帯でございますので、中腹

に行きましたならば皆伐をやめる。それで抜き切
り、択伐と申しますか、本数にして一〇%か二
〇%，材積にしても二、三〇%，こういうものを
抜きまして健康な森林に仕立てていく、皆伐はや
らない方針。それからなお上に行きましたならば
禁伐林、禁伐にすると、いうふうなことにいたた
い。特に国有林は奥地林が多うございます。そこ
で、皆伐にしますと約三割減少し、択伐を約二割
増加し、禁伐林を四割増加する、こういうふうに
しまして、近くこの基本法におきまして、五十年
先の森林計画をつくることになつております。い
まお話ししましたのはその基礎になる数字でござ
いますが、そういう考え方方に立ちまして閣議決定
を見ていたら、という予定になつておるわけでござ
います。そういうことになりますと、当然従来
よりも収支の状態は悪くなるわけでござります。
職員は、いまお話ししましたように定員内四万
人、定員外職員が、半年以上来ます者が三万五千
人、一日、二日の臨時を入れますと最盛期七万七
千人でございます。合わせますと十数万人の職員
がおるわけでございます。これは仕事が減少いた
しますとどうするかという問題が出てまいります
けれども、木材の生産以外に、ただいまお話しし
ましたように、いろいろな森林管理の面の仕事が
ふえてくるわけであります。森林の中にレクリ
エーションのためにたくさん的人が入つてくる。
火災が起きる心配がある。そういう場合の見回り
でありますとか、あるいは現在国有林の中に自然
休養林という公園を、この三ヵ年に約三十五ヵ所
つくりまして、そこでキャンプをやつたり、ある
いは遊歩道をつくって、そこを散歩して樹木の勉
強をしてもらうとか、自然の観察をしてもらうと
いうふうな設備をしているわけであります。そうち
の仕事が減った分につきましては、森林管理のほ
うに人を仕向けていくというふうな方向で人の活
用をはかつてまいりたいと思っておるわけでござ
ります。

いすれにしましても、從来のような特別会計の発足の考え方はよかつたのでありますけれども、木材の販売収入だけですべてをまかなうということは不可能でございますので、そういう方向に持つていく。なお、四十七年度からは、治山事業につきましては一般会計から約六十六億の導入をしていただきたいわけでございます。從来は、治山事業につきましてもすべて木材販売収入でまかってきたのであります。いままでお話ししましたようなきつともございまして、四十七年度は、治山事業費の約半分でございますけれども、六十六億は一般会計からの負担をお願いしたわけでございます。そういう方向で今後は財務制度についても検討していくだかなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

○岡本委員 そうしますと、特別会計は、結局はこれでしまいますね。

そこで、長官にお聞きしたいのですけれども、はつきり言ふと、今まで木を切って売つて生活しておった林野庁の職員さんが、今度は自然を保護するほうの立場にならなければならぬということになりますから、この林野行政については、環境庁ではんとうは相当いろんな面で一省が違うから非常におかしい話でありますけれども、こういった面について相当環境庁のほうからアドバイスもし、あるいはまた計画をよく聞いて対策も立ていかなければならぬ、こういうように私は思うのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 ただいまの御意見、まことに要当なことで、私は参考にいたします。そうしてできる限りそういう人に——どうせわれわれだけではどうてい自然環境は守り切れませんから、ぜひほどありました。それに対しては非常に謝意を表す。

○岡本委員 そこで、長官、きょうは私ども公明黨の大変であります。そのときにこうして審議をするというので、長官から丁重なおことばが先ほどありました。それに対するは非常に謝意を表す。

するわけでありますが、私はちょっと心配になることがあります。それは、この前長官が奈良で新全総について、この新全総計画では、日本列島を分割してどんどん自然をよこしてしまうという発言がございましたが、この新全総計画については——経企庁の政務次官見えてますね。これについては各省いろいろ調整あるいは連絡をとつてやつたんではないか、こういうように思うのですが、いかがですか。

○木部政府委員 新全総計画につきましては、ちょうど三年ほど前に、御承知のとおり計画が策定されたわけであります。ところが、最近の経済情勢や、豊かな環境をつくらなければいかぬとか——そういう諸情勢に対応して、われわれのはうでいま総点検を準備をして実行いたしております。

○岡本委員 この新全総はそのときは沖縄は含まれてなかつた。そうしますと沖縄も含め、長官からもお話があつたわけですが、再検討をして新しく新全総といいますか、新が五つも六つもついたら困るわけですが、こういうようにもう一べん計画をやり直すというのが現在の段階ですか、いまのお話は。

○木部政府委員 ただいま申し上げましたように沖縄も含めまして総点検の作業中であるわけであります。

○岡本委員 そうすると、この新全総はいつごろまでに洗い直して、もう一べん発表するという見込みなのか。この新全総に基づいて、いろんな計画が都道府県あるいは地方自治体では行なわれていくと思うのですが、それについてひとつ……。

○木部政府委員 先ほど申し上げましたように、特に環境問題を重点にいたしまして、大体目標をいたしましては十二月ぐらいのところを目標にいたしまして、総点検中であります。

○岡本委員 そこで、長官のおっしゃったとおり現在の新全総ではぐあいが悪いというわけで洗い直しをして、この十二月ごろまでに再計画をしよ

うということになつてゐるわけですが、閣議ですぐあやまられるところ困るわけです、つい口がすべつたなん。やはり自信を持つて——ぼくは、長官はほんとうにいい人なのがあるいはまたどうなのが、非常にその点が懸念されるわけですが、やはり環境庁長官としては、思つたことを言つてそのとおりさせていくといふような強い姿勢でなければならぬと思ふのです。

○大石國務大臣

私の新会報に対する考え方は、別に変わっておりません。それで、私の考え方方が変わつたということで閣議であやまつたわけではなく、ただ発言がいかにも少しきつ過ぎたので、そのきつい発言に対しては十分注意いたしますと、いうことを申したのでございまして、別に考え方は変わっておりません。

○岡本委員

そこで、長官がこの間ストックホルムに行かれたときに、自然環境破壊について現地のそれだったか質問があつたときに、ベトナム戦争は非常に大きな自然破壊ではないかということに対して、次元が違うからここではお答えできません。そういう御発言があつたように承つてゐるわけですが、その点はそうですが。

○大石國務大臣

それは外人記者との会見の場合に、ベトナム戦争についてのいろいろな話がございました。自然破壊はよろしくないということ、

○岡本委員

これは詰めておきたいと思うのですが、長官、同じことを言って悪いですが、鳥類やあるいはまた自然破壊なお人間のほうの破壊、こういうものに対しては、非常に長官は言いくらいかもしませんが、一日も早くやめたほうがいい、こういうような考え方ではないかと思いますが、その点だけひとつ……。

○大石國務大臣

私はいまはそう思つております。ストックホルムの記者会見でもそのようなことは申しました。要するに、罪もどがもない一般の民衆が、戦争によつて家を奪われ、生命を奪わ

れ、あらゆる苦労をしていることは、非常に悲しいことだと思います。そういうことはぜひ早くなくしたい、こう願つております。

○岡本委員

そこで、環境庁長官もやはり閣僚でありますから、いまの閣僚の一員として、こういつたベトナム戦争を一日も早くやめたほうがいいとまことに對して傍観しておつていいんだらうか。これは日本政府の問題になりましょうが、そ

うであります。いまの閣僚の一つとして、こういつたベトナム戦争を一日も早くやめたほうがいいとまことに對して傍観しておつていいんだらうか。これは日本政府の問題になりますが、その点

きましては、御承知のようにことしは六十億円の

金で、それを国有地並びに県有地にすることにはいたしております。しかし、この予算もことしきりの予算でございまして、来年度からは別な形で、

一つの方向を持った、たとえば金額はどのくらい

にするか、何年計画でこれを実行するか、どのよ

うな面積にするかということをことし一年で見当

つけて、来年から明確な年次計画を立てて実行に

移すことになつていて、それがでございます。

○岡本委員

次に本論に戻りまして、本法では原

生自然環境保全地域、あるいはまた自然環境保全

地域、特別地区、野生動植物保護地区、海中特別

地区あるいは普通地区、国のほうでいろいろとや

はどれくらいだ、予算はどうだ。国立公園にしたつ

て二十三区、百九十万ヘクタールですか、国土の

五・三一%、国定公園が四十四区九十九万ヘク

タール、二・六八%、自然公園二百七十九地区で

二百二万ヘクタール、五・四七%——国土の一

三%を指定しておりますけれども、相当な地域で

あろうと私は思うのですが、さて何年計画でこ

ういうものをやるのか、綿密な計画ができるお

のかどうか、これをひとつお聞きしたいと思うの

ですが、いかがですか。

○大石國務大臣

そのような将来に対するいろいろな計画とかビジョンというものは、つらなければならないと考えております。ただ、この法律

がいま通りますと、それを土台にしてそういうこ

とを計画づけていくわけでございますが、一応の

目安はつけなければならないと思います。ただし、

今後この法律によりまして指定される地域は、も

う何%であるときまつております。私は、でき

すれば大きいこの地域が広がることを望んでいる

わけなんです。一応われわれはいま、ここが大切

であるとかどうであるとかいろいろ考えておりま

すけれども、それだけでなくて、さらにいろいろ

と、もつと残したい地域がたくさん出てまいります

から、これは三年でこの計画ができる、五年で

ようやく、そういうものを今後広げてまいります

かとお聞きします。

○大石國務大臣

それはおっしゃるとおりでござ

ります。われわれもいまスケジュールをつくって

おりまして、それによりましてできるだけ早く

おきますので、それによりましてまいりたいと考

えております。

ただ、水質保全法は、十年余り前にできました

けれども、いま考えてみると、それはあまり十

分な法律ではありません。しかし、当時の政治情

勢を考えますと、やはりこれはなかなか考えたも

はいかがですか。

○岡本委員

そうすると、外人の記者でしたから

そうでありましようが、いま地球的な環境破壊、

これが問題になりまして、今度国連で人間環境会

議が開かれたわけあります、やはりベトナム

戦争といふものは大きな環境破壊になつてゐる。

外人に対しては言えなかつたかわかりませんが、

私は日本人ですから、いまの長官の率直な考え方

はいかがですか。

○大石國務大臣

これは傍観していいとは私は

思いません。できるものならわれわれも、この

ような戦争をやめさせることに世界の国々がお互

いに協力して努力したほうがいいと思います。た

だ、どのような手段でどのように方法でやつたら

いいかといいますと、私はここで的確なお答えが

のだと思います。努力した法律だと思います。當時、十年余り前と現在では、自然保護なりあるいは環境保全、公害対策というものにつきましての考え方は、すいぶん政治的情勢は変わったと思うのです。ですから、当時、十年前にせっかく水質保全法ができましたけれども、必ずしも思うような大きな発展はしなかった。確かにそうありますが、このように時代が変わってまいりますと、われわれももちろん懸命に努力しますけれども、政治の方向がますます人間尊重の方向に進んでまいりますから、十年前の姿とはまるっきり違った進み方をするのではないか。またそういう歩み方をしなければならないと私は考えております。

しかし、いずれにせよ、おっしゃるとおり、確かにいろいろな計画を早く立てまして、それを進めてまいることが大事であると考えております。

○岡本委員 なぜ十年前からこういうようなくるっと変わってきたかというと、決して自民党政府が変わったのと違うのです。結局住民運動、世論、こういふものによって変わったわけです。だから、かつて三十三年に水質保全法ができたけれども、なかなかできなかつた。これはそのまま自然にできたのではなくて、結局住民の力、世論の力によつてできたのです。それと、長官、いま私が計画を立ててやらなければならぬというのと一緒にしてもらつては話にならぬと私は思うのです。次元が違う。ですから、ひとつ実施計画をきちんと立てて、これはほんとうに実体法であるならば、実施できるようにしてもらわなければならないと思うのです。自然環境保全地域、これは確かにこれから指定してやるということはわかるわけですが、それを守るために、光化学スモッグどん出でてきているわけですね。指定した地域外から出でているわけでしょう。これがたとえば森林、緑を残そうとしたしましても、その地域外からどんなんそういう汚染物質が入ってきてよござれ

おとしでしたか、公害国会におきまして、われわれ野党でもって環境保全基本法案を提出したわけでありますけれども、今度の政府案を見ますと、これがだいぶ取り入れられておるようになります。ところが、現在の公害対策基本法の基本的な理念といいますか、今度の自然環境保全法のこの理念がここに入つてこなければならぬのではないかと私は思うのです。この基本法では人の健康と生活環境を保全する、ただ簡単なものであります。ですが、要するに自然環境保全法の精神を見ますと、後代の人、つまり次の時代、次の国民の生活を守つていこうとする、要するに地球を守つていいこうとする、ほんとうに環境を将来守つていいとするのがあらわれておるわけでありますから、その根本に立つた、理念に立つたところの公害対策基本法でなければならないと私は思うのです。たとえば排出基準をきめるにしましても、環境基準をきめるにいたしましても、結局、何といいますか排出されたものが自然の中に、空気の中に入り、そしてこれがリンクされるような——リンクするということおかしいけれども、自然浄化されていくよなうなそういう環境基準でなければならぬのではないか。ただそこで生活てきて、そういう汚染物質が飛んでしまうからそれでできるのだということでは、将来行き詰まるのではない。これが田子の浦のヘドロの姿です。したがつて自然環境基準、こういうものも制定して——われわれが提倡しておりますけれども、要するに排出されたものが自然に浄化されていくよなうな基準、公害対策基本法の目的とそれから環境基準の洗い直し、これを長官はやろうという考え方があるかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○大石国務大臣 公害対策基本法をどのように直すかということについては、いま具体的なことを申し上げる段階ではございません。しかし、環境基準につきましては、十分にこれを洗い直しますと、さらにより高い環境基準をつくりたいと、いま私どもは考えております。

○岡本委員 そこで、一つは、将来環境基準をもつと洗い直して、もつときびしくしてやつて、いろいろについていま言いましたように、濃度規制だけでは、たとえば煙突を高くしてやつておりますけれども、たくさん量がふえればふえるほど、今度は自然浄化ができないのですね。したがつて、私は量規制が必要ではないかと思うのです。そういう考え方があるかどうか。

もう一つは、先ほど私言いましたように、公害対策基本法の精神も、やはりこの自然環境保全のような考え方方が一番根本にならなければならないのではないか。そうでなければ、私は環境基準が変わつてこないと思うのです。そういう考え方には立たなくなるかということをお聞きしたい。

○大石国務大臣 いま私どもが環境基準を考え直さねばならぬと申しましたのは、一つは、いまの環境基準そのものが必ずしもすべて理想的なものではないと考えられるからでございます。もう少し十分に検討いたしまして、もつといろいろな実験なりいろいろな検討の段階を経まして、どのよくな環境基準がわれわれにふさわしいか、妥当なものをわれわれは早く選びたいと考えております。

それともう一つは、妥当なものでありますけれども、いろいろな段階をつくりまして、最も理想的なわれわれの環境基準というものも何かきめまして、その理想基準に達することによって、企業がそのような努力をすることによって、その企業努力に報われるような一つの将来のあり方を考えたい、そういうことも含めた環境基準をつくりたいと願つておるわけでござります。

そういうことを考えますと、おっしゃるとおり排出基準も、それに従つていろいろな考え方が変わつてまいると思います。もちろん、総量の規制ということが将来は必要なことだと思います。いまの段階でも、総量の規制の考え方を取り入れたものが一部ござりますけれども、まだまだこれは不十分でありますので、おっしゃるとおり、われわれはやはり総量というものに対して一番最後の排出基準を置かなければならぬと思います。ただ、それにはいろいろむずかしい段階がございますし、また、それに対する設備なりいろいろな装置というものが必ずしも十分でございませんので、そういうものを開発しながら、御意見のとおり総量といふものを一つの排出基準の大きな根本に取り入れたものにいたしたいと思いますし、それから、そのようなすべてのことを勘案いたしまして、われわれの自然環境、われわれは結局自然の中で生きておるわけでござりますから、公害、公害と申しましても、自然の一部をぶつこわしたものが公害でございますから、そういう意味では、やはりおっしゃるとおり、これが十分に、ただ何といいますか循環すると申しますかあのようない形で、自然がわれわれによりよいものであるようない形を持っていきたいと考えております。

それが縁が切れたから、先ほど阿部さんでしたか言つておりましたが、何か奇異に感ずるのだ。ですから、公害対策基本法の目的も、そういうように修正しなければならぬのじやないか。

それからもう一つ、先ほど申しました、それによつて起つてくるところの環境基準をきめるにしましても、やはり将来の自然を守る——人間も自然の一部でありますからね、そういう基準に変えていかなければならぬのじやなしが、それによつて、私は公害防止の技術も進んでいくと思うのです。長官が勇断をもつて——初代か二代か知りませんが、山中さんはちょっと名前だけですか、まあほとんどの初代の長官として、いま一つここではつきりとした将来の姿勢といふものを打ち出しておいてもらいたい、こういうふうに思うのですが、いかがでしよう。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり、いまわれわれは、公害基本法と自然環境保全法と二つに分けて、公害対策と自然環境対策を別なように考えておりますけれども、これは私は、元来根が一つにつながつておるものだと思ひます。そういう意味では、近い将来にはこれを一本にした、いわゆるいつか二、三年前に野党から出されました環境保全法案ですか、これのいろいろな考え方、それをこの法案にも多少取り入れてはありますけれども、そのようなものを、将来は大きなまとまつたものをつくり上げる必要が私はあると考へます。ただ、いまのところは、何せ、とにかく山のようない公害に対して体当たりでぶつかっていくことと、めちゃくちゃな自然破壊に対してとにかく一時間でも早くとめなければならぬということに忙もきまつてしまひましたので、いまおっしゃるような、そのような総合的な、もつとより高い次元のものに、われわれはものの考え方の基本を置いてまいりたいと考えております。

いま岡本委員から、英断を持って答えてもらいたい、こういう話がありました。私は一言、関連してぜひともこの際聞いておきたいのですが、今まで議論になりましたように、経済企画庁の政務次官お見えでござりますが、新企画をやり直す、これは十二日と、いまの質疑応答の中でありました。それから新経済社会発展計画をやり直すのも年末。総合的に今までの経済成長政策をもう一回見直す、こういうことでありますし、いまそれに関連して自然保護法案をやっておりますが、ひとつ環境庁長官に英断を持って答えてもらいたいのは、最近、重化学工業や経済に深い関係のある田中角栄通産大臣が、日本全土大改造、工場大分散案というふうなのを出されたわけであります。これが一方でいいと自然をなくするということではないかというので、日本国土大破壊法案ではないか、こういうことがいわれておりますが、この計画の立案等については、大石長官官員や経済企画庁の長官は相談にあづかっておられるかどうか。それに対してどういう見解を持っておられるか。これは全然関係のない人が言つたんじゃないですから、國務大臣ですから。ですから、このことについては、總裁の立候補宣伝だともしわれておりますが、この点はきわめてこの法案をめぐる関係深く、いまの質問と関係深いと思いますので、明快に簡潔に御答弁をお二人からいただきたい。

○大石国務大臣　田中通産大臣が、日本大改造論ですが、都市改造論ですが、あの日本列島の改造論を出されたことを新聞の記事の表題だけを見ます。して、詳しいことはまだ全然聞いておりませんから、いまそれをどうこうという批判する能力もありません。ありませんけれども、私は、将来總理になるかも知れないそのような人がこのようないまもの考え方を出されたことに、心から敬意を表します。

と申しますのは、いまいろいろ日本の公害の防止のために、あるいは自然環境保全のために、要するにわれわれの日本の環境を保全するために、い

たとえば自動車の規制であるとか、あるいは工場の分散であるとか、あるいは研究学園都市を新しくつくるとか、いろいろな政策が立てられ、それが実際に移されておりますけれども、こんなものがほんと効果を奏しておりません。残念なことです。それはそう言つちやはなはだ失礼ですけれども、目先だけの思いつきなんですね。あるいは一部の考え方でやるからだと思うのです。

いまこの段階ではんとうに日本の公害を防止して、豊かな、健康なわれわれの自然環境をつくるうと思うならば、ほんとうに思い切った、徹底的な政策の大転換、発想の大転換が必要だと思います。そのような考え方とそれを実行する勇断が、いま一番日本に必要な時期だと私は思うのです。

単なる思いつきや目先だけでちょっとこやつて、もどろにもなりません。実は、美濃部知事が私たところにお見えになりましたて、さして光化学スモッグ対策を話したいということござりますから、お目にかかるいろいろ相談します。いろいろ協力はするつもりでおりますけれども、單なる自動車規制ぐらいではおさまらないと思うのです。実際の内容はわかりませんけれども。ですから、私は、そういうことで田中通産大臣が——ですな、まだ。この人がそのような思い切ったことをやろうという構想を発表されたことに對して、非常に敬意を表します。内容は知りません。知りませんが、よほど思い切ったものに違ないと申します。ですから、この人がこののようなことを実行するような地位にもしつかれましたならば、われわれは喜んであらゆる協力をしてつばなをつくりまして、思い切った勇断を持ってこの口を合官庁ですが、総合官庁が機能を果たしていない本列島の新しい考え方方に着手させなければならぬと思う次第でございます。

密着して、日本国株式会社のまま支店みたいなもので。そういうのが非常に強力な発言をして、実際に、環境庁や経済企画庁の総合官庁が機能を發揮していない。計画はつくるけれども、総花的な計画であって、中身というのは全く変わっている。

そこで問題は、旧全総は拠点開発方式、大都市方式をやって、これを地方分散開発方式にしたのが新全総だと思うのですね。それをまたばあっと全国にばらまこうと、こういう非常に威勢のいい議論です。もちろん GNP の一〇%以内にという議論がある。そういう議論等があつて、環境保全、生活優先という観点をどういうふうにやっていくかという、そういう観点等については明確でない点があるわけです。これは自然はできるだけ残しておこうという、そういう考え方と実際上はぶつかって、いく議論ですね、ここでいま議論している議論と。そこで経済企画庁はこれについてはどういう見解を持っておられるか、一言お答えいただきたいと思します。

までの日本の高度経済成長の土台は、外国からできるだけのあらゆる原材料を輸入して、それを国内で使って外国にどんどん輸出してもうけたということが、今までのあり方だったと思うので

おっしゃるとおり、日本全島に公害をばらまく。今後もそのようなやり方を続けるようでは、そういう前提のもとでこの新全総がやられるならば、日本に公害をばらまくことになります。

○岡本義眞 そうしますと長官、いまの考え方は、「国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。」という野党提案のこの環境保全基本法案の中にこういう一項目を入れているのですが、それに賛成ですね、いまの考え方からいきますと。

○大石國務大臣 ちよつともう一べん読んでくださへ。

なっております。当然に警戒、警備の対象になつておる区域であります。まことに、むしろ、どちらかといひますと警察官が非常に動員されている、こういう状況でございます。

それから、一方特にお尋ねの点は、たとえば、そういう高山植物その他自然公園法違反のような犯罪の取り締まりについて非常に特殊の知識を必要とするのではないかという御質問かと思いますが、これは必ずしもわれわれとしては高度の知識を必要と思つております。現に過去におきましては、そういう取り締まりをやつてきております。

○閻沢説明員 端的に申し上げて、原生林を全部
パトロールするというふうにお答えすることはた
いへん無理だと思いますが、たとえば、今度特
に問題になりました特別司法警察職員制度の予定し
ておられるような人員の程度の活動は可能であり
ましょ。こういう趣旨でございます。

○岡本委員 たき火をしたりいろんなことをやつ
ているのを、山の中では、なかなかそう何もかも

○岡本委員 「国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。」

○大石國務大臣 ことばづかいにもいろいろよりますけれども、大体そのような精神は賛成でござ

○岡本委員 じゃ次に、最初環境庁が要綱を出された時点では、取締官制度といいますか、環境取締官制度のような準司法的な取り締まりの項目があつたように思うのですが、今度はこれが抜けておる。そこで、先ほど長官のこれに対する答えるは、警察のほうでいろいろとやってやろうというような話だったから抜きましたというようなことでしたが、警察官来ておりますね。たとえは、原

犯男捕獲ですか。こんなやうなのが警察官でありますのかどうか、非常に私は疑問なのであります。いま二つ法要を見らるて、そう、うほん六月の二つ鬼

犯でなければたれかやへたかわからぬ。こういうことを考えますと、警察でこれがほんとうにで

きるのかどうか、ちよつとこれを一へん警察庁のほうからお聞きしたいと思うのですが、いかがで

○関沢説明員 お答えいたします。

お尋ねの点について、対象になりますような立公園の中とか、そういったところにつきまして

は、最近はそれは同時にレジャーの対象地域とも

らしいしかない。そこで一億の人間がこちゅこちゅと住んでおつて一千億ドルのG.N.P.をつくり上げるといふような、そういう条件とはまるつきり違います、国の大さも何もですね。そういうことで、すから公害の程度も違ってくると思いますし、そういう配慮をすれば、公害の輸出はそうならないと思いますから、そういうことを前提として、産業のあり方を全部変えた上での日本全体の正しい平地の利用ということになれば、私は、自然を十

犯でなければ大それたらしく、こうしたことを考えますと、警察でこれがほんとうにできるのかどうか、ちょっとこれを一べん警察庁のほうからお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

○関沢説明員 お答えいたします。

お尋ねの点について、対象になりますような国立公園の中とか、そういったところにつきましては、最近はそれは同時にレジャーの対象地域とも

○岡本委員 この法案の「立入制限地区」十九条の第三項「何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。」ただし、許可を受けた者あるいは非常災害のときあるいは保全事業をする者、まあ大体こういうような者以外の人は立ち入つてはいけないといふような規定があるわけですね。そういうようなところを警察のほうで全部パトロールする点御了承願いたいと思います。

○首尾木政府委員 原案には、司法警察職員としての権限を行なう職員を環境省長官または都道府県知事は命ずることができるというふうになつておおりまして、この規定を置きましたのは、先生のおっしゃいましたように、この自然環境保全法についてのあるいは自然公園法につきましての各種の犯則に対しまして、司法警察職員のそういう書きを与えておくことが予防的な意味におきまし

し肩種にゆて消し

て効果があるという考え方から、そういうような規定を置いたわけだと思います。しかしながら、その後、この司法警察職員の問題につきましては、関係法務省あるいは警察庁とお話し合いの段階におきまして、現在のような手薄な管理員の状況のもとにおきましては、こういう職権を付与するということによりまして、他に行なう必要のあるります各種の指導の事務でありますとか、あるいは管理の事務でありますとか、そういうようなものが、この職権の行使のために非常に多くの時間ととられるということになりまして、むしろ現段階では不都合な結果になるのではないか。それよりもむしろこの問題については、今後警察のはうで、この自然環境保全法のような考え方で、自然保護についての犯則に対する態度といふものをきびしくやるということであるならば警察のほうでも大いにやろうということございまして、つきましては検討をし、将来においては、このようないう希望を捨てておるものではないわけでございます。

○岡本委員　まあ将来そういうような考え方で入っていきたいということですから、了解しておきましょう。

そこで、次は国民の理解も得るとかいうような、これは第七条になつておりますが、「知識の普及等」というところですが、これは官報あたりに載せたところで、一般の方にはなかなか理解できなければいけます。官報を絶えず見ておられる方にはつくりと——われわれ心がまえを持つことが第一でございます。そういう意味で、國民にこうせよというものではありませんから、われわれの心がまえとして御意見を十分生かすよう努力をすればそれでけつこうだとういうように思うわけでございます。

○岡本委員　國民にこうせいというのじゃないのです。野党案を読みましょか。「國及び地方公共団体は、学校教育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての國民の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。」というところで、「國及び地方公共団体は、学校教

育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての國民の理解を深めるよう

に、非常に実体法として親切に書いているわけ

です。ところが、この自然環境保全法案を見ますと、非常に抽象的ではつきりしてない、こういうと

ころをひとつやはりきちんとしなければならぬの

ではないか、こういうように思うのですが、いか

がですか。

○大石國務大臣　これはおっしゃるとおり、あま

り具体的に書してございませんが、要するに、わ

れわれ環境庁としての心がまえでござします。で

ございますから、たまたま岡本委員のおっしゃ

ましたような学校教育とか、社会教育とか、ある

いはいろいろな講演会とか、いろいろな行事であ

るとか、そういうことを通じまして、できるだけ

國民に自然を愛するような、自然環境を守るよう

な思想を徹底するよう努めをいたす、その心が

まえを高めてまいりたいと考えます。

○岡本委員　そうしますと、こういうように修正

をして、野党三党案のようにきちんとしておいた

ほうが法律としていいのではないか、私はこうい

うように思うのですよ。いかがですか。

○大石國務大臣　私がいま申しましたように、こ

れは環境庁の心がまえの問題でござります。

國民にこうせよというものではございません。したが

いまして、別にいま学校教育とか社会教育とかを

並べなくとも、われわれの心がまえの中にそれを

はっきりと——われわれ心がまえを持つことが第

一でございます。そういう意味で、國民にこうせ

よというものではありませんから、われわれの心

がまえとして御意見を十分生かすよう努力をすれ

ばそれだけけつこうだとういうように思うわけでござります。

○岡本委員　國民にこうせいといふのじゃないの

です。野党案を読みましょか。「國及び地方公共

団体は、学校教育、広報活動その他の手段により、

良好的な環境の確保の必要性についての國民の理解

を深めるように適切な措置を講じなければならない。」

○大石國務大臣　それもけつこうですけれども、

「その他」の中には講演会もありましょうし、いろい

ろな行事もございましょうし、幾らでもございま

す。ですから、一つ二つの例をあげてもあげなく

ても、要するにこれはわれわれの主導権者がそ

うことを守る、実行する、行政をやるほうの心

がまえでございますから、いまのおっしゃるよう

なことは、当然それを考えなければ行政はできな

いわけですから、われわれ環境庁といたしまして、

学校教育、社会教育その他のことによって、はか

るとか努力をしなければならないとか書かなければ

環境庁の役人が思いつかないと、そのよう

な指導、努力をしないとか、そんなことは考えられ

ません。ですから、もし、そういうようなことを

書かなければ環境庁の役人がそういうことをし

かりできないというのなら、五十も百も、あらゆ

る考え方の項目を並べたらいいと私は思うので

す。その二つだけを並べて「その他」と言つたつ

て、そういうことぐらいは当然考えなければ、環

境庁としてはこのような行政の指導はできないは

ずでございますから、おっしゃるようなことは十

分心に入れまして、そういうことをやらせる方針

であるわべでござります。

○岡本委員　どうも居直つておるような状態です

が、これはやはり長官私はここできちっと、そ

れこそ各所管庁といいますか、学校教育は文部省

ですよ。先ほどもお話をあつたように、環境庁は

手足がないのですからね。しかも、國あるいは地

方公共団体に対して、こういうような一つの規定

の「知識の普及等」は、「國は、自然環境に関する」

知識の普及を図るとともに、自然環境の保全の思

想を高めるように努めるものとする。」これは努力

がいかにしりすぼみというか、いかげんに

なったというか、あるいは弱くなつたというか、

この法案が後退した、後退したといわれるのもそ

の原因があるのではないかというように私は思

うのですが、もう一へんひとつお聞きしたい。

○大石國務大臣　御意見はごもつともございま

すから、そのように、言われるよう留意してま

ります。

○岡本委員　次には審議会の問題ですが、自然環

境保全審議会は非常に大事だと私は思うのです。

なぜかなれば、これは農林省ですか建設省ですか

が出した調整区域の問題、要するに、調整区域の

線引きの件で非常にめめたことがあります。たな

ど、これが見ますと、審議会で開いて、そしてこれを

特別区域にするとか、そのときに相当個人的な利

害がしつかりしておつて、そしてその審議会の中

に公聽部会といいますか、そういうものを設けると

いうようなことを規定しておくことが私は大事で

いたいたずらな紛争を避けるためにも、この審議会

はないかと思う。しかも、野党三党では、この環

境科学者及び社会科学者を含む学識経験者で組織

する」、そうして「環境保全審議会の委員は、両議院

の同意を得て任命される」なおその上に、この際

がしつかりしておつて、そしてその審議会の中に公

聽部会を設ける。これはもうアメリカあたりではできるわ

けです。そうしますと、いたずらに紛争が起つ

たりしなくてきちっとうまくいくんじゃないいか

だからこの審議会についてはもう一べん考えなければならぬと思うのですが、これについてはいかがですか。

○大石国務大臣 私は審議会というのを相談相手だと思っております。環境庁の相談相手が審議会だと考
えておるのであります。ですから、審議会というのは、
できるだけ有能な人、りっぱな人、見識のある人
にお集まりを願いまして、われわれの相談相手にな
つていただきたいというのがわれわれの考え方で
ござります。したがいまして、そこにはあまりめ
んどくさい、それを拘束するようなものは設け

○岡本委員 大臣、あなた、そういう考え方では、ほんとうの自然環境を守ることはできない、あなたもお聞きになつたと思いますけれども、たとえば生態学者、そういういろいろなところから論議できる学者、そういう人でなければほんとうの自然環境を守ることはできなくなるのではないか、というのが一般的の考え方であり、また長官もそういうことをいふべきだ、私は思ふ。一般的の人ならだれでもかまいません、そんなめちゃくちゃなことを言つたら話になりません。そんなことだつたら私は質問をやめます。

を特別地域にするとか、やはりこの了解をとらなければ、いたずらに紛争が起つて、これは環境問題あるいはまたそいつた所管の人が行きますと認めちやくなっちゃう場合もあると思うんですね。ですから将来――しますぐとは言いませんけれども、審議会にそいつた公聴会を設けてやっていくという一つの方法もあるのではないか、こういうように私は提案をしておるわけですが、いかがですか。

○大石国務大臣 それはおっしゃるとおりだと申します。ですから、審議会ができましたならば、

題については相当問題があると思ひますが、これではやはりいまのそういう行政の方向に従いまして、われわれも十分所管してまいるという心がまえを持つておるわけでござります。この法案の中にはそういうことは書いておりませんけれども、当然われわれの行政的基本的な態度は、原子力についての環境保全の問題については、十分に注意をしてその所管をするというふうにつとめたいと考えております。

○岡本委員 では政府は、大体法律に基づいて事行なわれるわけでありますから、この原子力の問題についての環境保全の問題については、十分に注意をしてその所管をするというふうにつとめたいと考

ませんで、できるだけ自由闊達な考え方において、その審議会の委員は、おかしなことをするような人にはお願いしません。高い見地から、自由闊達な運営において、考えにおいて、われわれに正しい判断なり意見を出していただくようにお願いしたい、こういうのがわれわれの審議会に対する考え方でございますので、あまり拘束するようなことはいたしたくないというように考えております。

○岡本委員 あなたのほうのこの政府案でも、審議会についてはいろんなことが出ておりますよ。

〔八田委員長代理退席、委員長着席〕
だれでもいいんだ、一般の人でいいんだなんて……。審議会のメンバーというのは大事なんですね。この審議会のメンバーの中に色がついたりあるいは利害関係を持つ者がおつたら話にならない。しかも、私どもが提唱しておるところの自然科学者あるいは社会科學者、こういったほんとうの専門的な意見を述べられる人があつて初めて自然環境といふものは守られるのではないか。いかがですか。

われわれもそのような考え方を述べまして、正しいそのような運営をしてもらうように極力要請いたしたいと考えます。

○大石国務大臣 設定あるいはそういうものについてのどの法律に基づいて行なおうとなさつておるのか、それだけ基づいてお聞きしておきます。

あまり拘束するようななんておっしゃるけれども、これは人員とか、そういうことでありますけれども、審議会のメンバーを、審議会の人たちの活動を拘束するのではなくて、この審議会のメンバーには自然科学者あるいは社会科学者、こうい

○大石国務大臣　これは基本的には全く御意見の
とおりでござります。われわれは、一般人と申し
ましても、もちろんなりっぱな見識を持つた、正し
い判断力と専門的な知識を持つた方をお願いする
のでございますから、岡本委員と全く同じ考え方で

いての環境庁の考え方、あるいはまたそれに對する申し入れあるいは調整というか、こういうもののはできないのか、あるいはやるのかやらないのかこれもひとつ……。

○岡本委員 それから次に、長官が今度ストップホルムへ行かれて一番問題、また特に気がつかないことは、やはり環境問題についての国際協力、これについて非常に協力しなければならぬというよろこび

うものを含めた学識経験者、こういうことをきちっと明記しておいたほうがいいのではないか。学識経験者ならだれでもいいというわけにいかなないと私は思うのです。これがまず第一点。

ございます。そういうことで、われわれはおっしゃるとおり、たとえば、いろいろ生態学者であるとか社会学者であるとか、もちろんそういう中から選ぶということを考えております。われわれの気持ちはそういうことがあるので、ひとつ御理解を

ましては、従来は全部原子力委員会が所管いたた
まして、なかの省庁は口出しができないことに
なっておりました。ところが、最近科学技術庁長
官の賢明な御理解によりまして、それが環境問題
に関しては、原子力委員会よりも環境庁で所管す

な御決意を承ったようになりますが、われわれは新聞記事を見てもそうであります。たゞ新聞記事を見て、野党は環境保全基本法案をつくったときに「国は世界的な規模において環境の汚染及び破壊を防ぐことが現在及び将来にわたって良好な環境

あまり好きじゃないのです。何が学識経験者か、それに自然学者、社会科学者という名前も好きではありません。一般人でけつこうであります。ただ、高い見識を持った、りっぱな判断力を持つた人をお願いしたいと存じます。別に肩書きとか、

○岡本委員 そういうて理解をしていただければ
非常に今後進むであろう、こういうふうに思いま
す。

べきであるという発言がございまして、そのよき方向のもとにいま行政が進められているわけでございます。われわれも、原子力の問題についての環境保全につきましては、やはりわれわれが責任をもってそれに当たらなければならないと考え

保全するために欠くことのできない要件であるとかんがみ、良好な環境の確保のための対策関し、積極的に国際協力を推進しなければならない。」という非常に先を見通した条項を入れていいわけですが、これに対しても、非常に賛成だと

そういうものは要らないと思いますので、自由闊達な民間人ということでけつこうだと考えております。

先ほど申し上げました審議会の中に公聴部会というものを設けて、そうした第三者の人たちがその地域の皆さんのお意見を聞いてあげて、そしてここ

て、そのような意見の調整をいたしておるわけですが、ございます。

うのですが、いかがですか。
○大石国務大臣 環境保全基本法案は二、三年並に出されたものと聞いておりますが、そのよう

時代にそのような見識を示されましたことに対して心から敬意を表します。全くわれわれも現在の立場においては同感でございます。やはり世界の環境をみんなの協力によって守っていかなければならぬと考えております。

○岡本委員 そこで長官、自然環境を何とか守らなければならぬと言うが、毎日毎日自然破壊をしておる田子の浦の問題ですね。新聞にも出ておつたと思いますが、これに対してもどういう政策をとり、どういう計画をあなたのはうでは指示をしとおるのか。どうも静岡県においてもまた富士市でも、いまどうしようもない状態ではないかと思うのですが、これについての見解をひとつ承ておきたいと思います。

○大石国務大臣 田子の浦のヘドロを中心とする汚染問題につきましては、非常に長い以前から問題になつておりまして、いろいろとおととしあたりから対策を立てておりますが、なかなか実効があがつておりますんでした。現在は、まず第一に、ヘドロを流す下水を十分に整備することが一番大事でございます。そういう意味で、われわれは污水の処理に対して全力を尽くしてまいりました。幸いに静岡県並びに各企業の努力によりまして、いま下水整備に当たつておりまして、この六月だったか、七月までには、全部完全にその污水を処理することにきまつて、いま努力いたしております。一応大企業は大体下水の処理ができるでありますので、中小企業を合わせまして一つの総合的な処理場をつくつてやるという方針でありますたが、この計画がうまくまいりませんで、各企業独自でおののおの単独でその污水を処理するといいますので、中小企業を合わせまして一つの総合的な方針に変わりまして、去年の秋からそのような設備に取りかかっております。大体ほんどいまでさしき上がつたと思ひます。まだ最近の報告は参つておりますが、六月か七月には全部それは仕上げることに約束しておりますから、大体でき上がりましたと思ひますので、今後污水を田子の浦に流しこむことは非常に少なくなると考えております。

同時に田子の浦のヘドロの処理も、御承知のよ

うに、いま三十万トンだけはとりあえず富士川の河川敷に、これをボンブアップしまして、ここで脱水をして乾燥をして、そこに緑地をつくる一つの下地にするということで大体うまくいっているようでございます。しかし、まだ百万吨くらいヘドロがござりますので、これをどうするか、いま非常に考慮中でございますが、一応まずヘドロを流し込む設備だけは大体出そろったのではなかろうか、そういうのができ上がりましたという報告をいま待つておる段階でございます。

○岡本委員 長官、さよは時間があれですから、それはまた一般質問のときにしますが、もう少し認識を——べん調査していただけませんか。ほんとうのことを申し上げますと、いまのは違うのです。そういう報告が来ておるかもしませんけれども、毎日毎日ヘドロあるいはP.C.B.の入つたものがどんどん流れ込んでいるわけですね。このままいつたらどうなるのか、もう現在の状態です。ですから、これは一度あなたのほうから調査をひとつしてもらって、そしてまた答弁をいたただき、またさらに施策を加えてもらいたいと思います。

そこで、最後に一つだけ聞いておきたいことは、この自然保護法とひつかかる鳥獣取り締まりですが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正をしようというようなことで、長官が、狩猟者に対して五万か十万くらいの狩猟税を取ればよいというような構想を発表させたという話がございましたが、金さえ取ればいいのだという考え方には、私はちよつと早計ではないかと思うのです。と申しますのは、私どもの選挙区でイノシシなんか出て非常にぐあいが悪いことがあるのです。作物をやられてしまふというようなこともありますので、そういう面をも考えた方法でなければいけないのではないか。こういう長官の発表と申しますか、考え方には、ひとつ白紙に戻される考え方があるのかこれを持ちよつとお聞きします。

○大石国務大臣 いまの五万か十万というのは、

さいません。私は、いつか申しましたように、やはり日本の鳥獣を保護するためには、どこでも鉄砲を撃つていい、といういまのやり方を変えまして、鉄砲を撃つところは——狩猟というのはスポーツでありますから、スポーツということになっておられますから、を楽しむには、やはり一定のルールを守つて、一定の地域、競技場でやるべきであると考えまして、獵区を各地にたくさんつくつてもけっこうですし、各県何カ所でもけっこうでございますが、獵区をつくりまして、そこでスポーツを楽しんで、いたく、ハントティングを楽しんでいただき。それ以外の地域は、どこから鉄砲のたまが飛んでくるか何も心配しないでもいいような、安心して鳥やけだものが住めるような地域にしたい、鉄砲を撃つところは獵区においてやつていただきたいということを中心を考えたのですございます。そのときに、スポーツですから、十分に鳥やけだものと楽しむなら五万や十万の入场料を取つてもよからうといったとき話をしただけの話でございまして、それは金額のことは問題でございません。そういう考え方で、私はいまもその考え方を捨てる考えはございませんが、ただインシンがどうだこうだということは、もちろんこれはわれわれ人間に害になる問題はそれだけの処置をしなければなりません。そういうことはもちろん考えなければならぬけれども、基本的にはそのような形で獵区によってスポーツを楽しむような制度にしたらいいのではないかかという考え方を持ったのでございまして、それだけでございます。

終わりたいと思います。
○大石国務大臣 大体そうでありますけれども、全国を禁獵区にするということは使いたくないのです。これは獣友会の方が非常に気にしておられますので……。つまり日本で鉄砲を撃つときは獵区において狩猟をやつていただきたい。獵区で鉄砲を撃つていただく。それからもちろん場所によってではなくて、そういうような事態において害獸駆除なり何かをする必要がある場合には、具体的なことはよくわかりませんが、県知事の権限なりだれかの権限によつて、隨時そういう駆除を行なうべきところはもちろんやる必要があるということで、もつと彈力性のあるものにしてまいりたいと考えておるわけでござります。

○岡本委員 あと古寺委員に譲りまして、一応きょうはこれで終わります。

○田中委員長 次は、古寺宏君。

○古寺委員 最初に林野庁長官にお尋ねをしたいと思いますが、きょう午前中からいろいろ論議をされた問題ではございますが、今後の国有林の財政の問題でござります。国有林会計が非常に赤字があふえつたある。この問題について、はつきりした林野庁としてのお答えがなかつたわけでござります。今後この赤字が相當にふえることが予想されるわけでございますが、この対策についてまずお尋ねしたいと思います。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

国有林の会計は、戦後特別会計制度になりまして、収入の大部分は、木材の販売収入でございまして、九割以上を占めております。また支出は、人件費が六割くらい最近は占めておるわけでございます。戦前は、木材の販売収入のうちの半分くらいしか実は山に入つてなかつたということがございまして、あとの半分は、開拓財源とか、その他一般会計のほうに回つておったわけでございます。したがいまして、治山事業であるとか、林道の事業とか造林事業、こういったような仕事が十分に行なわれなかつたといううらみがございまして、戦後、いま申し上げたような特別会計制度が

発足したのでござりますけれども、最近は、御承知のよう外材が五割以上を占めておるというふうな状態、その他いろいろな原因がございまして、木材価格は横ばいになる、人件費は他産業並みに上がるということから、御指摘のような財政上の赤字の問題が出てまいつたわけでござります。

しかし、国有林経営の目的は、実は赤字をなくすることが目的だとは私は考えておりません。職員は、定員内職員が四万人、定員外の職員、これは主として現場の作業に従事する中堅の職員でございますが、これが半年以上一年未満というのが一万九千人くらいございます。それから一年間継続で勤務する者が約一万六千人、合わせますと三万五千人。定員内職員以外に、いま申し上げたような半年以上つとめておる者が三万五千人、そのほかに臨時を入れますと七万七千くらいになるわけでございます。こういうふうな問題をかかえまして、人件費が相当高騰していく、収入は減少していくという中で、国有林の経営をどう持つていかといふかという基本的な問題になるわけでござります。

従来、森林に対する国民一般の要望というものは、私から申し上げるまでもなく、主として木材の生産にあつたわけでございます。戦争中は軍用材の増産、戦後は復興材の増産、つい十年くらい前までは価格安定材の増産に国有林は協力すべきであるというきびしい要請があつたわけでござります。最近ようやくにして木材生産以外の自然保護に関する非常に強い要望が出てまいつております。私は、この点につきましては、まことに当を得た要請であり、森林そのものを国民の皆さんが見直してくれておるというふうに感じ、内心実にうれしく思つておる次第でございます。

そこで、今後の国有林経営の目的は、木材を出すこととももちろん大事ではございますけれども、やはり森林そのものの機能、公益的な機能性重視と自然保護を中心とした林業に切りかえていくべきであるということにあると思うわけでございま

す。そういうふうなものが少ないのでござりますけれども、私は、御承認のためには國有林をぜひ活用したいという場面についての経費であるとか、造林事業あるいは林道についてのそういう生産基盤の造成についての金利の補てんとかいうような、いろいろな方法を考へていただくことが必要であろうと思ふわけでござります。

これらの問題を含めまして、特別会計制度のあり方その他事業の近代化のあり方一切含めて、たゞいま林政審議会国有林部会で検討を願つておるところでございます。四十七年度を最後としまして積み立て金もゼロになつております。四十八年度からは抜本的な制度の改正を行わなければならぬ段階に立ち至つておるわけでござります。

そういう意味で、近く林政審議会の答申をいたしました上で政府の原案をつくり、今後の合理化についての方針を確立してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○古寺委員 今度のこの自然環境保全法ができるとしますと、いろいろな地方においては問題が起つておるところです。

ささらに、現在青森県の例で申し上げますと、下北郡にいたしましてもあるいは津軽半島の弘西林道等の周辺にいたしましても、林野庁長官のお話とは全く違う伐採が行なわれております。山奥になればなるほど——けさほど島本議員からも御指摘がございましたが、林道の問題もそうでござります。大規模な自然林に対する伐採というものが現に続けられておる。こういうことは、結局はこ

ういう法律ができるても、自然環境を保護するといふ面で非常にむずかしくなつてくるのじやないか。

さらに、先ほど申し上げましたように、国有林会計の赤字が将来どんどんふえていく、そういうかみ合いでいるのが今回の自然環境保全法の大問題点であると思うわけです。私の考えとし

ては、今まで木材生産であつた林野庁が、先ほど

お答えいたしました。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

二つの法律の間に直接の関連はないわけでござりますけれども、活用法は、主として農業の振興

のためこれを使つておるという場合に、たとえば農

業振興のために国有林をぜひ活用したいという場合、あるいはまた、その他公共的な使命を達成するためにはぜひとも必要であるという場合に、林業経営との関連を勘案しながら最も限度にこれを活用していただくということになつておるわけでござります。

なお、あわせて、活用しました場合にこれを売り渡す場合もござりますし、売り払う場合もござりますし、貸し付けする場合もいろいろござります。それらの収入につきましては、できるだけ国土保全上必要な保安林の買い入れであるとか、その他の林業経営の投資に必要な財源に充てるという方法を考へていただくことが必要であるうと思ふわけでござります。

これらの方針を確立してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○古寺委員 今度のこの自然環境保全法ができるとしますと、いろいろな地方においては問題が起つておるところです。

ささらに、現在青森県の例で申し上げますと、下

北郡にいたしましてもあるいは津軽半島の弘西林道等の周辺にいたしましても、林野庁長官のお話とは全く違う伐採が行なわれております。山奥になればなるほど——けさほど島本議員からも御指摘がございましたが、林道の問題もそうでござります。大規模な自然林に対する伐採というものが現に続けられておる。こういうことは、結局はこ

ういう法律ができるても、自然環境を保護するといふ面で非常にむずかしくなつてくるのじやないか。

さらに、先ほど申し上げましたように、国有林会計の赤字が将来どんどんふえていく、そういうかみ合いでいるのが今回の自然環境保全法の大問題点であると思うわけです。私の考えとし

ては、今まで木材生産であつた林野庁が、先ほど

お答えいたしました。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

林政審議会でこの国有林の経営の問題を取り上げた動機は、いま御指摘のように、国有林の特別

会計制度が赤字になつたということから、今後ど

うしようか、どうことが一つの動機でございま

す。ただ、それらの問題を解決いたします場合に、

ただ赤字であるから、では将来どうしたら黒字にならぬかということだけでは、この問題は解決しな

いのでございまして、その点は、林政審議会の中

におきましても十分議論し、昨年の秋からでござりますが、国有林部会でもすでに十数会検討してあります。いわゆる国有林の役割りというのは何であるか、国有林に対して国民一般の方々からどういうふうな要請が出ているか、国有林の役割りと申しますか、国有林の使命と申しますか、そういうことから問題を究明していく必要があるといふことが論議の焦点になつておるわけでございます。

をひとつお答え願いたいと思います。

○大石国務大臣 私は、政府全体としての意見はまだ取りまとめおりませんので、政府全体の意見としては申し上げられませんけれども、一国務大臣としてはつきり申し上げますことは、日本の国有林の使命というものに対する考え方、認識といふものは変わってきております。それに従いまして、やはりいろいろな会計上の制度も変えていかなければならぬといたします。そういう意味では、独立採算制によってこれをもつていくといふやり方は当然変えるべき時期がきたと考えております。

○古寺委員　大石長官が本気になつて日本の自然環境を守ろうという熱意がもしありであるとするならば、この法案を提案する以前においてこの問題に取り組むべきである。片手落ちである。ういうことをきちんとやらないでこの法律をつくるとということは、これは骨抜きです。むしろこの法案を提案する前に、そういうような、まずやるべきことをやって、しかも後にこの法案を提案す

べきではなかったか、私はこういうふうに考えて
わけなんですが、いかがでござりますか。
○大石国務大臣 いまの古寺委員のお話は、全く本筋の話であります。それが当然の行き方でござります。ただ残念ですが、そのような行き方をしてまいりますと、御了解もつくと思いますが、この法案は提案できません。二年か三年かかります。それにしては、あまりにも日本の自然破壊がひどいので、とりあえず守ろうという心がまえから、確かに順序は逆でございますけれども、まずさきやかな手がかりでも得たいということで、このは

案を先に提出したのでございまして、筋からいえば、あなたのお話が本筋でございます。

○古寺委員　さらに、この法律を実効あらしむるためには、それだけの組織なりあるいは人員がかりにならなくてはなりません。それをいかにこの林野行政とかみ合わせていくかというのが大きな問題になつてくると思います。現在、国立公園の管理事務所には、わずかに六十二人の人員しかおりま

しかしながら、先ほどお話をございましたよ

うに、赤字の国有林には七万七千人の人員がいらっしゃるわけです。こういう林野行政との調整の法律をいかに実効あらしむるかというそういう準備、体制については、今回全く配慮がなされていなかつた。そういうふうにしか考えられないわけです。確かに森林保護の問題については林野行政との間にいろいろな意見の相違があつて、この法案の提案がおくれたということは承つております。しかし、その問題と同時に、国民のために生律をつくるのですから、やはり実効あらしむるだけの準備、体制が必要ではなかつたか。そういう熱意が大石長官の場合には欠けておつたのではないか。確かにスウェーデンにもお出かけになりましたでしたけれども、こういうような大事な、いわゆるそういうものが抜けておつたのではないか、こううふうに思うわけなんですが、この点について度承りたいと思います。

しません。私としての手落ちだったかもしれません。またそういう努力も足りなかつたかもしません。その点については率直に反省をいたしました。ただ御承知のように、日本のいままでの行政あり方といふのは、ほかの省庁に対するいろいろな発言、それをするということは大体タブーになつております。そういうことを考えますと、これからはやはり新しい時代に入ります。新一代に、やはりそのような旧来の陋習を変えまして、新しいものの考え方、大きな発想の転換が絶対

臣は日本列島改造論を唱えた。中身は知りませんが、たとえば中身がどのようなものであろうと、そのような大きな変革を来たそうというその心み、意氣が必要だと私は思うのです。そういう意味で、この問題に対しまして、われわれは当然くい将来には、のような新しい発想の転換を行なわれなければならない、またわれわれもあ

ゆるその努力をすむ

○古寺委員 次に、現在津軽半島が国定公園の指定の申請をしているわけでございますが、現在東北地方のコケ藪それから隠れ沼を非常に重要な湿原地帯が公園の特別保護区域になるかどうかといふ問題でいろいろ問題になっております。そこで私は農林省にお尋ねしたいのですが、こういうような当然保護しなければならないよう地域を一休開闢計画の中に組み入れておったのどうか、また現在こういう自然公園の申請が起っているのにそういうものを競合させておくのか、その点につけてまず尋ねた、と思ひます。

○櫻井説明員　まず現在行なつております国営屏風山地区の概要についてちょっと触れさせていただきますが、この地区は青森県の木造町、車村、両町村にかかるておる地区でございますが、地元の申請によりまして昭和四十二年から四年まで調査を実施しております。それから四年に全体実施設計を行なつております。そういう

しまして、四十七年、本年度から五十三年まで七ヵ年の完了の予定で国営で農地開発事業を行なうことにしておるわけでございますが、国定公園との関係につきまして申し上げますと、昨年、和四十六年に青森県知事から私どもの地方機関ございまして東農政局長に国定公園指定予定にございまして協議があつたわけでございます。兩者間で十分協議を行ないまして、結果、公園計画書とそれから国営の農地開発の開拓予定地区の重部分約三百ヘクタールでございますが、これにて通地域とされる予定だということで、農地開拓

事業につきましては差しつかえなしとしてござります。その後、先生もお触れになりました地区公園の地域の拡張ということになるかと存じますが、そういう問題が、一部の拡張の意向があるようなことで、現在県内で検討中であるということを私ども聞いておるわけでございますけれども、先ほど申しました地域の機関でございま

東北農政局にもまだ正式に協議が参つておりますので、その具体的な内容につきまして私ども、どういう地域でどういうふうに私どものほうの事業に影響があるかということまだまだあらへておられませんものですから、ただいま直ちにお答えするわけにまいらぬわけでございます。

○古寺委員 私が昨日ですか、御説明を承ったとき全く変わってしまって、これは非常に残念なんですが、簡単に申し上げます。

現在その特別保護地域に指定しようとしている湿原地帯があるわけです。非常に重要な湿原地帯、しかも泥炭層でもって地下一メートル幾らあるのです。こういうようなところをもしこの開畠計画に使おうとすれば何億という金がかかるのです。

それがいまこの国定公園の指定の一一番大きな目玉商品なのです。ところが開畠するためにこれは売るわけにいかぬとかいろいろな問題が起きているわけです。なぜこういうような何億もかかるよう

なところを、湿原地帯をわざわざそういう計画の中に組み入れなければいけないのかということをお尋ねしているのです。おたくのほうでは調査をしてこの計画をもう指定したわけでしょう。その点をばくはお尋ねしているのです。いかがですか。○櫻井説明員 計画を決定する際には、まだそれを特別保護地域に予定するというようなことがございませんので、青森県のほうと東北農政局のほうで十分協議いたしまして、計画に取り入れて開畠する地区につきましては差しつかえないというような結論になつたわけでございますが、これは正式の話ではございませんが、県等を通じまして聞いておりますが、一部に現在水田で、これを畠地に転換するというような地区が、おそらくだいま先生のおっしゃつておられた地区に該当するのではないかと思ひます。そういう地区が含まれるようございまして、事業発足の際には、地元の申請によりましてこれこれの地区を開畠し

請が参りまして、その地区につきまして私のほうでは計画を立てまつておるわけでございまして、正確な数字はわかりませんが、その部分が数億かかるというようなことはないのではないかとこういうふうに存じております。

○古寺委員 いいですか、これは時間がないのでもうとうはあれなんですが、岩木山ございますね。

二十七億もかけて開墾したんです。行ってごらんなさい、もうスキの山ですよ。あるいは津軽半島に行つてごらんなさい、もう減反でたんばが草ぼうぼうです。そういうときにこういう大規模の農地開発事業をやるのに、なぜわざわざこういう重要な湿原地帯を——自然公園として残したい目玉商品なんですね。そういうものを何億も何千万もかかるところをわざわざその計画の中に組み入れなければいけないという、ぼくはそのお考えがよくわからぬのです。どういう関係でそういうふうになつてゐるのかわかりませんが、これは今度の法案にもござりますね。いろいろな問題が起きてまいつた場合に、各省庁とのいろいろな調整の問題が出てくるわけです。そうすると、こういうふうに農林省のようによればもう農地開発事業のためになくてはならぬのだと、こういう計画の中に組み入れてどこまでもがんばつた日には、どうにもならぬわけです。これはだれが見てもわかるのです。こういう問題についていま農林省にお尋ねしますと、まだこれから調査をしますといふうなお話でしよう。それじゃ、全然知らなかつたのですか。もう一回お尋ねします。

○櫻井説明員 これも言ひわけになりますが、最初に、特別保護地区が今度の地区にかかるのかかかるのか、わからないのか、正式な話がございませんでしたのですか。

○古寺委員 私は、今回の自然環境保全法が通つても、そういうような地域住民に対する配慮といふうのは骨抜きになつてしまふと思うのです。

そこで、次にお尋ねしたいのですが、青森県の東通村に防衛厅の下北試験場といふのがございます。この下北試験場の中には、本州では最も古いまた最も貴重だといわれる砂丘地帯がある。あるいはこの試験場の隣には左京沼とかいろいろな沼がございまして、そこにはヒメマリモであるとかいろいろなものが生息しております。そこで、私がお尋ねしたいのは、この砂丘地帯についても今はこの法律でもつて地域を指定することができ

たい、あるいは水田を畠地に転換したいというふうなことを申しますと、ことしは公債にしてほしいということで、ことしは公債になりました。私は、考えてみますと、やはり大蔵省の考え方おり公債のほうが正しいと思う。やりやしないと思うのです。それをどのような形にするかですね。どのような金額にするのか、何年計画にするのかというようなことにつきましては、こどもまだ十分に現況を把握いたしておりませんが、しかしながら、その地区が普通地域として重複しているのですか。どちらの地区が普通地域として重複しているのですか。

○櫻井説明員 これも言ひわけになりますが、最初に、特別保護地区が今度の地区にかかるのかかかるのか、わからないのか、正式な話がございませんでしたのですか。

○古寺委員 私は、今回の自然環境保全法が通つても、そういうような地域住民に対する配慮といふうのは骨抜きになつてしまふと思うのです。

そこで、次にお尋ねしたいのですが、青森県の東通村に防衛厅の下北試験場といふのがございます。この下北試験場の中には、本州では最も古いまた最も貴重だといわれる砂丘地帯がある。あるいはこの試験場の隣には左京沼とかいろいろな沼がございまして、そこにはヒメマリモであるとかいろいろなものが生息しております。そこで、私がお尋ねしたいのは、この砂丘地帯についても今はこの法律でもつて地域を指定することができ

るのかどうかという問題です。

○首尾木政府委員 お尋ねの地域につきまして、私どもまだ十分に現況を把握いたしておりませんが、しかし、そのような貴重な植物あるいは砂丘地帯といふようなことでありますれば、当然にこの自然環境保全法に基づく地域指定の対象になり得るところだというふうに考えております。

したがいまして、そういう点につきましては、この法律が施行になりますれば調査の対象にいたしまして考えてまいりたいと思っております。

○古寺委員 防衛施設庁にお尋ねしますが、自然環境保護地域に環境庁が指定したいといふうになつた場合には、防衛施設庁はどうしますか。

○蔵山説明員 先生御指摘の下北試験場には左京砂丘、田代砂丘、赤沼砂丘、大沼砂丘、この四つの砂丘があるということです。これを保護いたしますことは、防衛庁におきましても、從来からその環境を保持するという意味で努力をしてきているところでございます。特に、ここは各種の技術試験弾、領収試験弾といふものの発射をいたしておりますが、この試験の際にはこうした砂丘をそれぞれの弾種によりまして距離をとりまして避ける、砂丘を傷つけないというふうな配慮でこの試験を実施しておるわけでございます。

なお、具体的に、この砂丘の観光のための場内開放といいますが、こういふ御要望も受けております。

その面につきましては、いま私どものほうとそうちの観光関係の方々とのお話し合いの中で、場内の不発弾等も、全部が全部となるというこ

とで努力しておりますけれども、一部やはり残るというふうなこともございまして、危険でございまますので、特に赤沼砂丘あたりは境界にわりあいに接しておりますので、その附近にいわば砂丘をござらんになるようなそういう施設をしていただくとか、そういうふうなことでお話し合ひは進めておるわけでございますけれども、なお環境庁方面ともいろいろの協議をいたしまして、何とか、わがほうの試験の必要性もございまして、環境庁のほうのそういう御調査にも御協力をすることとで、両者が相両立しますような考え方を今後検討してまいりたい、こう思つておる次第でござります。

○古寺委員 こういうふうにたくさん自然保護協会が調査をした文献がございます。あるいは文化庁で調べたこういうような文献がございます。当

然こういうところは将来ひとつ残すように配慮をしていただきたいと、こう思うわけです。

次に、むつ小川原でございますが、六カ所湖沼群といいまして、たくさん重要な、ここにもマリモがおりまして、いろんなものがございます。

○首尾木政府委員 これはこういったような計画とも調整の上で各省協議の段階で具体的な問題となつてこようかと考えておりますが、そういうよ

うなものにつきまして残された自然といふものが

あり、これを保全することがやはりその地域の必

要から見て重要であると考える場合には、当然対

象としては考えられるところでございます。

○古寺委員 このむつ小川原でございますが、小

川原湖があります。この水は塩水なんです。ここ

へ経企庁のほうでは鉄鋼の大企業を持つてくるつ

もりだ。塩水です。しかも水には限界がある。そ

のために今度は、鉄鋼がだめになりまして、石油

コンビナートをいま持つてこようとしているわけ

です。ところが知事さんは公害のない企業といふ

いまこの日本の国内で公害のない石油コンビナ

トというものはないわけです。そういうことを問

題にして住民は非常に混乱しているわけなんです

ね。そこでぼくは環境庁長官に、これはおやめに

すぐなるのか、あるいはまた環境庁長官におなり

になるのかわかりませんが、新全国環境総合計画

というものを、まずいわゆる自然浄化力あるいは

許容能力というものをまずきめて、その中で開発

計画といふものをやつしていく手法でなければいけ

ないと思う。現在は逆なんです。こういう点につ

いてもつと、やはり大石長官は国際的に有名になられたのですから、こういうような問題こそ真

剣に取り組んでもらわなければならない。私これ

は大事業だと思いますが、いかがでござります

か。

○大石國務大臣 いまの古寺委員のお話は、正當

な意見だと思います。私も当然そのような全国的

の正しい環境の条件と申しますが、環境容量とい

うことばを使っておりますが、そういうものを十

分調査した上で、それを踏まえた上で総合開発

の保全ということを相当に強調しております。

たがいまして、そういう線にも従つて自然環境の問題は十分考えていくつもりであります。

○古寺委員 そういう地域についても今回この法

律によつて網をかぶせることはできますか。

○首尾木政府委員 これはこういったような計画

とも調整の上で各省協議の段階で具体的な問題と

なつてこようかと考えておりますが、そういうよ

うなものにつきまして残された自然といふものが

あり、これを保全することがやはりその地域の必

要から見て重要であると考える場合には、当然対

象としては考えられるところでございます。

○蔵山説明員 先ほど一つ防衛庁に対しての質問、

あくまで、この今までの新全総の考え方でそ

ういうようなマスター・プランをつくらしているの

か、その点について承りたいと思います。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生おつしやいましたように、むつ小

川原地域の第一次の県のプランの御説明が昨日事

務当局にあつたことは事実でございます。それで

現段階で各省と御相談しながら、これをどういう

ふうにしていくかという考え方でこれから検討し

ていくわけでございますが、その十省庁会議に環

境庁の係官も入つていただいております。したが

いまして、いまの先生のおつしやいましたような

自然保護と申しますが、自然環境を保全するとい

う考え方方は十分織り込んでこの計画をチェックし

ていくという考え方でございます。

ただ、一言ちょっとお断わりをさせていただき

たいのでござりますけれども、新全総の考え方で

進むということで、新全総自身全く自然環境を保

全しなければいかぬということを相当強く強調い

たしております。したがつて、ちょうど今回の法

律と同じようによつて四つの段階に分けまして、いわ

ゆる原生自然環境地域のような考え方、あるいは

文化的な考え方で、そういうところでの自然の環境

の保全ということを相当に強調しております。

らそれが順序が逆になつております。いままでの

ような政治行政なりいろいろな政治思想なりの方

向でこうなつたわけですから、非常に残念で

ありますけれども、今後はそういうような考え

に、自然環境が保存できるように努力していかな

ければならないと考えまして、その環境容量とい

うものを中心に日本国土を全部総点検をいま考え

に、自然環境が保存できるように努力していかな

ければならないと考えまして、その環境容量とい

行ないまして、関係各方面との調整を行なつた上で、十分御理解をいたさぎながら進めてまいりました。もとより地元との調整がつかないままに設置を強行するようなことは考えておりませんが、現在のところ、ほかに候補地を移すということは考えておりません。

○古寺委員 私は、これは今度自然公園指定にもなりますし、この自然環境保全のみならず、漁業の問題、農業の問題、いろいろござりますので、これは早くあきらめて、他に適当な場所をひとつ求めさせていただきたいということを強く要請しております。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕
次に、第十七条の問題でございますが、原生自然環境保全地域内の十四番目でございますが、農薬の問題だと思うんですが、「政令で定める」と、こういうふうになつておりますが、その原生自然の環境を保全するためには、一番大事なのはこういう除草剤であるとか、農薬を使わないことだと思ふ。そういうものを、なぜこういうふうに小さく、「政令で定める」というふうに今回提案してきましたが、非常に不可解なんですが、その点についてお尋ねします。

○首尾木政府委員 この第十七条各号列記の行為といいますのは、これはいわば代表的な自然破壊といいますか、自然の変容といいますか、そういうふうなことについて代表的な事例ということでそういうものを掲げたわけでございますが、第十四号に書いてございますように、「原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの」ということで、広くいろいろなものがここに規定をできるというようにいたしておるわけでございます。第十七条は、いわばこの各号列記を通じまして共通をいたしておりますのは、原生自然環境保全地域に於ける自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為、つまり、原生自然環境保全地域というのほとんど人為の入っていない地域ということではありますから、これに全部人

間の行為というものを列記をいたしますとたいへんなことになるわけでございまして、そういったふうな意味で、薬剤の散布といつたようなことに過ぎません。

つきましても、これは一つの例でございますので、十四号関係として整備するということでありまして、特別にその点を軽視をしてこれを政令にゆだねたというような趣旨のものではございません。○古寺委員 林野庁長官にこれと関連してお尋ねしてみたいのですが、青森県の下北半島に除草剤をたくさん散布しました。これについては、その後の調査を行なつてはございますが、その調査の結果、実際に動植物に対してどういうようない影響があるということが判明したかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○福田(省)政府委員 下北半島の御指摘でございますが、これは一昨年、大間の営林署、サル、珍しいサルでございまして、日本では最北限、北海道にはもういないわけでございます。そういうことで、特にこのサルを保護してほしいという、地元からあるいは県内からの要請がございまして、実はここで使つておりました薬は二・四・五丁でございます。この下北半島の森林に対して、伐採したあと、杉なりあるいはヒノキ、あの辺ではとにかくございますが、杉、ヒバを植栽しておったわけですがございまして、これは使用を中止いたしまして、昨年からこれは使っておりません。下北半島では、四十五年の十一月にサルを天然記念物に指定いたしました。さらに重ねて四十六年の十一月一日に一千九百ヘクタールを鳥獣保護区に指定したのでござります。これに伴いまして国有林の伐採計画も大幅に変更いたしまして、この地区では二百二十ヘクタールを皆伐しておったのをございますが、伐採面積は二百二十から三十三ヘクタールに減少いたしました。そういうことで、サルは、よくまたほかの植物なりに被害を及ぼす

という話もございますが、ただいまのところでは、ことしの春の調査では、サルの子供なんかもだいぶふえたようだということで、別に被害はない、

こうなっています。御指摘の植生の変化がどうなっているかということにつきましては、ちょっと手持ち資料がございませんので、あとでまた御連絡申し上げてよければ……。

○古寺委員 この除草剤については再三地元からも、あるいはこの公害の委員会でも前長官にも申し上げて、やっとこれは中止したわけなんです。したがいまして、この除草剤の毒性の問題については林野庁そのものの、いろんな原生林の問題、自然林の問題、そういうものがどういう影響を受けているかということは、やはりだれよりも真剣に考えて、いろいろ調査報告その他があるわけですから、知つてなきやならない。ところが林野庁長官は、もうおサルさんのことは一生懸命知つているようですけれども、自分の一番大事な林野のほうについてはあまり詳しくないようでございますので、ひとつ自後の調査についても十二分に調査をしていただきたいと思う。

そこで、もう時間になつて、終わりになつてしまつたわけでござりますので、最後に長官に申し上げたいのですが、今回のこの法案といつもの非常につきはぎだらけの感じがするわけです。ですから、やはりもつて総合的な前向きの姿勢の、大石長官がいつも発言していらっしゃるような、やはりそういう総合的な立法と、いうものが今後必要であるかと思いますので、そういう点を強く私どもも痛感しておりますので、長官の御決意を承って質問を終わらせていただきたいと思います。

○大石国務大臣 せっかくわれわれが苦心をして努力しましたこの法案が、おっしゃるとおりつぎにござりますが、伐採面積は二百二十から三十三ヘクタールに減少いたしました。そういうことで、非常にめずらしい天然記念物であり、このサルの保護を重点に考えまして、その後聞きますといふと、だいぶサルはふえているそうでござりますが、

ばな、いいものにつくりかえていく、そのような努力をいたす決意でございます。

○田中委員長 西田八郎君。

○西田委員 最初にお伺いしたことは、自然環境保全法が出てまいったわけであります。それが、あらかじめその調査が進んでおると思うんで、調査はすでに進められておるのか、あるいはこれがこれから行なわれるものか、一体どちらなのかをお聞かせ願いたい。

○首尾木政府委員 私ども実際に自然環境の地域としたしましては、実態的に從来権限を持つておられたものは、自然公園法に関する区域でござります。したがいまして、こういう自然公園地域以外の地域につきましては、十分な実態を調査をいたしておるというものはございません。この法律の施行によりまして、十分に、早急にこの調査をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○西田委員 一体その調査はどれくらいかかるのですか。

○首尾木政府委員 自然環境の調査でござりますが、これはもちろん從来からこういったようなものにつきまして、学術的な調査とか、そういったような資料、あるいは各省関係におきまして手持ちの資料といつものもございます。そういったような資料、あるいは都道府県等におきまして、るべきな調査とすることになりますと、それはやはり相当の時間をかけてやりませんとできないと考えています。

○西田委員 その相当な時間というのは一体どれくらいかということを聞いておるのであります。

○首尾木政府委員 四十八年度にはぜひ実施したい

したい、かように考えております。

○西田委員 そうすると、四条ですか、「国は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」

こういうことになつておりますが、そうすると、それまでは基本的な施策というものはでき

ないというふうに判断していいのですか。

○首尾木政府委員 私が四十八年度にぜひ実施を

いたしたい、こう申しましたのは、全国的ないわば基礎調査でございまして、もちろんこういった

ような法律を実施をいたしましたには、全国の基礎調査がなければこれが実施ができないといふものでは、必ずしもないと考えております。した

がいまして、先ほども申し上げましたように、各

種の既存の資料もございますので、四十八年度の

その基礎調査の完了を待たないでも、そういった

ような第一次的な基本方針といったようなものにつきましては、十分検討ができるというふうに考

えております。

○西田委員 それで長官、大きめにぐつと網だけをぶせようというふうに理解していいわけですか。

○大石国務大臣 現在の自然環境の破壊を考えますと、せめて網だけでもかけておきませんと手おくれになりますので、そのような考えも入っておる御理解いたいでよろしくうございます。

○西田委員 それではあまりにもざん過ぎやしませんか。これはいろんな問題がからんでくるわけですね。自然環境保全法が施行されて、それが実際に適用されるということになつてくると、それからむ利害関係というのが非常に多く出てくると思うのです。鉱業権を設定しておるところもあるでしょ、また観光開発等をやつておるところもあるうと思いまして、そうした問題について非常に利害関係が生じてこようと思うのです

が、そういう問題を考慮した上で、いま言われるようないわゆる網をかぶせる、そういうことに

○大石国務大臣 たとえばこの法律を施行します

場合には、やはり一番問題になるのは林業との関係でございます。これにつきまして、やはり林野

自然環境保全地域と考えておりますのは、すでにわ

れわれの頭の中に十カ所なり十何カ所ぐらい入っ

ております。こういうことも、いろんな状況を考

えておりますので、必ずしもただいいかげんに網

をかぶせるのではなく、ある程度のことを考慮し

ながら、とりあえずとにかくできるだけ範囲をま

す——いたずらな破壊から防ごうという意味で網

をかぶせたという表現のしかたでございます。

○西田委員 それで理解しましたが、やはり目の荒い網をかぶせるか、こまかい網をかぶせるかに

よつてだいぶ違うと思うのですが、いま長官は

すでに十数箇所にわたって調査あるいは実態を把握しておるからそうした点についての処置をした

い、こういうことであつたので、私はほんま承

いたしますけれども、しかしやはり少なくともこ

ういう法案の提出をされた過程にあつては、第一

次的にそういう施策を策定するには、少なくとも

私も準備をされるのが至当ではなかろうかとい

うふうに思うわけあります。ぜひひとつその

点は遺漏のないようにしていただきないと、これ

は非常に問題が出てくるよう思いますので、特

に注意を促しておきたいと思います。

次いで「知識の普及等」というところで「自然環境に関する知識の普及を図る」ということで、

先ほど岡本さんとの質疑応答の中でだいぶ長官は

エキサイトされて、何をぬかすという答弁であつた。私はそれを聞いて、多少やじりたくなつたわ

けであります。そもそも環境が破壊されるよう

なりましたのは、そういう自然環境を愛しようといふ気持ちがなくて、何でもかんでも利益に結びつけようとする、そういう産業活動なり生産活動、あるいは国民の自然を愛しようというか、そ

ういう気持ちのなさ、そこにやはり公徳心というのですか、そういうもののなさが今日のような結果を生んだと思うのです。ですから、長官は、おれがやるのはあたりました、こうおっしゃるけれども、いかに長官があたりましたとおっしゃつて

私は、そろは簡単にいかないよう思つてますよ。これは変な例を引くようですが、けれども、私は、アメリカで、ワシントン広場でフィルムを入れかえて、箱を何げなしに捨てたのです。日本におつた習慣が出たと思うのですが、ところがそれ

を捨てたときに、はたを歩いていた親子連れの子供が、まだこんなに小学校にも上がらないような子供が、私の捨てたあき箱を持って、そしてごみ箱に捨てる。私は、外国でんな恥をかいたことがあります。それはやはり日本国民全体

にそういう考え方があるのじゃないか。ごみは川へ捨てるものというのが、私の子供の時分から教えられた教育の一つであります。そういう生活慣習の中から来ておるものを見、もう一歩に、自然環境を保全しよう、守ろうと言つたところで、なかなか

か守り切れないのであります。特に今日環境を保全しようといつたしますけれども、しかしやはり少なくともこ

ういう法規の提出をされた過程にあつては、第一

次的にそういう施策を策定するには、少なくとも

私も準備をされるのが至当ではなかろうかとい

うふうに思うわけあります。ぜひひとつその

点は遺漏のないようにしていただきないと、これ

は非常に問題が出てくるよう思いますので、特

に注意を促しておきたいと思います。

対策を具体的に進められるか。

○大石国務大臣 いま西田委員からそのような非

常に御理解のあるお話を承りまして、うれしく思

います。実は、私は、日本の公害並びに自然環境の破壊、これは一つのものと思ひますが、こうい

うもの一つの大原因は国民性にあると思う

のです。ですから、かりに政府がどのような努力

をして、どのような努力をして、どのようにしてやつておる、こういうことだとと思うのです。これまでい

るいろいろな有害物質をたれ流して公害発生の大きな元凶になつておりますけれども、これだけ、彼

らといえども決して公害を起こしてやろうと意識してやつておるのじゃないと思うのです。資本を集め、技術を集め、工場をつくって物を生産して、人の役にも立ちながら自分も非常に利潤をあげる、こういうことだとと思うのです。これまでい

るいろいろな有害物質、これは自分の工場で必要

がないから捨ててしまえといつて捨てるだけのこ

となんです。別に罪の意識はないと思うのです。

まして、そこがわれわれの仕事だと思うのです。どの地域をどのように自然環境を保全すべきか、どの地域だけは、しかたがありませんか、開発を使つていい地域かというような一線を画することが一番大きな問題じゃないか。近い将来にはそのような一線を画すような基準をつくりたいといふのがこの自然環境保全の一つの私の願いであるわけであります。

○首尾木政府委員 これは、例としてはそれほどたくさんな例があるわけではありません。しかししながら、その土地が民有地であるといったような地域につきましては、その民有地の所有者等におきましてそういうふた柄の利益を生ずるというようなことがありますのでござります。そういう際の負担を書いてあるわけでございます。

りますから、ここでは申し述べません。ただ問題は、その測定にあたっては十分配慮されるようになりますから、希望しておきたいと思います。

さらに次に、原生自然環境保全地域の中において、ゆる私有地のようなものが含まれるのかどうか、現在考えられておられる範囲内に。

○首尾木政府委員 原生自然環境保全地域につきましては、その地域の所有権というものがほとんどの利用の意未を失うと、いうことになりますので、

○西田委員 さらに、この地域内にすでに鉱区などが設定されているものはありませんか。

○首尾木政府委員 具体的な事例といたしましては、先ほど長官から、およそ十地域ばかりといふようなことにつきまして頭に描いてるというふうなことを申し上げたわけでございますが、具体的には、この地域についての鉱区設定というものは現在のところないようになります。

○西田委員 そこで、この十四条ですが、「環境庁

（西田重一）……………はやはりあとものをいうわけでありますから、これは記録にでもとどめておきたい問題で、いまのその長官の答弁、まだしさか私には十分納得できないわけですが、少なくとも自然の環境を保全するためには鋭意長官の権限をひとつ行使されることを希望しておきたいと思います。

○首尾木政府委員 現在の自然公園法のほうにも「担」というようなことが起って来る可能性はきわめて少ないと、いうふうに理解をしていいであります。

そういう点につきましては、この法律では「国又は地方公共団体が所有」しておる公有地域についてのみ原生自然環境保全地域というものを指定するというような考え方にしておるわけでござります。

長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようと
するときは、「あらかじめ」云々から、「当該土地
を所管する行政機関の長の、地方公共団体が所有
する場合にあっては当該地方公共団体の同意を得
なければならない。」ここで非常に強い規定が出で
きておるわけですが、これは同意が得られない場

次に問題は、自然環境を保全するための保全事業といふものがあるわけなんですが、この保全事業といふのは一体どういうものをさされるのか、お教えをいただきたいと思います。

○首尾木政府委員 保全事業の種類でございまますが、原生自然環境保全地域等において考えられますが、保全事業につきましては、たとえば保全のための標識でありますとかあるいは保全のための歩道等でありますとか、あるいは防護施設といったよろくなものでございます。

○西田委員 これは私は規定として設ける必要もなかろうと思うのです。当然受益したってあたりまえのことであつて、著しい利益を受けるようなことがはたしてあるのかどうか。まあ最近の土地成金のように何億というような収益があるといふことでもないだらうし、それに、わずかの金がそのことによつて利益を得たからといって、負担をしなければならないというようなことは、私問題のように思ひわけです。ただそれが、この「利益を受ける者」というその「者」の解釈ですが、そ

うふうに理解していいのですか。
○首尾木政府委員 さようでござります。これはも
し、調査等によりましてそういうような地域
があり、これを原生自然環境保全地域として一体
として管理する必要があるということござ
りますれば、その土地を買い上げまして公有化
した上で、それを原生自然環境保全地域に指定を
いたしたい、かように考えておるわけでございま
す。

合にはどうなるんですか。

○首尾木政府委員 法律上、同意を得なければ決定するわけにはまいらないということでございますが、たとえばこれは国有地でありまして、そぞら所管いたしております行政機関の長と申しまして、たとえば林野庁ということになります。それから農林大臣ということになりますし、また地方公共団体につきましては、この地方公共団体の議会で決議も経た同意ということにならうかと考えておりますが、公共団体でござりますので、そぞら

それから、自然環境保全地域につきまして具体的に考えられます。保全事業の種類といたしましては、植生復元施設、砂防施設、防火施設、給餌施設、これは鳥等の給餌施設であります。それから巡視歩道、病害虫防除施設その他、先ほど原生自

れはいわゆる地方公共団体とかあるいは一つの構成されておる部落であるとか、まあいわゆる町内ですね、町というようなことに理解をしておられるのかどうか。そうだとするなら非常に問題があるよう思うのですけれども……。

○首尾木本政府委員 現在は國の買い上げというう
とでございませんで、一応、先ほど以来お話を出
ておりましたが、本年度、四十七年度の予算から
思つのですが、その國が買ひ上げた場合、その価
格等の査定は一体どうなるのか。

うすぐれた原生自然環境保全地域を指定するということにつきましては、今後熱意を持って臨むことといたします。今後熱意を持つて臨むことといたしまして、同意は得られるものというふうに考えておるわけでござります。

然環境保全地域において申し上げました保全のための標識、制札、それから防護施設といったよろこびをもつて、これは、要するに保全事業なものでございまして、これは、要するに保全事業に基づきますその地域の規制に關する施設にての事業を保全事業といつていいわけでござります。

○首尾木政府委員 本条の趣旨は、この責任である者というのは具体的には個人を考えておるわけですが、ござります。

地方公共団体都道府県で交付公債を出しまして、したがいまして、交付公債を交付することによつて土地を都道府県が所有する、都道府県の所有とすることになります。したがいまして、その土地の買い上げ等につきましては、その価格決定等につきましては、これは、そういう土地の実情を十分よく知ております都道府県においてその土地の価格を評定するというようなことにならうかと考へております。

○西田委員 それだけ得られるものだから得たまへばならないとなつたわけでしょうけれども、得たまへばなかつた場合どうするのかということを聞いておるわけですよ。特に国の所管する行政機関でどちらから、たとえば農林省との関係になるわけですね。そうすると、農林大臣と、まことに長官の前でござりにくいことですが、環境庁長官との力関係といふものもある程度生じてきはしないか。少なくともこの環境保全法案が出てくるまでに農林省と

間すでにあればだけの問題が出てきたわけです。私どもは新聞でその報じられる範囲しか知りませんけれども、かなり林野庁が強硬な態度であったというようなことも言われておるし、そのためには、同意を得られるものということになる。場合には、同意を得られるものということになると私はこの点非常に憂慮せざるを得ないというようなことを考へるわけですが、長官いかがですか。

○大石國務大臣 これはおっしゃるとおり、一つの力関係もあると思います。今まで環境庁でございません、国立公園部がいろいろと満身創痍傷だらけのもので、あらゆるスーパー林道であるとか観光道路によつていろいろ自然が破壊させられましたのは、これは一つは力関係であると思うのです。やはり一つの部でありまして非常に弱いところがあつた、原因是。しかし今度は環境庁とい

うりつぱな役所ができました。りつぱというのにおかしいですが、役所ができましてここががんばつているわけです。ですから、ここで役所はいついたようなことを考へますと、やはりその影響を提示するといつたような重大な意味を持つておりますので、その土地を所管する行政機関、それから当該土地について、公共団体でございますが、当該土地を公有のものとして持つてゐる趣旨と

そういうたよな地域につきましては、これは国立公園管理員といふものが現実にもそつたよなところについての取り締まりということにタッヂができるようかと考えております。しかし、他の地域あるいはこの法律によります広い自然環境保全地域といつたようなものにつきまして、現在の国立公園管理員の手でこれを十分に守つていくことはほとんど不可能に近い現状にあると思っております。したがいまして、私どもはそつたような管理員の今後の充実をはかるとともに、当面都道府県における自然環境の保全に関する行政に従事している職員の協力をも得、また現在そつたような国有林の管理に当たつている職員等もござりますので、そつたようなところの協力を得まして、こういったようなところの取り締まりということについて遺憾なきを期していきたい、かように考えておるからだというふうに思つています。

○西田委員 ちょっと答弁があいまいでほつきりしないのですが、結局同意を得なければならぬままでとは比べものにならないほどの力がでけておりますので、その努力をもつてすれば、必ず各官庁も相当の敬意を払つてくれているはずでござります。そこで、この力関係におきまして、いよいよ考へたわけでございます。

○西田委員 これは大石長官に、ぜひとも激励をしておいても、内閣はいかわるかわかりませんので、場合によると長官がかわられるかもわからな

い。しかし、そうなると、やはり条文の文言といふには、「これは長官の許可を必要とするのですね。」

○首尾木政府委員 第二十五条の第四項におきましてもしがたがないわけですが、ぜひその点は環境庁大いに力を發揮してもらいたいといふに思つております。

○西田委員 次に、自然公園法との関係ですけれども、自然環境保全地域に指定された場合、十七

条に定められる各項目の行為を行なおうとするときには、「これは長官の許可を必要とするのですね。」

○首尾木政府委員 第二十五条の第四項におきましてそういうことになつております。

○西田委員 そうしますと、自然公園法の第十七條でしたかね、国定公園においては、これは県知事の承認を得ればできる行為が、非常にこれに該当しておるわけですね。「工作物を新築し、改築し、又は増築する」「木竹を伐採すること」「鉱物を掘採すること」、土石を採取することと並んでおるわけであります。これは同じ項目なんですが、そうすると、国定公園のほうはこの指定地域からはずすということになつておりますね。一体これはどうなるのですか。片一方は環境庁長官、国定公園のほうは県知事でよろしいということになるわけですが、そこにそこは来たしませんか。

○首尾木政府委員 この法律によります自然環境保全地域における環境庁の長官の権限というものも、この法律によりましてその一部を都道府県知事に委任することができるということになつておりますので、こまかいものにつきましては都道府県知事に委任をすることができるようになつております。これは先ほど先生から都道府県に何らの権限がないというふうなことでございましたが、そういう点につきましては環境庁長官の権限を都道府県知事に委任をした限度におきまして、それが当該都道府県の職員がその地域においてのいろいろの取り締まりといいますか、そういうふうなものもできることが、この法律に根拠づけられるのであるわけでございます。

○西田委員 ではちょっと私の読み違いかもしわざいませんが、その特別地域についてのそうした行為を知事に一時委譲するという規定はどこにありますか。

○首尾木政府委員 第四十三条の規定でござります。

どこの都道府県にいっても与野党そう争つてゐるところはないわけです。県民の福祉、利益のためにというようなことでやられると、これは長官の委譲されないとと思ふ。片一方はすでに法律で国定公園として知事でよろしいということになつてくると、その差をどうされるか、ギャップをどういうふうに調整されるか。これは重要な問題のように思うのですが、いかがでしょうか。

な権限を持った内容のものをつくれないのが現状でございまして、ある程度の後退かもしれないが、やはり妥当しなければならぬ面があるのでございまして、実際ならば自然環境保全については、われわれはやはりできるだけ強い権限を持ちたいと思います。何ものにもさえぎられない正しい行政を行なうようにしたいと思いますけれども、やはりそのようないろいろな妥協が当分の間はやむを得ませんので、そういう低い段階からだんだん伸ばしていくこうという考え方で、この辺でがまんしたわけでございます。

○西田委員 そうしますと自然公園法との関係の調整のために話し合いはする。しかし都道府県の利害関係と国の利害というものは当然必ずしも一致するとはいえませんね。したがって、これは話し合いでの調整がなかなかむずかしいというような場合、自然環境を保全するためには自然公園法の改正もあるいは起るかと思うのですが、そういうことが起こり得た場合、自然公園法を改正するのか。あるいは自然公園法が現在あるから、この環境保全法を改正するのか、一体どちらに歩調を合わせつかということなんですね。

○大石国務大臣 どちらに歩調を合わせますか、それは考え方ですが、別々になっているのは非常に形が悪いし、これはうまくありません。いずれは近い将来一本のものにしなければならぬと思います。たとえば現在の段階におきましても国立公園で守つておる地域の場合と原生自然の地域の場合では、これは原生自然の地域を守る権限がはるかに強いのです。ですからわれわれは国立公園の地域も原生地域もむしろこれに適用していくこうという考え方でありまして、自然に移行させて、どちらがどちらということは一つの未分化のような方向にできるだけ早く持ってまいりたいと考えております。

○西田委員 続いて何条でしたか、生業ということばが出てくるわけです。環境保全はしなければならない。しかし生業に関しては、これはやはり「生業の安定」ということばがありますね。その

生業の範囲についてひとつ考えておられる考え方をお聞かせいただきたい。

○首尾木政府委員 これはここに書いてございまして、代表的なものといたしましては農林漁業等を考えておるわけでございまして、「等」というものの中に何が入るかということをございますが、これは生業ということの範囲から申しまして、何といいますか大規模な工業といったようなもの、これはその中に入つておらないということは明瞭でございます。ただいまちょっとおことばがございましたような、なりわいと申しますか、そういったような性質の業態を考えておるわけでございます。

○西田委員 生業というのは非常にむずかしいのですね。生業か企業か職業かという、そこの区分というのは非常にむずかしいから私は聞いてみたわけです。なりわいということでしょう。食うていくために、生きていくための最小限度のことを考えてするのか、あるいはある程度文化的な高度のものも含めるのかということになつくると非常にむずかしい。そうすると、これは生業、これは生業でない、という区分けをいつどういう基準できめるのか、非常にむずかしい問題だから私は聞いてみたのですが、その基準を一体どういうふうにお考えなのか。

○大石國務大臣 これはどの分野でもそういうことはござります。結局はこれは正しい常識で判断する以外にないと思うのです。ですから私はいつも、こういう基準ができる間、自分の常識を中心としていろいろな許可なり不許可のことをきめてまいりましたが、やはりそういうことじやないでしようか。やはり一つのある信念を持って、この立場からいわゆる良識と申しますか、そういうもので判断する以外に道はないと考えております。

○西田委員 その良識なんですよ、問題は。その良識だけれども、その持ち方によつては相当やはり尺度が長くなつたり短くなつたり、大きくなつたり小さくなつたりするのです。たとえば一つ

の漁村があるとしましょう。そこで全部が自分で漁船を一つずつ持つてやつて、この場合、はたしてそれが企業かといふと、私はそれは一つの生業だといふように理解していいのじやないか。

ところが漁船の大きさが、たとえば馬力が三十馬力と十五馬力とあった場合、三十馬力以上がときめれば、たまたま二人か三人おつた場合に、生活

程度、水準といふのはそつ変わらないのに、たまたま持つておつたものが、漁船の機関の馬力によつて指定された場合に、非常にそこにバランス

といふか、不公平ができるわけです。ですか

らぞういちふうに常識だといわても、そうする

とまた常識で判断できない。ただここではそれが常識としても、今度は別の漁村へ行つた場合には、

そこは五十馬力のモーターが普通だといふうにいわれた場合に、またここに不公平が生じてきま

す。だからそういう尺度といふものは明確にしておかないと、逆に言えば、これは生業だといつて逃げられる方法も一つあるし、といってそれはいけないというふうに、ほんとうに生業といふうに解釈されるものまで企業のようになつて保護されないといふような場合も生じてくると思ひます。その点は私は非常にむづかしい問題であると思うけれども、ただ単にそういう常識で判断だといふことではなしに、やはり一定の基準を出してももらいたいといふことを要望しておきたいと思ひます。

次に、これは少し話がそれるかもわかりませんが、天然記念物等がたくさん指定されていますが、すでにそういう天然記念物の生息が困難になつてきつておる。ところが、文化財保護法の中で天然記念物といふものは保護しなければならない、そしてその環境も守らなければならぬとなつておるわけですが、最近、トキにしてもホタルにしても、環境が守られてないという場合がたくさんあるわけです。ですからそれは文化財保護法のほうではどうにもならないものですね。これについて今までの自然環境保全法は効果が波及するのかどうか、お伺いしておきたい。

○首尾木政府委員 文化財保護法によります指定のございましたものも含みまして、こういったような地域の指定ということをやるような考え方になつております。

○西田委員 そうすると、現在この法律が適用されるということになると、たとえばここは有名なホタルの産地であつた、その産地に工場が誘致されてきて、排水のためにホタルが死滅してしまつたというより、ホタルの食う、食糧となる二ナ類がその水の汚染のために死滅してしまつて、ホタルがほとんど壊滅状態になつておるというような場合には、そうした工場の排水等についてもこれによつて規制できるのか。

○大石國務大臣 排水の問題は、これはいまの水の汚濁防止法、そういうほどでひとつ注意する以外にないと思うのです。ですから、問題は、そのような工場ができる、污水を出して、そしてそのため環境が破壊されてから発動するのでは、これはだめだと思うのです。それ以前に発動する。

それ以前に工場が来ないよう押えるというところに、この法律の生かし方があると思うのです。

たとえば、加藤シヅエ委員長から言われたのでは

れが、この前、テレビで見たけれども鉄道のタンクヨウヅル、あれは水路を掘つてあんなぶちこわすはずがないが、せひ何とかおさえ守れという御命令をいただきました。私もそう思う。ああいうものについては、そつこわすまでいっておりませんか

うのではありませんか。それで守れると思ひます。

その点は、この法律が国会の末期になつたといふことになるのなら、一体そういう自然といふものは保護できるのかです。

○大石國務大臣 先ほど西田委員からも御理解の

あるお話をありましたように、やはり自然環境と

そういうものは、一片の法律とか一個の役所だけで守

れるものではありませんで、全国民がそのような認識と協力を持たない限り不可能だと思います。

そういう意味では、このような法律をつくります

ことも、そのような国民に対する理解と協力の一

つの大きな土台になると思うのです。ですから、

そういうことで、これをつくりまして、さらに県の自然保護条例もこれをうしろからバックアップ

してあげれば、そういうことが土台となりまして、

おのずからやはり、各小さな地域にでも、そのよ

うものの考え方がしみ通つていきますし、その

防的に早く網をかぶせるということが、大きい効果があるのではないかと、さつき申しましたが、

考えておるわけであります。

○西田委員 そこで国定公園法とも関連が出てく

るわけです。国定公園法ではそういうことが許されておるわけです。知事が承認をすればそういう

工場を建てるのもよろしいということになるわけで

しょう。だから、いまおっしゃる長官の本質の排

出基準といふものは、これは人体の影響と健康被害並びに環境被害とはいうものの、非常に規制され得るもの以外でも、二ナといふのが死んだりするわけですね。タンチヨウヅルのえさにしてもそうなります。生息地にしてもそうだと思います。そうすると、定められた基準を全然おかしてはいけないけれども自然の破壊をしたということが出てくるわ

けです。そうすると、それが人体に影響を及ぼした場合には先日できました無過失でこれは無過失

のもので、日本の自然環境が全国的に破壊され

ればいいのか、一体どうしたらしいのかという問

題が出てくるわけです。これではどうにもならぬ

ということになるのなら、一体そういう自然といふものは保護できるのかです。

○大石國務大臣 先ほど西田委員からも御理解の

あるお話をありましたように、やはり自然環境と

そういうものは、一片の法律とか一個の役所だけで守

れるものではありませんで、全国民がそのような

認識と協力を持たない限り不可能だと思います。

そういう意味では、このような法律をつくります

ことも、そのような国民に対する理解と協力の一

つの大きな土台になると思うのです。ですから、

そういうことで、これをつくりまして、さらに県の自然保護条例もこれをうしろからバックアップ

してあげれば、そういうことが土台となりまして、

おのずからやはり、各小さな地域にでも、そのよ

うものの考え方がしみ通つていきますし、その

防的に早く網をかぶせるということが、大きい効

果があるのではないかと、さつき申しましたが、

考えておるわけであります。

○西田委員 最後に私は、この法案、天井のない

環境でございまして、早くそのような全国民的

な協力と理解を持つようになりたいと考えるわけ

でござります。

○西田委員 最後に私は、この法案、天井のない

自然環境についてもこの法案で全部カバーする

かやとまでは言いませんけれども、そういう意味

では、ばさっとかぶせた網ではあるけれども、ところどころに大きな穴があいておつて、たいへん逃げるところがたくさんあると思う。つかまえてみると魚は小魚ばかりだったということにならな

いように、環境庁長官はじめ皆さまの一そつの努力をひとつ期待をいたしまして、私の質問を終わ

として検討されているということを聞きましたけれども、自然環境保全地域のほうですね、そのほうは大体何カ所ぐらいのところが予定されておるのか、どれぐらいの面積のところが予定されるのか。大体どういう構想でおられるのか、聞きたいのです。たとえば現在の国立公園地域、国定公園地域、全国で約三百萬ヘクタールくらいあるということを聞いておりますが、そういうところでも、御存じのように、その国定公園地域に対して指定解除するかしないかという問題が起こっているわけです。ですから、大体それと比べて、全國で約三百万ヘクタールというのだけれども、今後自然環境保全地域として考えられているのは、現在の国立・国定公園地域と比べて何倍ぐらいの地域を指定されようと考えておられるのか、聞きたいのです。

○首尾木政府委員 自然環境保全地域につきましては、これは実ははなはだ懸念でございますが、まだどれくらいの大きさのものがとれるかということにつきまして、たゞいま申し上げる程度の数字を持つております。これはできるだけそういふ地域の指定ということについて努力をいたしましたとして、できるだけ広くとつていただきたいという考え方でございます。

〔委員長退席、始閔委員長代理着席〕

○米原委員 具体的な問題を一つ聞きます。

例の志布志湾ですが、私はあそこに二回、この前も行ってきたのですが、この委員会でも大臣が発言になつて、いま鹿児島県のほうから出している案ですね、ああいうものである限りは、国定公園の指定解除はできないというような発言が、先日もこの委員会がありました。実際に見ますと、あの志布志湾へ行ってみてわかるのは、国定公園の地域として指定されているのはほんの一部分であります。あそここの自然環境を見ますと、単に一部じゃないかということを感じるんですよ。そうすれば、あそこに起こっている問題もむしろあの地域の大部分を自然環境保全地域として指定すべき場所

つく。ただ、今までの国定公園の指定解除だけじゃ、技術者にいろいろ聞いていますが、指定解除しなくて、やろうと思ったらできるんだという意見もあるらしいのです。指定されている地域外のところにつくっていく。そうすると実際は、それをやられてしまうと、逆に、指定解除しないという方針をとっていても、そこのはうが先に一部分でも開発が起こってきますと、せっかく国定公園の指定を解除しないんだという考え方でおられましても、事実上解除せざるを得ないところに環境庁が逆に追い込まれてしまうんです。そういう地域になつているということを、実は環境庁の方に来てもらつて、国定公園の地域がどれだけの範囲があそこで指定されるかを聞きまして、そういう状態になつているということがかわったんです。がね。ですからこういうところはまず——もちろんいろいろな条件を調べられなければなりませんが、私たちが一番望むのは、逆に今度のこの法案ができたら、自然環境保全地域として、あそこはああいうものにしないという考え方でまず指定してほしい、こう考えるわけですが、こういう点について見解を聞きたいと思います。

守つてやろうという気持ちになつてゐるわけでござります。たとえば琵琶湖の開発法案が通りました。やむを得ず、これは通りましたが、反対等が——少なくとも琵琶湖の開発法ができましたにつきましては、あの琵琶湖の周囲がいたずらな開発によつて汚されないよう、より厳重にこれを監視する必要があると思うのです。そういう意味で、あそこをさらに国立公園に格上げするとか、あるいはさらにもつと国定公園の地域を広げるとか、あるいはこの法律を適用するとか何か考えて、その開発計画を立てますについても、いわゆる無秩序な不潔な破壊にならないよう守つてやろうという考え方を持つてゐるわけでござります。そのようなことで、おっしゃるとおり、先ほど西田委員にも、できるだけ広く網をかぶせたい意向であるということでござりますが、その辺むしろ、何も開発のじやまをするものではありませんけれども、無秩序な破壊から自然を守るためにできることの先取りをした考え方を進めていきたいと思う次第でござります。

く一定のところを破壊させないと、手を打つておかないと、その周辺から事実上はやられますと、指定することが実際上できなくなってしまう。手おくれになってしまふ。この点をどうしても考えてもらいたいと思うのです。

それで、実際には具体的にどのような地域を指定するかということは政令に基づいて環境庁長官がされるわけですけれども、たとえば原生自然環境保全地域の場合でも、国有林は除外されてしまうわけです。その他国有地、公有地についても所有する行政機関の長の同意を要するということです、指定はかなり制約されているわけです、この法案を見ましても、そういう点でも早く構想を立てて、早く指定をしませんと、実際には長官自身の腹の中ではいまの新全縦ではどうもまずいということがあると思うんですけれども、実際はどんどんもう事実上進められてしまっておる。指定しようと考えたときには手おくれになってしまふ。この点が一番問題点ではないかと思っているわけですね。

それからもう一つの問題点は、これは指定されたところが保護されるということがこの法案の特徴なのですが、これはその指定が実際問題になつてくると、指定地域に既成事实がもうできてしまつてなかなかしにくくなる。だから初めに予定されたより非常に狭いものになつてしまつて、法案を実行しようと思っても役に立たないものになつてしまふということを心配しているのです。同時に、こういう法案をつくりますと、逆に今度は指定されないところは何をやつたっていいのだということにもなりかねないので、指定されたところはなるほど自然是保護されるけれども、逆にこの法案で中途はんぱにやつてしまふと、指定されないところはどんどんやつてもいいということもなるわけで、そういう点がどうもこの法案では不十分じゃないか。この点、どう考えられるか、ひとつ長官の御意見を聞きたい。

指定はやはりしなければならないと思うのです。指定しないところは逆にどんどん悪用されるところがある。そういうところはあるかもしませんけれども、みながみなそなうなるとは限りません。悪用したいということころはもうかるところでなければ悪用しないわけですから、みんながもうかるかどうか。それはやはり判断でしょうねから、必ずしもそなうとは思いませんけれども、いまの段階では、日本の全国土をみんな自然環境保全して押えておくというわけにもまいりませんで、やはり段階的に進めていかないと——やはり指定は早く、広い範囲にしてまいりたいと考えるわけでございます。いろいろな業者、ことに、悪徳ともあえて言いませんが、いろいろな業者が暗躍しているいろいろな開発の予定地域を先取りして、かえって無理無理開発へ追い込むような情勢があることは確かであります。われわれはこれについては、環境庁のみならず、日本全体としてこのようなものを押えつけなければ、この日本の土地政策とか、何も実行できなくなりますので、これは十分に心する必要がありますが、私どもも自らの範囲内におきましては、できるだけ暗躍を防ぐために先取りして、できるだけ早く広く指定するといふことが望ましいと考えておるわけでござります。そのようにして、この法律ができましたならば——またこの法律が通りませんと、その方法も手段もありませんので、ひとつせひ御協力いただきまして、早く通していただきまして、そうしてわれわれがたいした強い武器でないにしても、この武器を使って多少でも日本の土地を守るよすがにいたしたい、こう考えておるわけでございます。

いそりうところも、もう業者がすぐに行つて土地の買ひ占めをやつたり、指定しようにも指定できないような事態が起る。それを押えていけるのはやはり住民の、世論の力だと思うのですよ。そういう意味でも住民のそういう意向を反映させるようにすることが非常に重要じゃないか。それが環境保全のためにも決定的な要因じゃないかとさえ、私は今までの経験から思うのです。

そういう点で日本弁護士連合会が意見書をこの法案に対して出しておますが、御存じでしょうか。そしてこの法案の修正意見も出ているのですが、その中の特徴は、日弁連が最近始終強調している例の環境権という考え方です。そういう意味でたとえばこういう考え方方が出しているのですね。

修正意見、「自然環境保全地域の位置の決定」または保全計画の決定に際しては、その何れかの段階において、これを一ヶ月間公衆の縦覧に供し、これに意見のある場合、その者は、環境庁長官に意見書を提出することができるよう「する」とか、「その場合長官はこれを自然環境保全審議会に付議するようにするべきである」とか、それから「保全地区・地域の指定について、右のような環境権による国民の指定請求申立権について配慮した規定を置き、その申立審理については行政不服審査法中処分についての異議申立の規定を準用するようすべきである。」とか、それから「保全地区内における行為の許可をする場合において許可のあつたことおよびその理由について、何らかの方法で公衆に公示する制度をとり、何人もこれに対してほしいというようなことが、そして具体的な修正案まで出して意見書としてわれわれのところにも送ってきておるのですね。私これは非常に重要な点じゃないかと思ったのです。こういう点を取り入れられる用意はないかどうか、これを聞きたいと思うのです。

いただいております。たとえば無過失賠償責任制度にしましても、あるいは今度の場合も、いろいろの御意見なりおしかし、御鞭撻をいただいておるわけであります。私どもは環境権といふものについてはやはり重大に考えております。いずれ近い将来には環境権といふものの考え方が定着しまして、当然それは国民の環境を守る大きな一つの柱になると私は考えまして、そのような時期の早く來ることを願つて努力したいと考えておるわけでござります。

ただ、いまいろいろ御意見がありましたので、一々お答えするわけにまいりませんが、一つその中に、指定をしたいと思つたなら一月前にそれを國民に公示していろいろ意見を聞いたらよからういうことでござりますが、これは私はあまり賛成できないと思う。なぜかと申しますと、われわれはその土地をきめるのは、この地域に指定したいと思うからそういう方針でいるわけですね。ですからそれに対しても、実はだれも反対してもらいたくないのです。ところが公示しまして意見を聞くと、あと必ず反対の意見が出てまいります。それは利益を得たい者とかいろいろな手を使いまして出てまいりますと、かえって混乱していろいろ激しくなると思うのです。

私は住民運動といふものは非常に大事に考えております。おっしゃるとおり日本の自然保護運動がこれほど盛んになりましたのも、住民の中にこのような機運が非常に大きく醸成されておった。たまたま環境庁がてきてそれに口火を切つたから、これは一べんに爆発したのだと思いますけれども、そのように住民運動といふものはきわめて大事に思いまして、日本の環境を守るためにには住民運動を十分尊重して、これを正しく利用しなければならないと私考えております。

ですが、いまのような公示して意見を聞くなどということはかえつて、あまり聞かないで、私は指定する方針でいる場合には、それは反対の意見など聞くと、またかえつて指定しにくくなるでしょうから、むしろそういう場合には、できるだけ

け黙つて早くさつとして網をかぶせるほうがないのじやないか。その場合に反対するのは、いわゆるそのような周辺地域にあって困るような商売人とかそれから企業とか、そういうのが反対するかと思いますが、そういうところだけだと思いますので、私はそのような考え方はかえってやりにくいのではないかと思いますが、その他のものについては、いまとやかく申し上げるだけの意見もございません。

○米原委員 その場合の意見はなるほどわからぬではありますんが、もう一つ、こういうようなこともあります。保全区域内においてのある一定の業者なんかに工事を許可する場合にも、やはり許可をしていいかどうか、こういうことで住民の意見を求める、こうじうようにしてあるのです。どうです。

○大石国務大臣 さあ、それについても何と答えでいいか、的確なお答えのしようもございません。やはりそれにはいい面もありましよう、またいろいろ悪用する面もございましょうから、もう少し慎重に考えてまいりたいと思っております。

○米原委員 もう一つは、これは前に鳥獣保護のときにも聞きましたけれども、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に司法警察権を持つ職員を充てる問題がありましたですね。自然保護の場合にも鳥獣保護員と同様な自然保護員といいますか、自然保護官といいますか、こういうものを採用すべきじゃないかという、これは日弁連の意見書ですが出ておりますが、この点についてはどう考えておられますか。

○大石国務大臣 私は自然を保護するための相当の権限を持つた司法権もけつこうです。そのような権限を持つたいろいろな保安官といいますか、そういう種類の者があつたほうがいいというふうに考えます。しかしまでの段階では、この少数の人員の中で、定員の中では、そういうものはなかなか不可能だと思いますので、いろいろな段階を考えまして、もう少しはある時期が来たならば、そのような権限を持った者を中に置いて——いまは

警察の協力を得てやるはかないと思ひますが、そういう者も中には廣い協力を得ながら、われわれもそのような仕事ができる者を持つことが望ましいと考えるわけでございます。

○米原委員 あまり時間もありませんから、もうこれで質問は終わります。

ただ最後に、これは非常に重要な、ほんとうをいいますと國民が期待していた法案だと思うのですよ。それが逆に会期のこういう末になつて出てきたということは、はなはだ遺憾であるということを申し上げて、私の質問を終わります。

〔始闇委員長代理退席、委員長着席〕

○田中委員長 本日の質疑は終了いたしました。次回は、来たる十六日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十四分散会